



令和7年度

土木建築行政の概要

大分県 土木建築部



目次

本編

大分県の概要	1
土木建築部の組織	
土木建築部の組織	2
地方機関の概況	3
(1) 管内の概要	3
(2) 土木事務所の管轄地域と地方機関所在図	3
土木建築部の長期計画	
おおいた土木未来プラン2024	4
土木建築部の予算概要	
令和7年度予算(1) 部局別一般会計予算額	7
(2) 土木建築部の一般会計予算額	7
(3) 土木建築部関係予算の事業別推移	8
令和7年度のトピックス	9
土木建築部の業務・事業の概要	
土木建築企画課、公共工事入札管理室	11
建設政策課、工事検査室	14
用地対策課	18
道路建設課、道路保全課	20
河川課	24
港湾課	28
砂防課	33
都市・まちづくり推進課	38
公園・生活排水課	43
建築住宅課、公営住宅室	47
施設整備課	51
関係機関	54
大分県地域づくり機構	54
大分県住宅供給公社	55
大分県土地開発公社	57
公益財団法人大分県建設技術センター	58

資料編

土木建築部の予算概要	
1 土木建築部関係予算の事業別推移	66
2 建設事業の負担割合に関する調	74
(1) 公共事業	74
(2) 単独事業	78
土木建築部の組織	
職員の構成	79
各課(室)の資料	
建設政策課、工事検査室	80
道路建設課、道路保全課	83
河川課	93
港湾課	95
砂防課	99
都市・まちづくり推進課	105
公園・生活排水課	115
建築住宅課、公営住宅室	119
施設整備課	125

本 編

大分県の概要

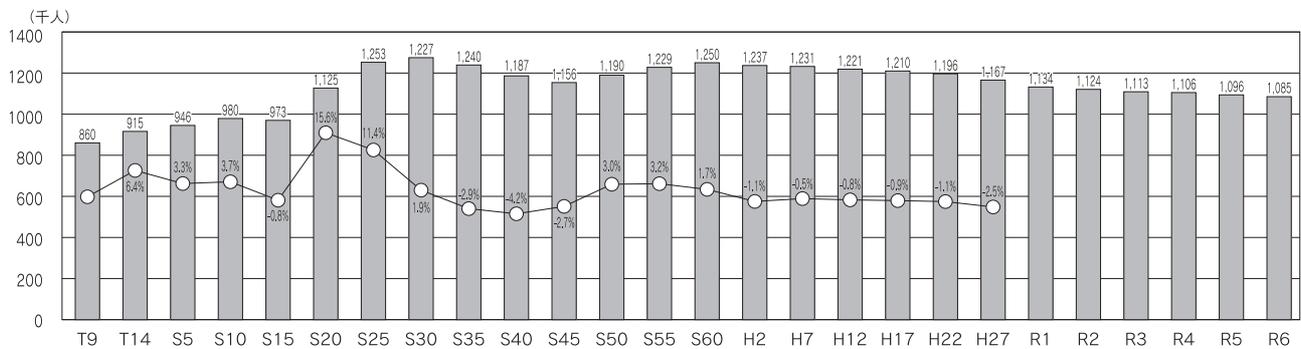
◆大分県のすがた



- 人口
1,085,198人
- 世帯数498,309世帯
- 面積6,340.71km²
- 市町村数
14市3町1村

(注) 1. 人口は令和6年版大分県の人口推計報告による。(令和6年10月1日現在)
2. 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。(令和7年1月1日現在)

総人口と人口増減率



(注) 1. 大正9年～平成27年は独立行政法人統計センター「政府統計の総合窓口」による
2. 平成30年以降は大分県の人口推計報告による

◆県名の由来

おおいたの名の由来は、8世紀前半に当時の政府が地方の状態を知るために編集した『豊後国風土記』にさかのぼります。それによると、“おおいた”について景行天皇に由来を求めています。天皇がこの地を訪れた時、「広大なる哉、この郡は。よろしく碩田(おおきた)国と名づくべし」と述べたとあり、これがのちに“大分”と書かれるようになったといえます。しかし、実際の大分平野は廣大とは言いがたく、地形はむしろ複雑であるため、“多き田”が“大分”になったとの見解が、最近の定説とされています。(大分の魅力徹底ガイド「GUIDE-O」より)



県花・県木「豊後梅」



県鳥「めじろ」



県徽章



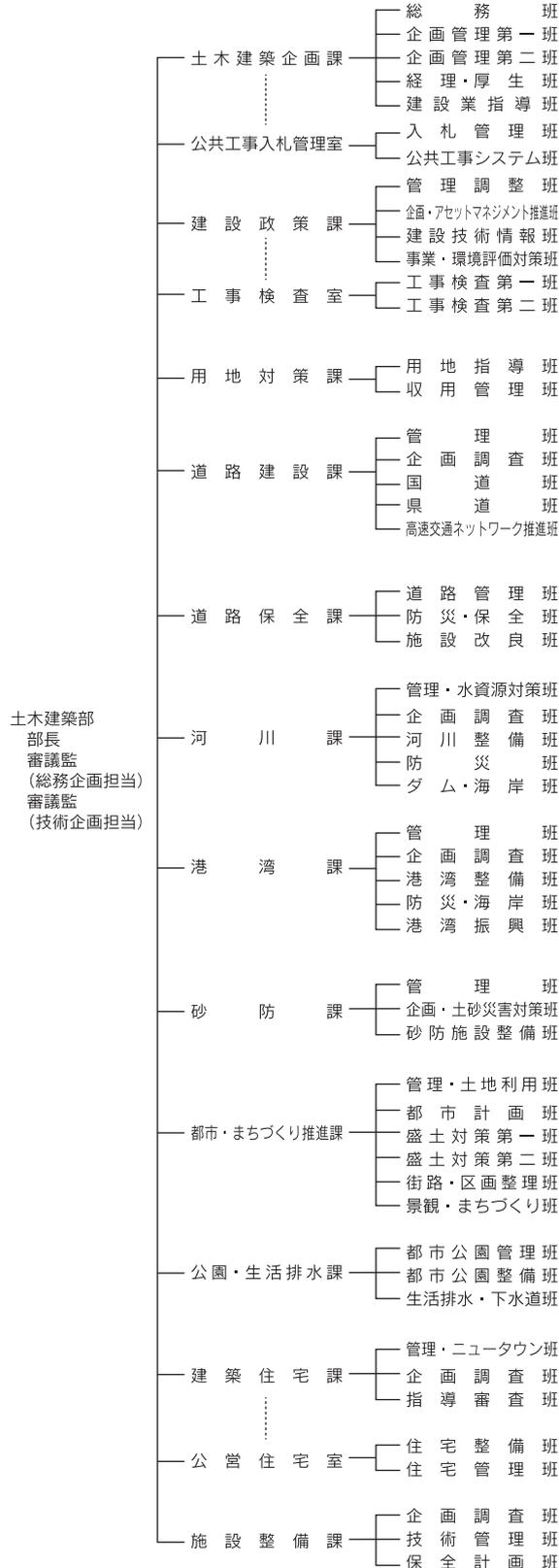
県旗

土木建築部の組織

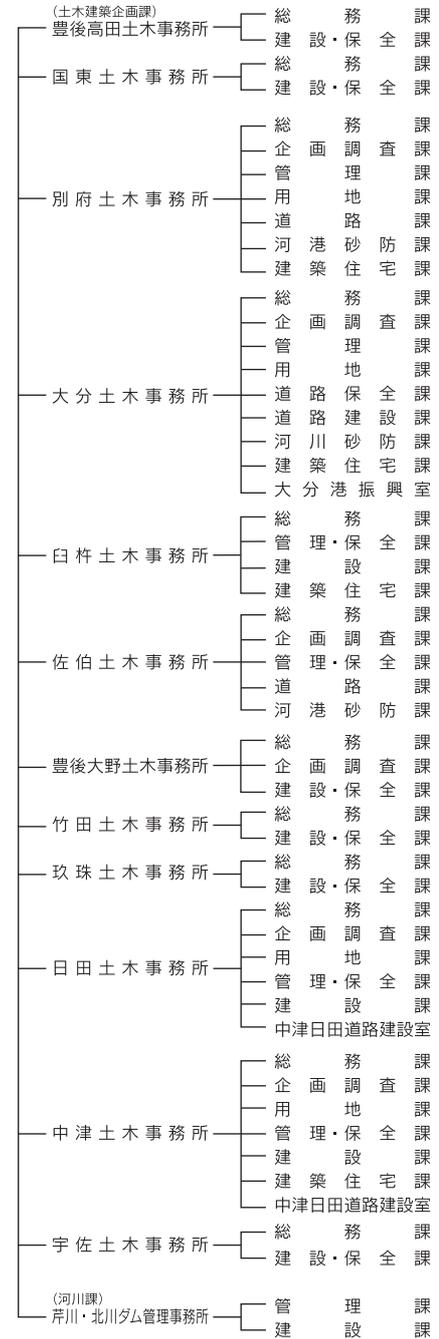
1. 土木建築部の組織

(令和7年4月1日現在)

(1) 本 庁



(2) 地方機関



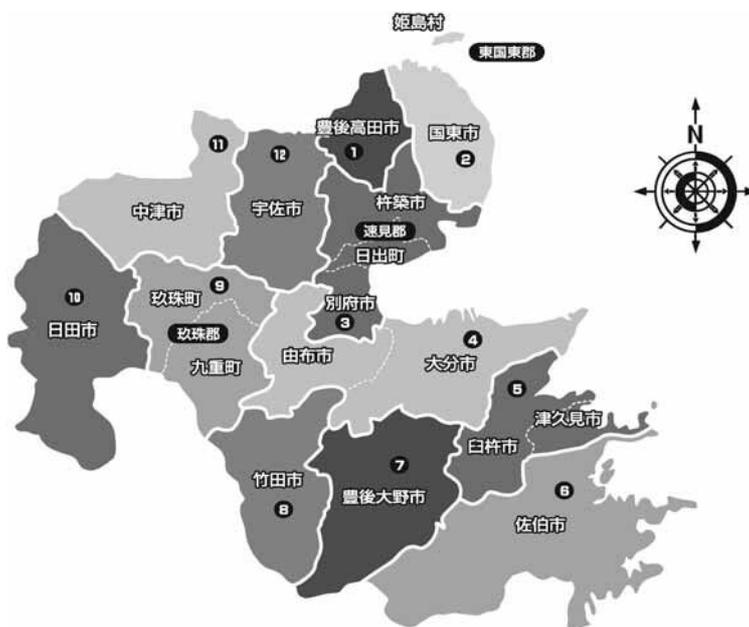
2. 地方機関の概況

(1) 管内概要

	名 称	所 管 区 域	面積(k㎡)	人口(人)	所 在 地
①	豊後高田土木事務所	豊後高田市(1市)	206.24	21,399	〒879-0621 豊後高田市是永町39 TEL (0978) 22-2285 FAX (0978) 22-2920
②	国東土木事務所	国東市、姫島村 (1市1村)	325.08	25,742	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1 TEL (0978) 72-1321 FAX (0978) 72-3107
③	別府土木事務所	別府市、杵築市、日出町 (2市1町)	478.68	165,500	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 TEL (0977) 67-0211 FAX (0977) 67-6480
④	大分土木事務所	大分市、由布市(2市)	821.71	503,098	〒870-0905 大分市向原西1-4-2 TEL (097) 558-2141 FAX (097) 552-5701
⑤	臼杵土木事務所	臼杵市、津久見市(2市)	370.68	47,793	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-254 TEL (0972) 63-4136 FAX (0972) 63-7885
⑥	佐伯土木事務所	佐伯市(1市)	903.14	61,806	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1 TEL (0972) 22-3171 FAX (0972) 22-9543
⑦	豊後大野土木事務所	豊後大野市(1市)	603.14	31,046	〒879-7131 豊後大野市三重町市場1123 TEL (0974) 22-1056 FAX (0974) 22-0978
⑧	竹田土木事務所	竹田市(1市)	477.53	18,409	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2 TEL (0974) 63-2108 FAX (0974) 63-3031
⑨	玖珠土木事務所	玖珠町、九重町(2町)	557.97	20,984	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1 TEL (0973) 72-1152 FAX (0973) 72-3074
⑩	日田土木事務所	日田市(1市)	666.03	58,881	〒877-0004 日田市城町1-1-10 TEL (0973) 23-2141 FAX (0973) 23-3174
⑪	中津土木事務所	中津市(1市)	491.44	80,644	〒871-0024 中津市中央町1-5-16 TEL (0979) 22-2110 FAX (0979) 22-2244
⑫	宇佐土木事務所	宇佐市(1市)	439.05	49,896	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1 TEL (0978) 32-1300 FAX (0978) 33-4956
	計		6340.69	1,085,198	

- (注) 1. 人口は令和6年版大分県の人口推計報告による。(令和6年10月1日現在)
2. 面積は国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。(令和7年1月1日現在)

(2) 土木事務所の管轄地域と地方機関所在図



土木建築部の長期計画

とおいた土木未来プラン2024

令和7年3月策定

計画の性格・役割

2024年（令和6年）9月に策定された大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」を補完するとともに、土木建築部が所管する各種計画を推進するにあたっての基本的な考えを示すものです。

計画の期間

2025年度（令和7年度）を初年度とし、2033年度（令和15年度）までの9年間。

県土づくりの目指す方向

これからの新たな県土づくりでは、これまでの土木建築部長期計画の成果の「継承」と新たなステージへと「発展」させるため、大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」をもとに、社会情勢の変化や時代の潮流を踏まえた新たな課題に対応する具体的な施策を、安心・元気・未来創造の3つの分野に織り込み、「土木未来」のある県土づくりを進めます。

基本目標	誰もが安心・元気に暮らし、希望あふれる未来を創造るときめく県土	
分野1 安心な暮らしを守る 強靱な県土づくり	(1) 流域治水の推進 (2) 土砂災害対策の推進 (3) 地震・津波・高潮対策の推進 (4) 交通安全対策の推進 (5) 社会インフラの老朽化対策と適切な維持管理 (6) 危機管理体制の充実	施策を進めるにあたっての視点 ○ 人づくり・組織づくり ○ 変化する社会課題への対応 ○ 効果的・効率的なインフラ整備 ○ 県民や多様な主体との協働
分野2 元気で快適に暮らせる 地域づくり	(1) 快適な都市空間の形成 (2) こどもまんなかまちづくりの推進 (3) 快適な住まいづくりと地域共生社会の実現 (4) 持続可能な環境づくりの推進 (5) 「おんせん県おおいた」のツーリズム支援	
分野3 おおいたの未来を創造する ネットワークづくり	(1) 広域道路ネットワークの充実 (2) 地域を支える道路ネットワークの充実 (3) 選ばれる港に向けた機能強化 (4) インフラ分野のDXの推進 (5) 建設産業を支える人づくりの推進	

『選ばれるおおいた』『共生社会おおいた』を支える基盤

お問い合わせ先

大分県土木建築部建設政策課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
TEL(097)506-4559 E-mail : a18700@pref.oita.lg.jp

詳しくは、ホームページをご覧ください

おおいた土木未来プラン

検索



と き 未 き 来 き 宣 言

～職員共通の価値観と行動指針～

土木建築行政を県民とともに推進していくため、私たち職員は次に掲げる「使命」や「3つの心得」を共通の価値観とし、日々の仕事に取り組んでいきます。



使 命

県土の明日を創る

私たちは、県民の生活を支える社会インフラを着実に整備、維持管理し、未来に継承していかなければなりません。



県民の生命と財産を守る

私たちは、災害に強い県土づくりに加え、災害が発生した場合などの緊急時に迅速な対応を行い、県民の生命と財産を守らなければなりません。



3 つ の 心 得

まずは現場へ

まずは現場へ赴き、県民一人ひとりの声を良く聴くことが大事です。そのうえで、地域の課題や問題の本質をしっかりと見極めます。



県民の視点で

利用者や地域住民など県民の視点で、地域と向き合い、寄り添うことで、地域の課題解決につながるものは何か、県民にとって必要なものは何かを判断します。

より良いものを

社会インフラは、県民に長く利活用されることで、その価値を十分発揮します。現状に満足せず、将来を見据えて、より良いものをつくります。

土木未来行動指針

私たち職員一人ひとりが『使命』や『3つの心得』を共通の価値観として意識し、次に掲げる『行動指針』に基づき、誇りを持って仕事を進めていきます。

① すぐに駆けつけます

土木事務所は、社会インフラの管理や維持補修を通じて、住民の暮らしに密接に関わる「地域の総合防災センター」として、安全・安心を提供します。

土木事務所の職員は、道路や河川護岸などの異常についての地域住民からの要請や災害による施設の被害が発生した場合など、すぐに現場に駆けつけ、迅速に対応します。

② よく見、よく聴きます

土木事務所の職員は、現場主義を徹底し、地域の課題や問題の本質をしっかりと見極めます。また、本庁と土木事務所が連携して、地域住民や利用者など県民の意見をよく聴き、さまざまな関係者と協働しながら、県土づくりを進めていきます。

③ 常に改善していきます

県民ニーズの多様化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、既存の手法にとらわれない、より生産性の高い仕事の進め方に変えていきます。

10年後のさらにその先も見据えて、常に改善を図りながら、県民に信頼される土木建築行政を進めていきます。

◆日々のパトロールや出水期前点検などにより、施設や地域の状況をよく見て、県民の暮らしを支える社会インフラの維持・管理に努めます。

◆地元説明会などを通じて、土木建築行政への理解を深めてもらうとともに、事業や取組の内容について意見を交わし、地域住民との合意形成を図ります。

◆県内12箇所配置されている土木事務所の利点を活かし、地域住民の要請から1時間(1hour)を目途に現地を確認し、対応方針を1日(1day)以内にお伝えするよう努めます。

◆災害などの緊急時は、建設業関係の団体と協力し、道路の啓開や被災箇所の応急対応を迅速に行います。



◆部全体で、戦略的にDXを推進するなど、業務改善に取り組むとともに、職場研修などによる、技術の伝承・研鑽に努めます。

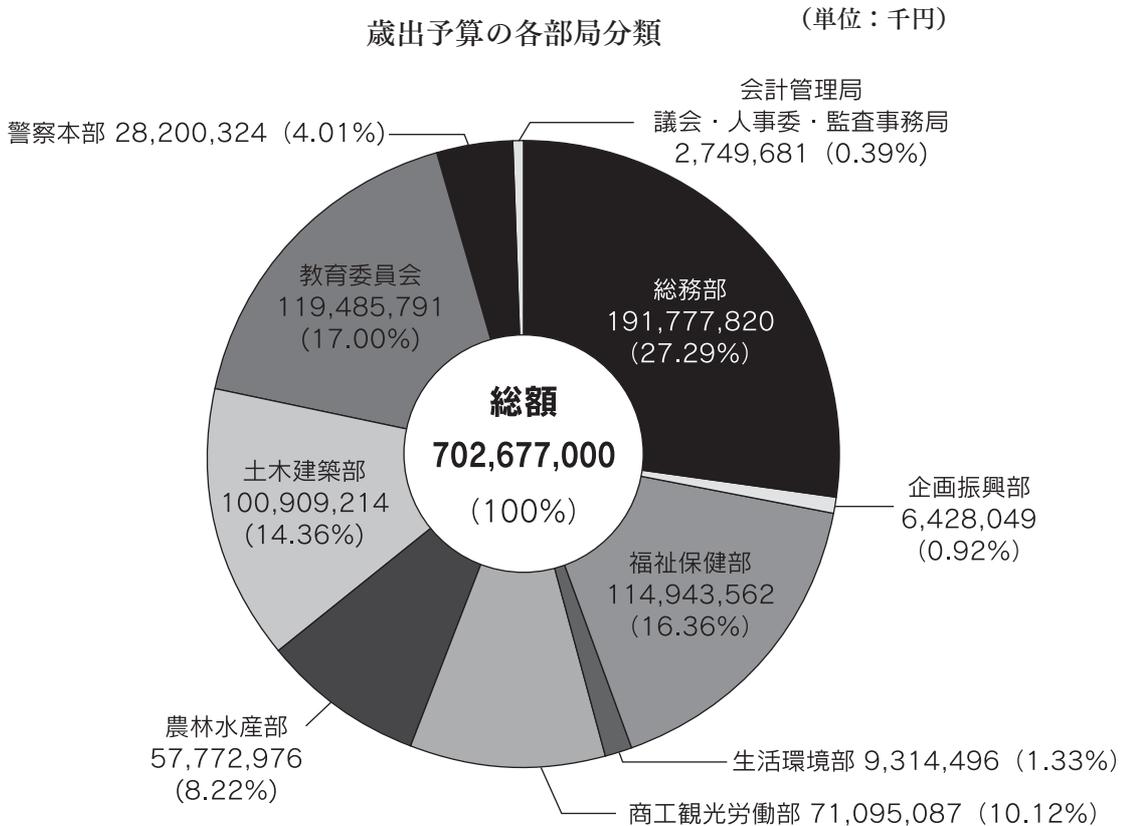
◆重要な課題には、組織横断的なプロジェクトチームを編成するなど、課題解決を図ります。

◆土木未来教室やBUILD OITAの取組などを通じて、土木・建築のすばらしさを伝えることで、将来の人材確保を目指します。

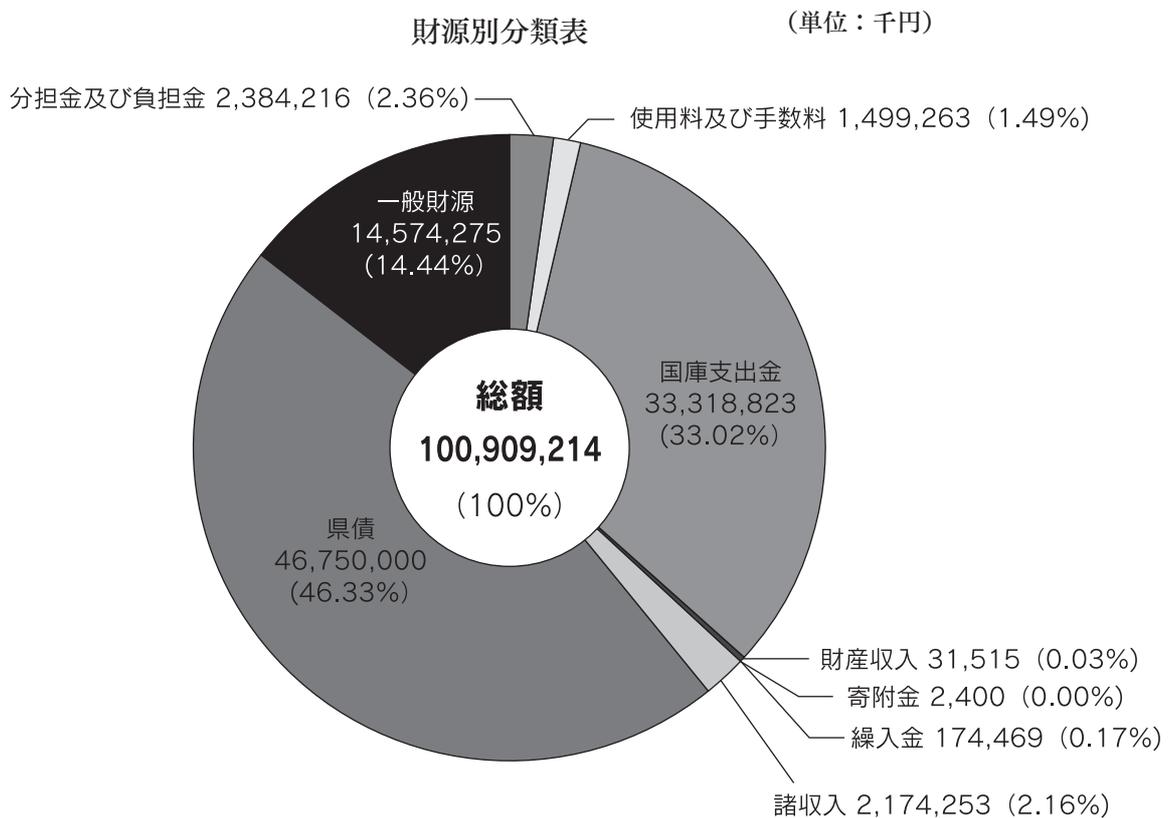
土木建築部の予算概要

令和7年度当初予算

(1) 部局別一般会計予算額

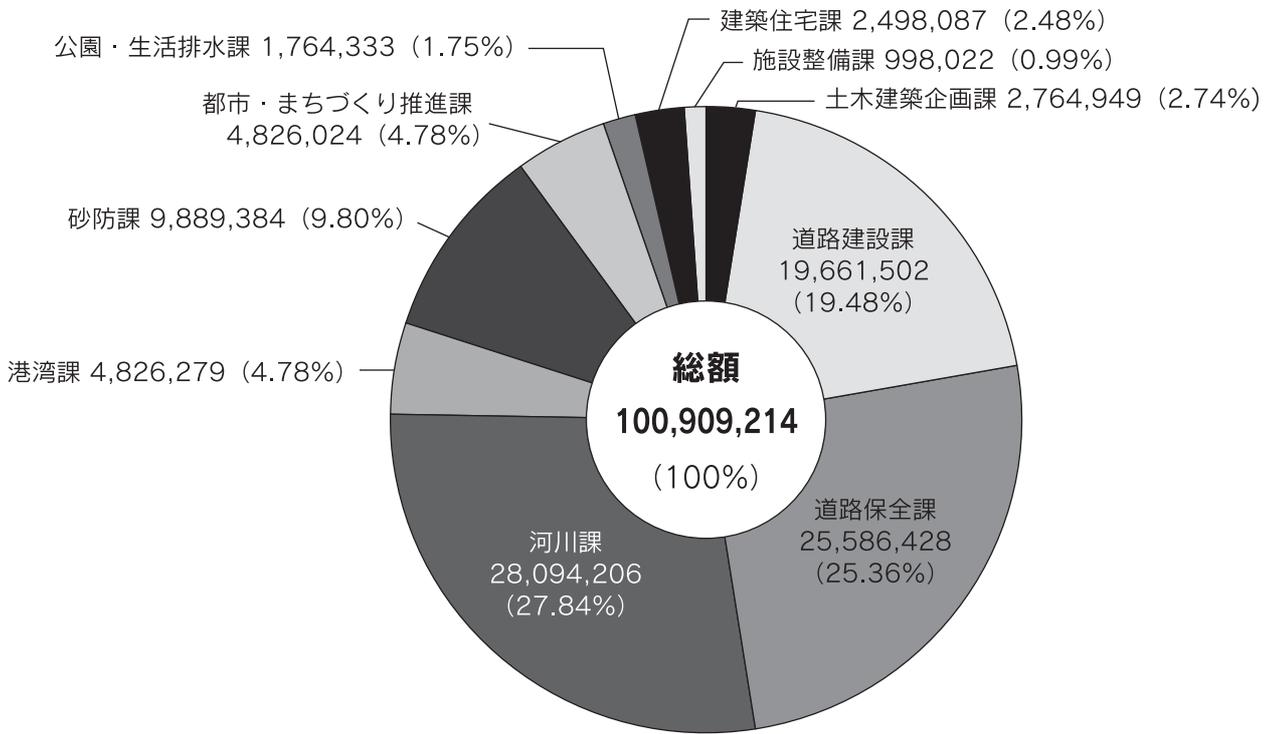


(2) 土木建築部の一般会計予算額

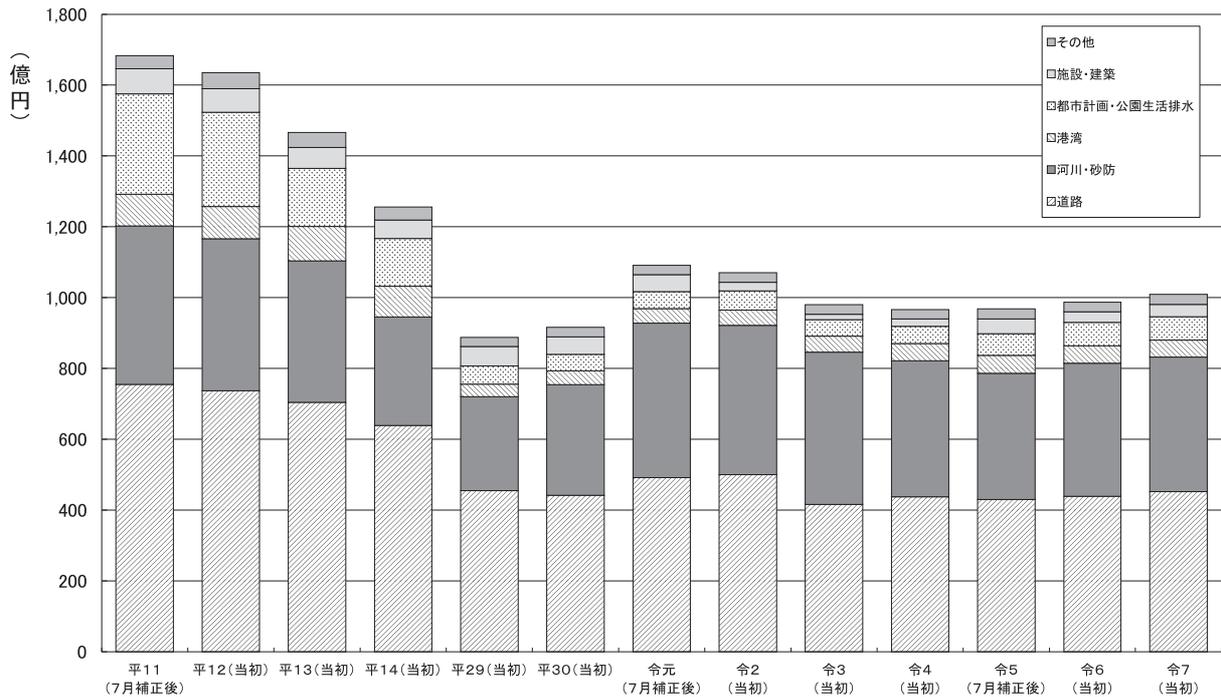


課別分類表

(単位：千円)



(3) 土木建築部関係予算の事業別推移



令和7年度のトピックス

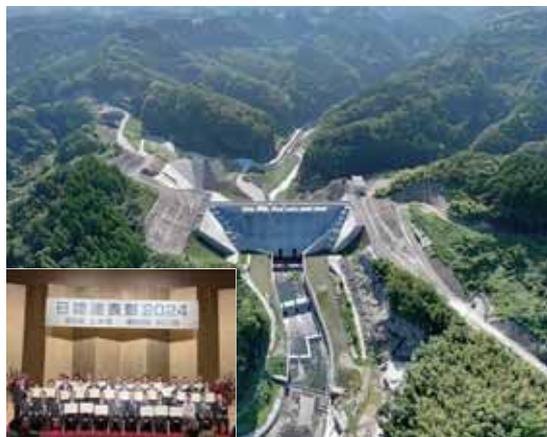
河川課 玉来ダムの建設技術が国内外で高評価

玉来ダム建設地は、阿蘇山の火山活動による火砕流堆積物が複雑に分布しており、地質上の技術的課題を有していましたが、日本最大規模の「傾斜型造成アバットメント」による堤体安定性の確保や、超高透水性地盤に遮水層を構築した「複列カーテングラウチング」など、綿密な調査検討と多くの創意工夫によりダムを構築しました。

このような建設技術が評価され、「土木学会 技術賞（2023年度）」、「日建連表彰2024 第5回土木賞」を受賞しました。

また、第10回アジア土木技術国際会議 ACECC Civil Engineering Project Awardにて最高賞にあたる「Outstanding Civil Engineering Project Award」の受賞（日本で2例目、ダム事業では日本初）が決定するなど、海外からも評価されています。

玉来ダムは、多くの火山性地盤における技術的課題を克服したことで、全国のダム建設の可能性を広げました。



玉来ダム（竹田市）

港湾課 臼杵港（下り松地区）新フェリーターミナル供用開始

平成15年度から整備を進めてきた臼杵港下り松地区において、令和6年度末に全体2バス計画のうち1バス目が完成し、令和7年5月に新フェリーターミナルの供用を開始しました。

フェリー航行の輻輳が解消され安全性が向上するとともに、耐震性の高い岸壁と緑地の整備により、災害発生時の緊急輸送拠点として、平常時は地域の憩いの場としての活用が期待されています。

引き続き、2バス目の整備に取り組んでいます。



臼杵港（下り松地区）新フェリーターミナル

港湾課 大分港大在西地区のRORO船ターミナル供用開始

令和2年度から国と県で整備を進めてきた大分港大在西地区において、令和6年度末に全体2バス計画のうち1バス目が完成し、令和7年5月に新RORO船ターミナルの供用を開始しました。

船舶の大型化に対応した岸壁の整備により、輸送効率が向上するとともに、約2.4倍のふ頭用地の整備とデジタル技術を活用した受付の無人化や駐車位置のシステム管理により、荷役作業の効率化を図っています。

引き続き、係留時の安全性を確保するため、防波堤の整備に取り組んでいます。



大分港（大在西地区）RORO船ターミナル

都市・まちづくり推進課 盛土規制法による規制区域の指定・運用開始

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土崩落に伴う土石流被害を受け、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」として、令和5年5月に施行されました。

県では、令和6年度までに規制区域や事務手続き等の検討、関係条例の改正等を行い、令和7年5月1日に県内全域（大分市を除く）を規制区域に指定し、運用を開始しました。法に基づき、新規盛土等の許可・検査、盛土等の監視・現地調査、不法・危険盛土等の対応を行い、県民の生命及び財産の保護を図ります。



道路保全課 国道386号 三郎丸橋の復旧工事に本格着手始

令和6年7月の梅雨前線豪雨により、国道386号の三郎丸橋において橋脚基礎部が洗掘され、橋脚が沈下・傾斜し、全面通行止めが発生しました。令和7年2月に歩行者等の利便性向上のため、仮設歩道橋を設置し、令和7年3月には旧橋の撤去が完了しています。令和7年度には橋梁下部工及び橋梁上部工の工事を発注し、早期復旧に取り組みます。



国道386号三郎丸橋



仮設歩道橋

橋梁名：三郎丸橋（国道386号）/日田市
事業名：道路災害関連事業
事業期間：令和6年度～令和8年度

道路建設課 中九州横断道路の整備促進

中九州横断道路は大分市と熊本市を結ぶ全長約120kmの高規格道路です。

現在、竹田阿蘇道路においては、竹田ⅠC～竹田西ⅠC（仮称）間で工事が行われており、早期完成に向けて事業を進めています。また、「大分～犬飼間」においては、令和6年4月に「都市計画・環境アセスメントを進めるための調査」へ移行され、環境影響評価の方法書の手続きが令和7年3月に完了したところであり、1日でも早い事業化に向け関係機関と連携して取り組みます。

今年度は熊本県と連携してシンポジウムなどを開催する予定であり、全線開通に向けた機運醸成にもより一層取り組むこととしています。

引き続き、中九州横断道路の全線開通に向けて、大分・熊本両県と沿線自治体が連携し、国に強く要望していきます。



令和6年度中九州横断道路ステップアップシンポジウムの様子

土木建築企画課 高校生等に向けた建設産業の魅力発信（Buildy出前講座の開催）

建設産業は担い手不足が深刻化しており、全産業に比べ女性の就業割合が低く、業界における女性の活躍推進や定着促進は大変重要です。県では令和2年度から、建設産業で働く女性向けのスキルアップセミナーや交流会の開催などに取り組んでおり、女性ロールモデルは年々増えています。

令和7年度はこの女性たちが中心となり、進路選択の経験談や仕事内容など、建設産業の魅力伝える出前講座を県内20の高等学校等で開催します。工業系学科だけでなく、商業科や普通科の学生も対象に出前講座を行うことで、多くの学生に建設産業の魅力ややりがいを伝え、将来の選択肢として前向きに捉えてもらえるよう取り組んでいます。



令和6年度出前講座の様子

土木建築部の業務・事業の概要

土木建築企画課、公共工事入札管理室

1. 業務の概要

土木建築企画課では、土木建築部全体の予算編成執行管理や総務系事務、組織全体に関することなど部全体を総括するほか、建設業に関する許可や、浄化槽及び解体工事業者登録申請業務、建設業支援に関する事務などを行っている。また、公共工事入札管理室では入札参加資格の審査のほか、県が発注する公共工事の入札及び契約について、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除、ダンピング防止のための措置等を講じることにより、公共工事に対する県民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図っている。また、公共事業総合支援システムの抜本的な見直しなど土木建築部の電子化推進にも取り組んでいる。

2. 施策の概要（事務の紹介）

（1）土木建築部の予算執行及び人事に関する事務

土木建築部の予算決算事務は、土木建築企画課で統括して処理しているが、契約等の予算執行事務は各課で行っている。令和7年度予算額は、1,009億921万4千円で、一般会計予算額の約14.36%を占めている。土木建築部の職員数は807名で、そのほか、業務援助職員として、建設技術センターに1名の配置を行っている。職種別内訳は、業務援助職員を除き、事務職員272名、技術職員496名、技能労務職員39名である。

（2）建設業に関する事務

ア) 建設業者の許可

建設業法の規定に基づき、建設業を営もうとする者に対し、大分県知事の許可事務を行っている。許可業者数は次のとおりである。

知事許可4,620者（R7.3.31現在）

管内別許可業者数

豊後高田	77	国東	85	別府	552	大分	2276
白杵	223	佐伯	274	豊後大野	141	竹田	93
玖珠	105	日田	292	中津	293	宇佐	209

イ) 建設業者等の経営事項及び入札参加資格の審査

建設業法第27条の23により県内建設業者の経営事項に関する審査を行うとともに建設工事関係の競争入札参加資格について、業種ごとに建設業者等の格付や認定に関する事務を行っている。

ウ) 建設業者の指導・育成

各種説明会や研修会、営業所の立入調査等を通じて、建設業法等の遵守の指導を行っている。

エ) 建設機械の打刻検認事務

建設機械抵当法に基づき、建設機械の打刻又は検認を行い、抵当権の目的とすることにより建設機械に関する動産信用の増進と建設工事の機械化の促進を図っている。

オ) 建設工事統計事務

建設工事及び建設業の実態を把握するため、建設業者を対象に受注動態統計調査（毎月1回）及び施工統計調査（年1回）を実施している。統計法による指定統計である。

カ) 大分県建設工事紛争審査会

建設工事の請負契約に関する紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う機関として建設業法に基づき設置されている。

この審査会は9名の委員で構成している。

(3) 浄化槽工事業に関する事務

浄化槽工事業者の登録及び届出

浄化槽法の規定に基づき、浄化槽工事業を営もうとする者について、登録及び届出の受理事務を行っている。
現在の登録及び届出業者数は次のとおりである。

登録122者（R7.3.31現在）

管内別登録業者数

豊後高田	6	国東	3	別府	8	大分	31	臼杵	4
佐伯	16	豊後大野	7	竹田	2	玖珠	12	日田	10
中津	9	宇佐	12	県外	2				

届出469者（R7.3.31現在）

管内別届出業者数

豊後高田	9	国東	17	別府	42	大分	106	臼杵	26
佐伯	38	豊後大野	26	竹田	31	玖珠	13	日田	17
中津	34	宇佐	30	県外	80				

(4) 解体工事業に関する事務

解体工事業者の登録

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の規定に基づき、解体工事業を営もうとする者（建設業法の土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可を受けた者を除く。）について、登録の受理事務を行っている。現在の登録業者数は次のとおりである。

登録161者（R7.3.31現在）

管内別登録業者数

豊後高田	3	国東	4	別府	17	大分	69	臼杵	8
佐伯	6	豊後大野	5	竹田	3	玖珠	4	日田	7
中津	10	宇佐	12	県外	13				

(5) 建設産業の人材確保・育成等支援に関する事務

建設産業は、近年の建設投資の減少や受注競争の激化等に伴い、建設業者の経営体力が低下し、技能者の処遇悪化や若年者の就業の減少等厳しい状況に直面している。

このため、建設産業における若手人材の確保・育成支援をはじめ、女性活躍の推進や経営力強化を促す支援など、建設産業の活性化を図る事業に取り組んでいる。

ア) 建設産業人材確保・育成支援

- ・首都圏等で働く建設労働者のUIJターンを促進
- ・若年技術者の資格取得に要する経費を助成
- ・高校生向け合同企業説明会の開催
- ・高校生向け建設業体験学習事業（工事現場等の体験学習会）の実施
- ・メディア等を活用した若手求職者への建設産業の魅力発信

イ) 建設産業就労環境改善・情報発信支援

- ・就労環境の改善と企業の情報発信の取組経費を助成

ウ) 建設産業女性活躍推進

- ・女性活躍に関するセミナーの開催
- ・建設産業で働く女性ネットワークの構築
- ・建設ディレクター資格取得に要する受講経費の助成

エ) 経営力強化支援等

- ・企業合併等に要する経費の助成
- ・県内建設業者の経営安定化に必要な資金の融資

(6) 入札・契約制度に関する事務

ア) 入札・契約制度の改正

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）により、「透明性」「公正性」「競争性」を確保した一般競争入札の適正な運用を行っている。価格に加えて価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の充実や公共工事の品質確保に支障（工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ等）が生じるおそれのあるダンピング受注（低入札）の排除などに取り組んでいる。

（令和6年度実績）

一般競争入札 4,000万円以上 (478件)

うち総合評価落札方式 (5,000万円以上) (318件)

低入札価格調査制度

対象 予定価格3億円以上または総合評価落札方式適用工事 318件 うち、調査実施件数 2件

イ) 大分県入札監視委員会

入札・契約手続における適正な執行を図るために設置。県が発注する工事に対し、入札参加資格及び指名業者の選定理由等について審議する。（委員は、法律の専門家等で5名以内をもって構成）

ウ) 大分県総合評価落札方式審査委員会

中立かつ公正な審査・評価の確保を図るために設置。県が発注する総合評価落札方式における入札参加業者の技術提案等に対し、発注者が行う評価の方法及び技術資料等の審査・評価に対して意見を述べる。（委員は、学識経験者等で7名以内をもって構成）

エ) 大分県共同利用型電子入札システム

大分県と県下全ての市町村とで共同利用するシステム。入札手続のみならず、入札情報サービスにて発注見通し、指名及び入札結果、契約内容の公表も行い、入札・契約手続きの透明性確保に取り組んでいる。

オ) 公共事業総合支援システム

工事等の箇所付けから精算までを、一元的に管理するシステム。事務の効率化、簡素化、迅速化に取り組んでいる。

1. 業務の概要

建設政策課は、県のプロジェクトを円滑に進めるために土木建築部内外のパイプ役としての総合企画及び調整をする重要な役割のほかに、公共施設を建設する土木技術向上のための指導を行うとともに、社会資本の効率的な整備、環境との共生を図るための調整を行っている。

工事検査室では、土木建築部及び農林水産部等が発注した工事の適正な執行と公共施設の品質を確保するために工事検査を担当し、設計通りに完成しているかを厳正にチェックしている。

2. 施策の概要

(1) 管理調整班

ア) 地域強靱化計画の推進に関すること

大規模自然災害等に備えて、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興を目的とし、各部局等と連携して、強靱な地域づくりを推進する。

イ) 社会資本整備総合交付金等の取りまとめに関すること

社会資本整備総合交付金、地方創生推進交付金（道・汚水処理施設・港の整備事業）に関する取りまとめを行う。

ウ) 地域協働型土木行政推進事業（土木未来チャレンジ事業）に関すること

社会資本の整備や維持管理、防災等について、地域に直接関わっている土木事務所等の職員が、地域特性に応じた地域住民等との協働事業を企画・実行し、地域住民等との継続的な協働体制を構築していく。

※令和6年度事業一覧は「資料編」81ページに記載

(2) 企画・アセットマネジメント推進班

ア) 部の施策の総合企画と連絡調整

地域のニーズに根ざした効率的で透明性のある事業を推進するため、土木建築部の政策の企画・立案及び各課の施策の総合調整を行うとともに、他部局や関係機関との調整を行う。

- ・政府予算等に関する提言の取りまとめと国に対しての提言活動
- ・土木建築部長期計画（おおいた土木未来プラン）の進行管理
- ・各種団体からの要望への対応
- ・土木建築部の行動指針（土木未来行動指針）に基づき、県民に信頼される土木建築行政を推進

※土木未来行動指針については6ページに記載

イ) 公共土木施設のアセットマネジメントの推進に関すること

施設の点検を着実に進めながら、適切なタイミングで補修・補強・更新を行う戦略的なマネジメントを推進する。

ウ) 津波防災地域づくりに関すること

津波災害の防止・軽減のため、市町村や防災部局等と連携してハード・ソフト両面から津波防災地域づくりを推進する。

エ) 土木建築部の危機管理体制に関すること

災害発生時における土木建築部の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、危機管理マニュアル等により、組織、職員のリスクマネジメントを推進する。

オ) 土木技術職員の研修に関すること

- ・若手土木技術職員の資質と技術力の向上を目的とした各地方機関で実施する職場研修
- ・土木職員の更なる技術力向上を目的とした大分県建設技術センターが実施する専門技術研修
- ・高度な技術力の養成を目的とした国土交通大学校や全国建設研修センター等への派遣研修

カ) 部のDXの推進に関すること

- ・大分県DX（デジタルトランスフォーメーション）推進戦略のうち、土木建築部に関するDX施策を推進する。

(3) 建設技術情報班

ア) 発注者の技術力確保に関すること

1) 技術管理に関すること

- ・土木工事の調査・設計、施工関係の基準や要綱の改定
- ・新技術・新工法の活用促進

2) 積算基準の改定に関すること

- ・土木工事標準歩掛及び災害復旧工事の査定に関する歩掛の改訂
- ・公共事業労務費調査、資材単価調査、施工形態動向調査

イ) 事業の進行管理に関すること

- ・公共事業の執行計画と進行管理

ウ) 働き方改革の推進、生産性向上の取組に関すること

- ・週休2日工事、工事書類の簡素化、ICT活用工事、CIM遠隔臨場、情報共有システム試行工事等

エ) 公共事業業務システムの運用改善及び保守に関すること

- ・大分県共同利用型積算システムなどの総合的な運用・管理

オ) 公共事業の価値向上（バリュー・エンジニアリング）に関すること

- ・VE研修、設計VEや契約後VEの取組み

(4) 事業・環境評価対策班

ア) 公共事業評価の推進

- ・公共事業の効率化、重点化、事業実施過程における透明性の向上を図るための公共事業評価に関する調整や指導
- ・大分県事業評価監視委員会（第三者機関）、庁内判定会議（部外機関）、検討部会（部内機関）の開催及び運営

イ) 環境影響評価等に関する調整

- ・土木建築部が実施する公共事業の環境アセスメント等に関する生活環境部との調整
- ・土壌汚染対策法、自主的環境配慮指針の部内発注機関への周知及び指導

ウ) 文化財調査に関する調整

- ・公共事業の円滑な執行と文化財の適切で調和のとれた保存のため、文化課及び埋蔵文化財センターとの調整
- ・文化財保護法の部内発注機関への周知及び指導

エ) 建設リサイクルの推進

- ・建設リサイクル法に基づく工事届出、通知業務の総括
- ・分別解体、再資源化に対する指導
- ・建設発生土の情報交換

オ) 共生のまち整備事業

- ・歩道段差解消や信号機の視覚障がい者用音響装置の設置等、県が設置管理する公共施設のバリアフリー化等を推進

※令和7年度事業計画は「資料編」80ページに記載

カ) 地域の安心基盤づくりサポート事業

- ・道路を除く県管理の公共施設において、小規模な損壊や施設機能の維持に支障等が発生した場合、住民からの要請に応じて迅速に修繕・支障の除去等を行う。

※令和7年度事業計画は「資料編」80ページに記載

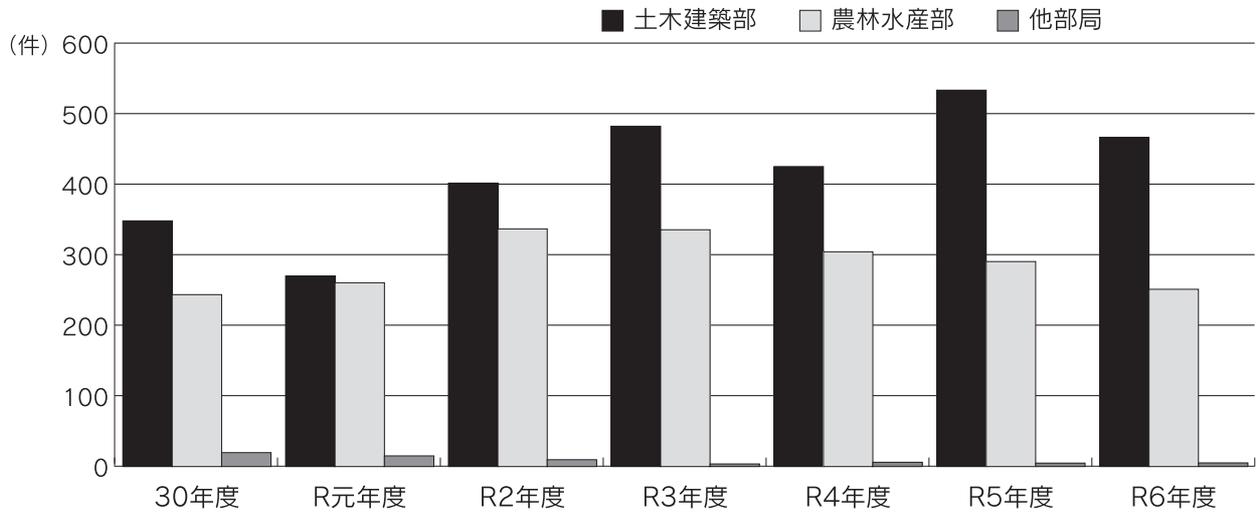
(5) 工事検査室

(工事検査第一班・工事検査第二班)

土木建築部および農林水産部等が発注した工事の適正な執行と、公共施設の安全と品質を確保し、土木技術と建築技術等の向上を図るための工事監督・検査に係る業務を行う。

- ア) 本庁発注工事及び地方機関発注工事のうち土木建築部は設計金額8,000万円以上、農林水産部は設計金額5,000万円以上の完成検査、出来形確認、中間検査及び指定部分完成検査
- イ) 設計金額2,000万円以上の本庁発注委託及び地方機関発注委託の完了検査及び部分完了検査
- ウ) 工事の品質管理試験を行う試験場の指定、生コンクリートの工場検査及びコンクリート二次製品の工場検査
- エ) 工事の監督基準、検査基準及び工事成績評定等の指導
- オ) 委託業務の監督基準、検査基準及び委託業務等成績評定の指導
- カ) 工事の管理、監督、検査に関する調査、研究及び技術職員等の指導並びに研修
- キ) 土木工事の共通仕様書、施工管理基準及び検査基準の改定
- ク) 土木建築部における建設工事・委託業務の優良業者の表彰（土木建築部長表彰）

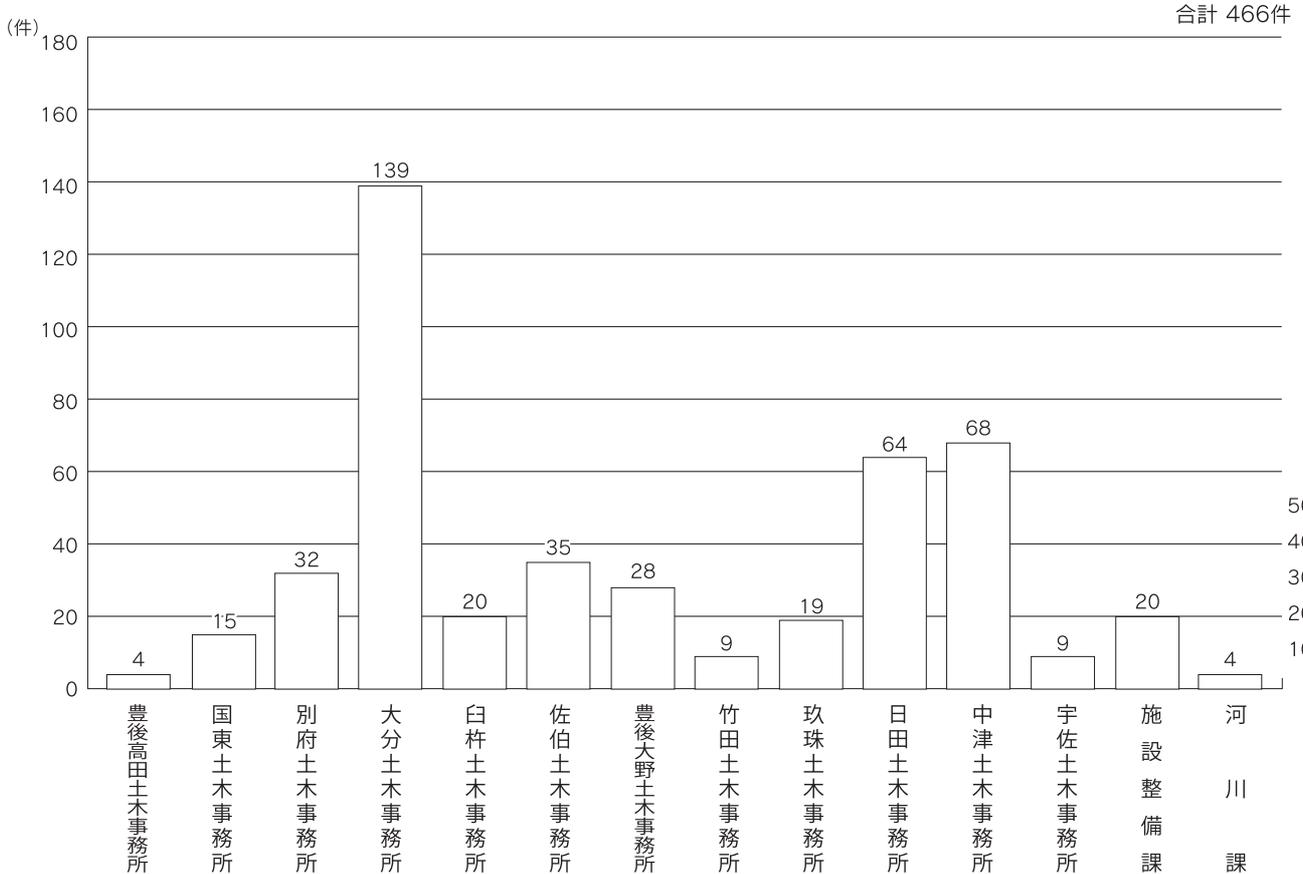
年度別工事検査件数



	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
土木建築部	348	270	401	482	416	533	466
農林水産部	243	260	337	335	306	290	251
他部局等	19	15	9	2	7	5	5
合計	610	545	747	819	729	828	722

※他部局（芸術文化短期大学、公社）

令和6年度土木建築部事務所別工事検査件数



令和6年度 委託検査件数 25件

1. 業務の概要

用地対策課では、土木建築部の事業に必要な土地「事業用地」を取得するために、用地買収や物件補償に関する指導事務を行っている。

また、土地収用法に関する事務（収用委員会や、市町村等事業の事業認定）を行っている。

(1) 用地補償

土地の提供や物件の移転等に伴って通常生じる損失は、原則として金銭をもって補償することになっている。これを「用地補償」という。

用地補償は、一部の権利者に過分の利得をもたらすものであってはならない一方で、不当な受忍を強いるものでもあってはならない。すなわち「正当な補償」であることが求められる。

このため、大分県では「大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準」を定め、この基準に基づいて適正で公平な用地補償を行っている。

(主な業務)

- ・適正で公平な補償を行うため、損失補償基準の適正な運用と補償理論や補償事例の研究・調査に取り組み、各土木事務所等を指導している。
- ・公共事業を円滑に遂行するため、計画的な用地の確保を目指し、各土木事務所等の用地取得を支援している。
- ・土地の所有者など関係する方々に、安心して土地を提供していただけるよう、信頼される用地職員の育成に取り組んでいる。

(2) 土地収用制度

補償金の額などにより権利者の同意が得られない場合や、土地の所有権や境界について争いがあるため、話し合いでは事業用地を取得することができない場合がある。

このような場合には、事業施行者は土地収用法に定められた手続を経て、土地所有者や関係者に適正な補償をしたうえで、土地の収用を行っている。

(主な業務)

- ・法律、経済及び行政の各分野から選ばれた7人の委員で構成された収用委員会が、土地収用の裁決申請に基づいて、事業施行者と土地所有者等との間の損失の補償などの争いを中立の立場で公正に審理し、裁決を行っている。

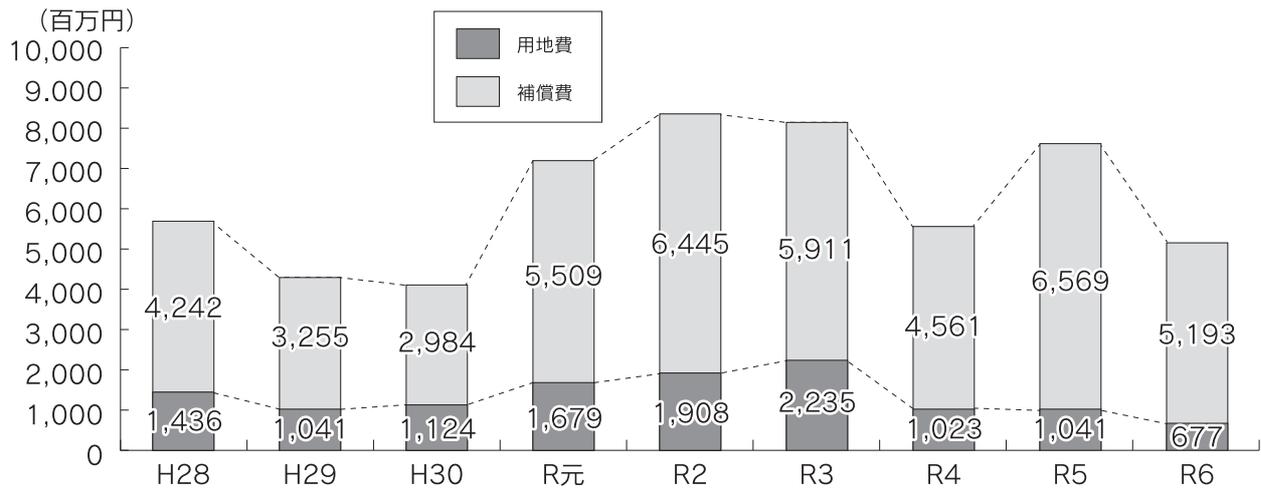
2. 大分県の状況

ア) 用地及び補償の実績（令和6年度）

	取得筆数（筆）	取得面積（㎡）	用地費（千円）	補償費（千円）	合計（千円）
道路	307	50,909	299,284	2,003,270	2,302,554
河川	116	19,709	114,392	1,658,797	1,773,189
砂防	359	92,934	86,998	130,180	217,178
港湾	4	1,006	5,749	3,243	8,992
街路	74	4,223	169,365	1,255,997	1,425,362
その他	378	48,418	2,127	142,128	144,256
計	1,238	217,199	677,915	5,193,615	5,871,332

※端数処理のため各欄の合計値と計欄とが一致しない場合がある。

イ) 用地費及び補償費の推移



ウ) 裁決申請等件数の推移

	前年度からの 繰越件数	申請件数	処理状況			計	翌年度への 繰越件数
			裁決件数	和解件数	取下げ件数		
平成28年度	3	1	3	0	0	3	1
平成29年度	1	0	1	0	0	1	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	3	1	0	2	3	0
令和5年度	0	1	0	0	0	0	1
令和6年度	1	2	1	0	0	1	2

道路建設課、道路保全課

1. 業務の概要

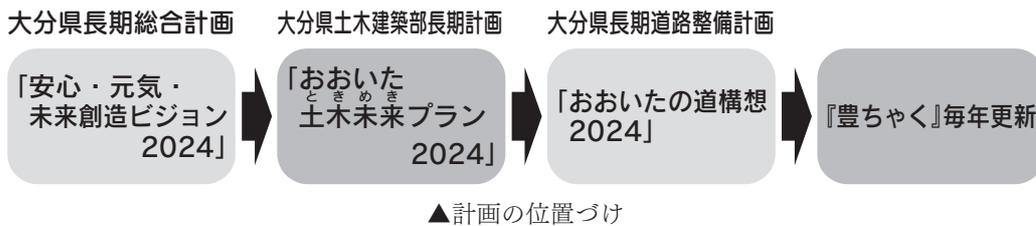
道路建設課では、道路事業全般の調整や、県が管理する国道及び県道の（主に）改良に係る調査、計画及び工事の施工に加え、高速道路事業や国直轄事業の促進及び連絡調整に関する業務などを行っている。

道路保全課では、県が管理する国道及び県道の管理業務や道路関係法令に基づく業務に加え、維持及び補修、交通安全、無電柱化、防災、災害復旧などに係る調査、計画及び工事の施工、市町村事業に関する業務などを行っている。

2. 大分県長期道路整備計画『おおいたの道構想2024』

近年、九州各地における半導体関連投資の活発化などによる企業立地や産業集積が進むなど、産業や物流を支える広域道路ネットワークの整備の重要性がさらに高まっている。また、AIやドローン、自動運転など様々な先端技術の開発・普及が進んでおり、人々の生活や経済活動のあり方が大きく変化している。さらに、道路における賑わい空間の創出や自転車活用の推進といった道路に求められるニーズの多様化、脱炭素化によるグリーン社会の実現に向けた取組など、道路を取り巻く情勢が変化している。

このような状況の中、大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」（令和6年9月）及び大分県土木建築部長期計画「おおいた土木未来プラン2024」（令和7年3月）の策定を踏まえ、新たな長期道路整備計画「おおいたの道構想2024」を令和7年3月に策定した。



本計画を踏まえ、「安心・元気・未来創造」の3本の柱に対応した「生活の安全・安心を高める道路整備」、「元気で快適に暮らせる地域づくりを支える道路整備」、「おおいたの未来創造に向けた道路整備」の各分野における道路整備を推進する。

※詳細は「資料編」に記載（P83～）

「豊ちやく」は、道路事業の今後5年間での開通目標を示す取組で、毎年公表している。これは、「おおいたの道構想2024」を具体にするための年度単位でのPDCAサイクルにあたるものである。

開通時期を明確にすることにより、予算の重点配分や目標達成に向けた事業の進捗管理、説明責任の向上に資することを目的としている。

令和6年度の達成状況は、目標32区間約8.2kmの開通目標に対して38区間、約9.9kmを開通することができた。

令和7年度の開通目標は、31区間、約6.1kmとしている。

<主な開通区間>

主要地方道豊後高田国東線（一畑2工区）約0.28km、国道197号（鶴崎拡幅）約0.64km

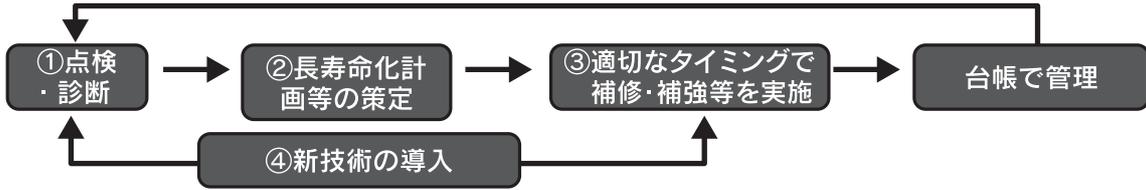
<主な開通予定区間>

一般県道栃野西大山線（中津江工区）約0.75km、国道442号（宗方拡幅）約0.2kmなど

3. 道路施設のアセットマネジメント

わが国では高度経済成長期に集中的に整備された橋梁やトンネル等の社会インフラの老朽化が進行している。そこで、公共サービスの最適化を達成するため、現在ある資産を適正に評価し、それを将来にわたって安全かつ快適に維持するとともに、限られた財源等の資源を有効に活用しながら、適切な公共サービスを提供することを目的としている。

アセットマネジメントのサイクル



- ①インフラ点検の着実な推進
交付金の活用等により、橋梁、トンネル等のインフラ点検を実施
- ②施設毎の長寿命化計画等の策定
点検結果を踏まえ、対策の内容や時期等を長寿命化計画等として順次策定
- ③補修対策の実施
計画に基づき優先順位を定めて適切なタイミングで対策を実施
- ④維持管理コストの低減に資する新技術の導入
道路照明のLED化の推進、日常パトロールにおいて、スマートフォンの加速度センサーを用いた路面状況調査を実施

道路施設数

令和7年4月1日

施設名	道路施設数	単位	総数
橋梁	橋梁	橋	2,534
	横断歩道橋	橋	43
トンネル	トンネル本体	本	261
舗装	舗装	km	3,141
道路のり面工・土工構造物等	擁壁（補強土壁、混合擁壁）	箇所	1,088
	高盛土（2段以上）	箇所	595
	アンカー	箇所	164
	モルタル・コンクリート吹付	箇所	3,674
	法枠	箇所	732
	落石防止柵、落石防止網	箇所	2,086
	函渠（w = 5 m以上）	箇所	61
	ロックシェッド（覆道）	箇所	7
道路付属物	道路情報板	基	167
	道路照明	箇所	7,443
	道路標識	基	2,097

4. 施策の概要・主な当年度事業

(1) 道路改良

ア) 高規格道路

広域道路ネットワークの充実・強化を図る。

- ①東九州自動車道4車線化
 - ・宇佐IC～院内IC
 - ・大分宮河内IC～津久見ICの一部
 - ・津久見IC～佐伯ICの一部

②中九州横断道路

【国事業】竹田阿蘇道路

③中津日田道路

【国事業】三光本耶馬溪道路

【県事業】耶馬溪山国道路・日田山国道路

イ) 一般国道（直轄管理区間）

渋滞緩和や交通機能の確保等を進めるため道路改良事業の促進を図る。

- ・一般国道10号（高江拡幅）
- ・一般国道210号（横瀬拡幅）
- ・一般国道210号（川下改良）

ウ) 一般国道（県管理区間）・県道

地域間の交流を図るとともに都市部の渋滞緩和や交通機能の確保、地方部の生活道路の改善等を図るため道路改良事業を推進する。

①一般国道（県管理区間）

- ・一般国道197号（鶴崎拡幅）・一般国道212号（日田拡幅）・一般国道217号（平岩松崎バイパス）ほか
令和7年度は、一般国道442号宗方拡幅（一部区間）など3区間約0.6kmの開通を予定している。

②県道

- ・主要地方道中津高田線（江須賀～金屋工区）・一般県道栃野西大山線（中津江工区）
 - ・一般県道三重新殿線（牟礼前田工区）・主要地方道玖珠山国線（立羽田工区）ほか
- 令和7年度は、一般県道栃野西大山線（中津江工区）など8区間約1.7kmの開通を予定している。

(2) 県単独事業

一般改良事業、地域振興道路改良事業、高規格関連事業などにより、生活に密着した道路の改良事業を推進する。

- ・主要地方道日之影宇目線（長淵2工区）・主要地方道大分白杵線（末広工区）
- ・主要地方道耶馬溪院内線（鳴良工区）
- ・一般県道弓立上戸次線（中野工区）ほか

令和7年度は、主要地方道緒方高千穂線（米山工区）などを9区間約1.2kmの開通を予定している。

(3) 交通安全

交通安全施設（歩道、自転車歩行者道、防護柵、道路照明灯、道路標識等）の整備を推進し道路交通の安全の確保と円滑化を図る。

平成24年度に全国で多発した通学児童の交通事故を契機に、毎年、学校関係者や警察と連携し、通学路の合同点検を実施している。合同点検で抽出した危険箇所の解消や法指定通学路の歩道整備を中心に交通安全事業を推進する。

- ・一般国道326号（小坂工区、自転車歩行者道）
- ・一般国道213号（狩宿工区、自転車歩行者道）
- ・主要地方道飯田高原中村線（田野工区、歩道）
- ・主要地方道中津高田線（浜高家工区、歩道）ほか

令和7年度は、一般国道213号（狩宿工区）、一般県道朝田日田線（銭花工区）など、6区間約0.7kmの開通を予定している。

(4) 道路の維持・監理

ア) 維持・補修

道路の機能を常に良好な状態に保ち、安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るために、施設の点検や道路パトロールを実施し、舗装補修、橋梁補修、トンネル補修、街路樹管理等により、施設の適切な維持管理等を行う。

- ・橋梁補修 主要地方道天瀬阿蘇線（天笠橋）ほか
- ・舗装補修 主要地方道大在大分港線（大分市萩原）ほか

イ) 改善

道路利用者の利便性及び安全性向上を図るため、「小規模改築」と「修繕」を組み合わせた事業を実施する。

- ・身近な道改善事業 主要地方道安心院湯布院線（宇佐市安心院町鳥越）ほか

ウ) 防災対策

落石等の自然災害を未然に防止し、地域の安全な生活を支えるとともに大規模な地震が発生した場合にも、橋梁の落橋・倒壊など重大な被害が生じないように橋梁の耐震化を行う。

- ・主要地方道別府一の宮線（別府市大字南立石）ほか
- ・主要地方道大在大分港線（家島橋（下り））ほか

エ) 管理

道路法に基づく許可事務、境界確認、消耗品の交換等の事務を行っている。主な許可事務は以下のとおり。

- ・道路工事施行承認（法第24条）～歩道の切り下げ、法面の埋土 等
- ・道路占用許可（法第32条）～電柱、水道管、工事用の足場 等
- ・特殊車両通行許可（法第47条の2）～一般的制限基準を超える車両の通行許可

また、災害が発生した場合に緊急車両等の通行を確保するため、平成29年7月から道路法第37条に基づき緊急輸送道路上の電柱の新設を原則として禁止。

(5) 令和7年度事業計画

国庫補助事業

(単位：千円)

事業名	予算額	概要
道路改良事業費	15,032,309	高速道路を補完する循環型高速交通ネットワークを整備するとともに、まちなかの渋滞対策、主要な道路や地域産業・観光交流を促進する基幹道等の整備を実施する。
交通安全事業費	2,335,382	歩道や自転車歩行者道の設置、交差点の改良等の交通安全対策や緊急輸送道路等の無電柱化工事を実施する。
道路防災事業費	1,506,412	防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進し、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保する。
道路施設補修事業費	7,398,207	定期点検の結果、早期対策が必要とされた橋梁、トンネル等の補修対策を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を計画的に実施する。
国直轄道路事業負担金	3,029,810	
国庫補助事業計	29,302,120	

県単独事業

(単位：千円)

事業名	予算額	概要
交通安全事業費	503,200	交通安全施設の新設や更新等を行い、交通事故を未然に防止し、道路利用者の安全確保とサービス向上、高齢者や子どもなどのいわゆる「交通弱者」の「安全で安心して暮らせる社会」の実現を図る。
道路防災事業費	924,500	防災拠点等を結ぶ啓開ルートや孤立集落対策区間における道路法面の崩壊・落石対策を重点的に推進し、道路ネットワーク及び利用者の安全を確保する。
身近な道改善事業費	800,000	住民の生活に密着した道路の利便性・安全性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道整備等の小規模な改良や通学路安全対策を実施する。
側溝整備事業費	91,615	道路側溝の未整備箇所、破損箇所について、順次整備を行い、交通の安全性向上を図る。
道路施設補修事業費	2,759,028	定期点検の結果、早期対策が必要とされた橋梁や舗装の補修対策を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を計画的に実施する。
道路改良事業費	4,075,080	集落から病院へのアクセス、通学・買い物等の利便性の向上など生活の安全・安心を高めるための道路を整備する。
橋梁整備事業費	122,900	交通需要の増大、車両の大型化等に伴って緊急に整備の必要がある橋梁の新設または架替えを行う。
その他	3,525,728	道路管理費、市町村指導監督事務費、道路橋梁調査費、道路維持修繕費、クリーンロード支援事業費、道路関係受託事業費、安全・安心な道路環境創出事業費、高速自動車建設促進事業費
県単独事業費計	12,802,051	
合計（補助＋県単）	42,104,171	

河川課

1. 業務の概要

河川課では、県民の生命や財産を洪水や高潮などの被害から守るため堤防や護岸等の整備や治水ダム等の建設を進めるとともに、自然環境や生活環境に配慮した水辺づくりにも取り組んでいる。また、災害復旧、河川の堆積土の除去や草刈り等の維持管理、河川や海岸に関する許認可の審査、広域利水の調整並びに水資源の開発及び国等の建設するダムの連絡調整、水資源地域の振興対策に関することなどを担当している。

2. 施策の方向

河川課所管の業務は、大きく施設の建設と維持管理に大別される。

施設の建設は、次の方針により定めた計画（※）に基づき事業を推進する。

- (1) 安全で安心して暮らせる豊の国の川づくり
- (2) 清らかな水と健全な水循環を構築する川づくり
- (3) 自然と共生し、生き物にやさしい川づくり
- (4) 新たな文化の創造と地域づくりと一体となった川づくり
- (5) 海岸浸食、高潮等に対して安全で美しい海岸づくり

維持管理では、河川、治水ダム、海岸等の許認可事務等を行い公共財産の適正な維持管理を行う。

また、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、流域内のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策「流域治水」を、総合的・多層的に推進する。

※川ビジョンおおいた2021、河川整備計画、海岸保全基本計画等

3. 大分県の現状

(1) 河川

県内を流れる一級河川は、6水系374河川2,077km（うち国土交通大臣管理区間197km）、二級河川は、93水系211河川989kmで、合計99水系585河川3,066kmである。

この一、二級河川の合計延長は九州で一番長く、全国12番目の長さで、そのうち県管理延長は全国で10番目にあたる。

このほか市町村管理の河川として、一級水系328河川395km、二級水系220河川224km、単独水系51河川45kmの合計599河川664kmが準用河川に指定されている。

県下河川・数・延長・管理区分

令和6年4月30日

区 分	水 系 名	河川数 (本)	河川延長 (km)	管理区分 (延長) (km)	
				国	県
一級河川	筑後川	80	449.5	61.3	388.2
	五ヶ瀬川	25	125.0	—	125.0
	番匠川	52	263.6	33.8	229.8
	大野川	135	810.3	32.3	778.0
	大分川	49	256.6	32.6	224.0
	山国川	33	171.8	36.5	135.3
計	6	374	2,076.8	196.5	1,880.3
二級河川	93	211	988.7	—	988.7
計	99	585	3,065.5	196.5	2,869.0

(2) ダム

県内のダム（補助）は、多目的ダムとして芹川、北川、野津の3ダム、治水ダムとして安岐、黒沢、青江、床木、行入、稲葉、玉来の7ダムの計10ダムを管理している。

(3) 海岸

県内の海岸は、豊前豊後沿岸、豊後水道西沿岸の2沿岸から構成されており、海岸数は26、海岸線の延長は769kmで、全国総海岸延長の2.2%にあたり、このうち国土交通省水管理・国土保全局所管海岸は、263kmで総延長の34%を占めている。

（令和7年3月31日現在）

沿岸数	海岸総延長	海岸保全区域延長	うち、水管理・国土保全局所管				
			海岸数	地区海岸数	海岸総延長	海岸保全区域全長	既施設延長
2	769km	347.5km	26	42	263km	55.1km	45.1km

4. 施策の概要

(1) 河川改修事業

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、安全・安心な社会を実現するために河川毎に計画的な整備を実施する。また、激甚な水害の発生や床上浸水の頻発により、人命被害や県民の生活に大きな支障が生じた地域等においては、集中的に再度災害防止対策を実施する。

加えて、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息環境及び多様な河川景観を保全・創出する。

(2) 治水ダム建設事業

令和6年度より、国東市安岐町の二級河川安岐川において「安岐ダム再生事業」を開始した。

本事業は、安岐川の根本的な治水対策として現在の安岐ダム（昭和46年完成）の嵩上げ等、既存施設の治水機能を増強し、下流域の浸水被害を防止するものである。



安岐ダム

(3) ダムメンテナンス事業

管理ダムにおいて、設備等の老朽化により、機能の維持に支障があるもの、又はそのおそれがあるものについて、ダム機能の回復または向上を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化対策を実施している。

(4) 海岸事業

高潮、波浪等による自然災害に対する県土基盤の安全性を図るため、国土交通省水管理・国土保全局所管の国東海岸（小原地区）にて海岸環境整備事業を実施している。

(5) 災害復旧事業

河川、海岸、砂防、道路等の国土交通省水管理・国土保全局所管公共土木施設の災害は、県民生活に重大な影響を及ぼすため、早期復旧を図るとともに、再度災害の防止と安全度の向上を図るための災害復旧助成事業や河川等災害関連事業等の改良復旧事業を促進し、併せて市町村災害復旧事業の指導、監督等を行っている。

(6) 障害防止対策事業

日出生台演習場内は著しく荒廃し、場内からの流出土砂、洪水流量の増加等により、下流の住民、耕地等に被害を与えているため、障害を防止する目的で大分川の障害防止対策事業を実施している。

(7) 水防

水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには「ハード整備」と「ソフト対策」が一体となった「減災体制の確立」及び「自助」「共助」「公助」がバランス良く機能した「減災対策」が必要である。このことから、水災時の迅速かつ確かな水防活動を可能とするため、河川情報基盤緊急整備事業を実施し、河川水位局、雨量局の自動観測設備の整備を行い、洪水予報河川や水防警報河川において氾濫警戒情報の発表を行っている。

また、洪水時、住民が的確に避難行動がとれるように、中小河川における「洪水浸水想定区域図」の作成や、カメラ映像から洪水危険度を視覚的に確認できる量水標設置などに取り組んでいる。

(8) 河川及び海岸の管理

河川法及び海岸法に基づき、一級河川の指定区間並びに二級河川及び水管理・国土保全局海岸の適正な管理を行っている。

・河川監理員（令和7年度 216名）

(9) ダムの管理

発電のある芹川ダム、北川ダムは、企業局と共同で管理しており、安岐ダム、黒沢ダム、青江ダム、床木ダム、行入ダム、野津ダム、稲葉ダム、玉来ダムは土木事務所が管理を行っている。

(10) 水利使用

発電用、工業用、飲料用、動力用、灌漑用、養殖魚用等の水利使用の申請について、許認可等の事務を行っている。

(11) 河川及び海岸産出物の処分

砂利、土、粘土、栗石、あし、かや、竹木、芝等の採取について、河川管理施設を損傷しないように留意し、治水上支障のないよう許可している。なお砂利採取の許認可事務は、砂利採取法に基づき河川砂利のほか、海砂利、山砂利等についても行っている。

(12) 河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管海岸の公有水面埋立て

河川及び国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域及び一般公共海岸区域の公有水面埋立法に基づく埋立ての許認可事務を行っている。

5. 主な当年度事業

(1) 河川改修事業

既往洪水による浸水被害状況や沿川の状況などを考慮し、河川改修（河道掘削、引堤、堤防嵩上げなど）や川の流れを阻害している河川内の横断工作物（橋梁、堰など）の改築を行い、河道の流下能力の向上を図る。

さらに、水害時の迅速かつ確かな水防活動及び警戒・避難行動に繋げるため、河川水位局等の自動観測設備の整備、水防警報発令システムの構築及び中小河川の浸水想定区域図の作成を行う。

○代表事業箇所

玖珠川（日田市）、野上川（九重町）、山国川（中津市）など

(2) 治水ダム建設事業

安岐川流域の抜本的な治水対策として、既存の安岐ダムの治水機能を増強し、下流域の浸水被害を防止する目的で令和6年度から地質調査や概略設計、環境調査等に着手している。

引き続き工事実施に向けて必要となる詳細測量や各種調査、施設設計および関係機関協議を進める。

(3) ダムメンテナンス事業

県管理ダムにてライフサイクルコストの縮減、新技術等の活用が図れるよう、長寿命化計画の見直しを行うとともに、その計画に沿ったダム本体、放流設備、関連設備、貯水池等の改良工事を実施する。

(4) 緊急河床掘削事業（県単独事業）

洪水等による土砂堆積で流下能力が低下した河川について、人命に密接に関わる（人家・学校等）箇所の河床掘削をすることにより、早期の流下能力の改善を図り、安全で安心して暮らせる災害に強い県土づくりを行う。

(5) 国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業

令和6年発生災害にかかる全国の国土交通省所管の公共土木施設関係の被災箇所は、13,625箇所、被害額は、約1兆6,316億円となっている。うち、九州全域では、2,195箇所、約785億円の被害額となっている。

このうち、本県の被災箇所は855箇所、被害額は約287億8百万円である。

※詳細は「資料編」P93に記載

(6) 治水ダム管理高度化事業（県単独事業）

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、ダム水位自動予測システム導入に向けたダム管理所の通信環境の整備や情報伝達手段の強化、危機管理意識の醸成を行う。

1. 業務の概要

港湾課の業務は大きく「港湾事業」と「海岸事業」に分かれており、大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」で取り組んでいる「九州の東の玄関口としての港湾機能の強化」や「地震・津波・高潮対策」などを推進している。

港湾事業…人流、物流拠点としての機能強化に向けて、船舶の大型化や貨物量の増加に対応した港湾施設の整備、大規模地震時の緊急輸送拠点となる耐震強化岸壁や緑地の整備、既存施設の延命化を図る岸壁の補修・補強、にぎわい空間の創出などの港湾整備を行う。

海岸事業…津波、高潮、高波等の被害から県土を守る一方、高度経済成長期以降の国土開発により、沿岸域の埋立が進められてきたことなどから自然海岸が減少し、環境の悪化や住民の憩いの場が少なくなり、環境や利用に配慮した海岸整備が求められるようになってきた。このようなことから、「大分県海岸保全基本計画」を策定し、「美しく、安全で、いきいきした大分の海岸」を次世代へ継承していくことを基本理念とし、海岸に生息する貴重な動植物や美しい海岸の景観などを保全し、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸づくりを行う。

2. 施策の方向

- 1) 九州の東の玄関口として人流・物流機能を十分に発揮できるよう、港湾機能の強化を進める。特に、人流拠点としての別府港におけるフェリー大型化への対応やにぎわい空間創出、物流拠点としての大分港大在地区におけるRORO船等、海上輸送ニーズの増加への対応として、港湾施設の整備を重点的に進める。
また、県南の経済活動を支える佐伯港における岸壁の老朽化対策及びふ頭用地の整備、白杵港における新たなフェリーふ頭の整備、自動車関連産業を支える中津港の整備なども着実に進める。
- 2) 経済活動の基盤となる港湾の利活用を進めるため、航路の誘致や貨物量増大に向けたポートセールスに積極的に取り組む。また、遊休化している港湾施設や用地等の積極的な利活用を進め、使用料収入等の増大を図る。
さらに、大分県の港湾の競争力を高めるため、施設使用料を弾力的に設定するとともに、ポータルラジオ等の活用により、より高度な港湾サービスを提供する。
- 3) 港湾区域内の放置艇を解消するため、プレジャーボート等の適正管理を進め、係留保管の秩序を維持する。
- 4) 高潮・津波等の災害から防護する機能を、長期的に確保することにより、港湾・海岸における防災機能を高める。また、港湾・海岸における自然環境を保全するため、自然再生型の事業を進める。

3. 大分県の港湾の現状

港湾一覧表

種別	港湾名	港数
重要港湾	中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港	5
地方港湾 (56条港湾)	高田港、臼野港、堅来港、羽根港、姫島港、国東港、守江港、日出港 佐賀関港、下ノ江港、白杵港、浦代港、丸市尾港 (真玉港) (小高島港)	15
計		20

(1) 定期航路の状況 (大在公共ふ頭)

外貿コンテナ

令和7年5月27日現在

港湾名	係留施設			船種	船名	積載能力 (TEU)	重量トン数 (D/W)	喫水 (m)	船長 (m)	便数	寄港地	航路開設
	岸壁名	水深 (m)	延長 (m)									
大分港	大在10m岸壁	10.0	170	フルコンテナ船	PACIFIC MONACO	724	8,722	7.76	126.8	週1便	大分～志布志～ひびき～博多～光陽～釜山～博多～門司～大分	R1.7
				フルコンテナ船	SCARLET ARROW他	1,020	12,310	8.23	143.0	週1便	大分～上海～寧波～上海～伊万里～福山～水島～広島～細島～大分	H9.7
				フルコンテナ船	ITX EHIME ITX HIGO	1,020 1,048	12,274 12,454	8.23 8.21	143.0 146.2	週1便	大分～志布志～那覇～基隆～台中～高雄～那覇～八代～釜山～松山～大分	H28.2
	大在14m岸壁	14.0	280	フルコンテナ船	STAR VOYAGER	1,003	12,402	8.21	141.0	週1便	大分～釜山～東京～横浜～名古屋～大分	H7.6
				フルコンテナ船	HE LE	1,150	13,406	9.07	161.9	週1便	大分～門司～博多～光陽～釜山～志布志～大分	H13.4
				フルコンテナ船	SHECAN	954	12,550	8.20	145.0	週1便	大分～蔚山～釜山～大阪～神戸～水島～福山～広島～大分	R3.1

国際フィーダーコンテナ

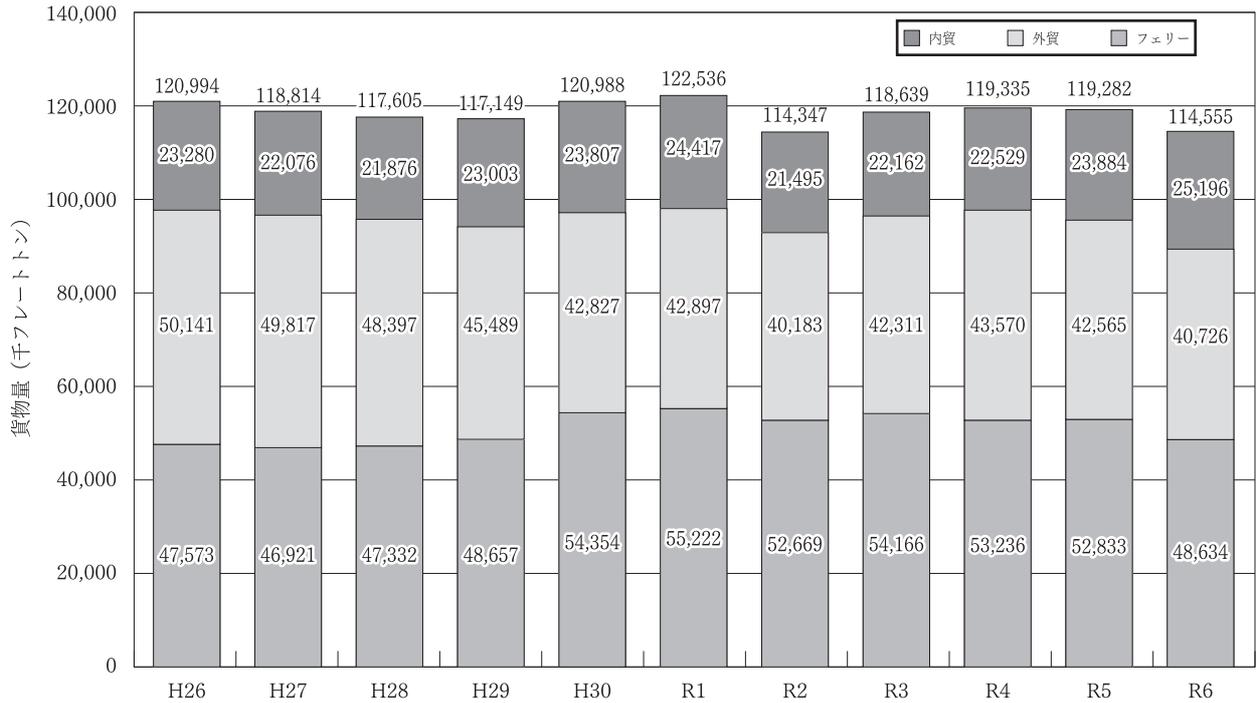
港湾名	係留施設			船種	船名	積載能力 (TEU)	重量トン数 (D/W)	喫水 (m)	船長 (m)	便数	寄港地	航路開設
	岸壁名	水深 (m)	延長 (m)									
大分港	大在14m岸壁	14.0	280	フルコンテナ船	てんま	146	1,438	3.70	80.0	週1便	大分～神戸	H11.2
					だいこく	189	2,000	3.80	95.5			
				フルコンテナ船	しげのぶ さくら さがみ	402	3,850	5.30	112.0	週1便	大分～神戸	H19.8
					フルコンテナ船	エメラルド1 おおぎ他	298	5,400	4.20	118.0	週1便	大分～神戸

RORO船

令和7年6月1日現在

港湾名	係留施設			サービス名	船名	船種	重量トン数(D/W)	喫水(m)	船長(m)	便数	寄港地	線路開設年月
	岸壁名	水深(m)	延長(m)									
大分港	大在-9.0m岸壁	9	240	RORO船	さんふらわあはかた他	RORO船	6,204	6.63	166.90	週3便	大分～東京～博多	H31.4
				RORO船	豊王丸	RORO船	6,597	7.14	173.34	週3便	大分～清水	H28.10

県全体港湾貨物量の推移



※その他の資料は「資料編」に記載 (P95～)

港湾課

4. 施策の概要

補助事業

事業名	内容	実施予定箇所
重要港湾改修事業	・物流の拠点である港湾の基本となる航路、泊地、防波堤、岸壁、臨港道路の新設や補修	中津港、別府港、大分港、津久見港
地方港湾改修事業	・物流の拠点である港湾の基本となる航路、泊地、防波堤、岸壁、臨港道路の新設や補修 ・臨海部における緑地に関する施設の新設	国東港、守江港、白杵港、姫島港、佐賀関港
港湾改修統合補助事業	・老朽化した港湾施設の維持補修や小規模な施設の新設	佐伯港、白杵港、白野港、大分港、中津港、高田港
津波危機管理対策緊急事業	・既存施設の緊急的な防災機能確保及び避難対策を推進	守江港海岸 (住吉浜地区) 別府港海岸 (的ヶ浜地区)
浸食対策事業	・海岸の浸食による被害を防ぐ	国東港海岸 (向田地区)

県単独事業

港湾海岸管理事業	港湾区域及び海岸保全区域における占用、土砂採取等の規制ならびに使用料の徴収、その他管理業務	大分港、中津港等
港湾維持修繕事業	施設機能を保持するための維持修繕	別府港、大分港等
港湾改良事業	補助採択要件に満たない施設の改良等	国東港、佐伯港等
港湾機能施設整備事業	岸壁等の港湾施設が機能を発揮するための埠頭用地の整備	中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港、白杵港
港湾施設維持修繕事業	上屋・野積場など特別会計施設の維持修繕	大分港、別府港等
港湾調査事業	港湾計画改訂の調査や埋立に関する調査等	大分港、国東港海岸等

5. 主な当年度事業

港湾事業

1) 大分港（重要港湾）

- ・貨物需要の増大に対応するため、新たなRORO船ターミナルの整備を行っており、全体2バース計画のうち、1バース目と背後の埠頭用地が令和6年度末に完成し令和7年5月に供用開始しました。



大分港大在西地区

2) 白杵港（地方港湾）

老朽化したフェリーターミナルを再整備しフェリーと他の貨物船を分離することで白杵湾での安全な航路を確保するとともに、災害発生時の緊急避難と緊急物資の輸送を行う拠点港とするため、白杵港の下り松地区に耐震強化岸壁を備えた新しいフェリーターミナルと緑地の整備を推進しており、全体2バース計画のうち、1バース目と背後の防災緑地が令和6年度末に完成し、令和7年5月に供用開始しました。



白杵港下り松地区



白杵港下り松地区（完成式典）

海岸事業

守江港海岸住吉浜地区 津波危機管理対策緊急事業

既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の推進及び避難対策を推進することにより、津波または高潮発生時における人命の優先的な防護を行う。



守江港海岸住吉浜地区

砂 防 課

1. 業務の概要

砂防課では、土砂災害から県民の生命・財産を守るため、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などによるハード対策と、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報などの防災情報提供、土砂災害防止に関する啓発活動などのソフト対策に取り組んでいる。

砂防課は管理班、企画・土砂災害対策班、砂防施設整備班の三班で構成されており、各班の主な事業内容については下記のとおりである。

- 管理班：砂防指定地等の指定・管理に関すること、砂防関係事業の予算に関すること。
- 企画・土砂災害対策班：砂防関係事業の中・長期計画、土砂災害防止法全般に関すること。
- 砂防施設整備班：砂防関係事業等の調査、計画並びに工事の施工に関すること。

2. 施策の方向

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、砂防堰堤などのハード対策と警戒避難体制の充実・強化などのソフト対策の両輪で、総合的な土砂災害対策を推進する。

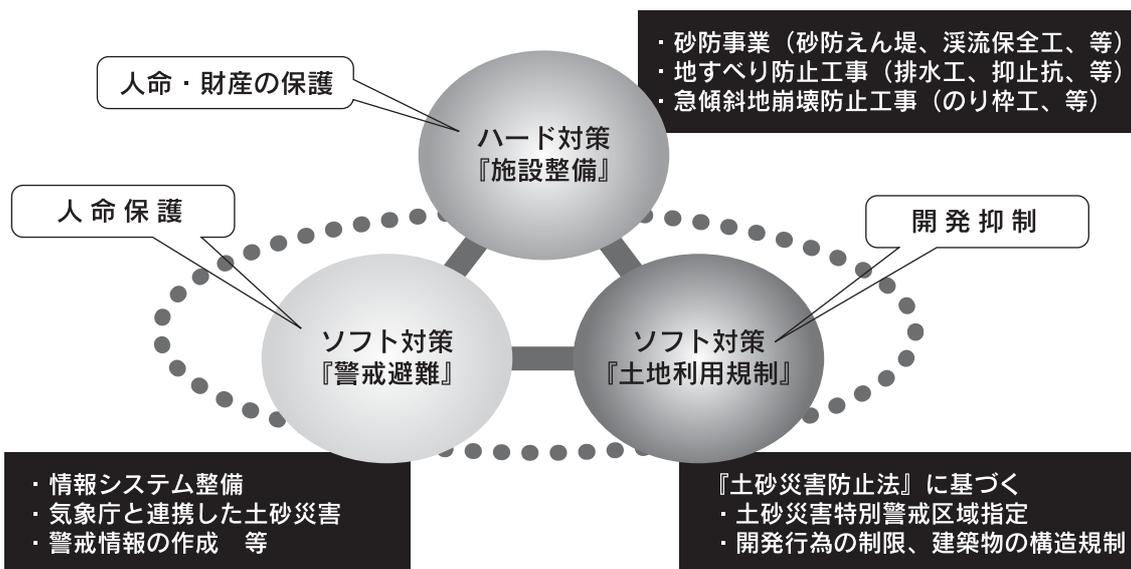
●砂防施設の整備 ～命を守るハード対策～

- ・人命とともに重要交通網などのインフラ・ライフライン、避難所などの地域防災拠点、病院や社会福祉施設などの要配慮者利用施設を守る箇所を優先的に整備します。

●警戒避難体制の構築 ～命を守る行動につながるソフト対策～

- ・土砂災害から命を守るためには、「日頃の備え」と「早めの避難」が大切です。このため、土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、土砂災害に関する防災情報の発信や市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成支援、啓発活動を行い、警戒避難体制の充実・強化を図ります。

- ①人命、財産を保全するハード対策 「施設整備」
- ②避難により、人命を守るソフト対策 「警戒避難」
- ③土砂災害のおそれのある箇所における新たな住宅開発を抑制するためのソフト対策「土地利用規制」



3. 大分県の現状

大分県内の土砂災害のおそれのある箇所は、下表のとおりであり、区域数では全国で7番目に多い。

土砂災害 警戒区域 ^{*1}	土石流	急斜面の崩壊	地すべり
25,212 (全国7位)	6,183 (全国12位)	18,729 (全国5位)	300 (全国20位)

※1 土砂災害警戒区域等の指定状況（令和7年3月末時点）

砂防三法及び土砂災害防止法に基づき指定された砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定状況については、資料編P99～102を参照のこと。また、砂防施設の整備状況については、資料編P103を参照のこと。

4. 施策の概要

(1) 交付金事業（ア、イ、ウ、エ、カ）・個別補助事業（ア、イ、ウ、オ）

ア) 通常砂防事業

流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等の保全を図るため、ハード（砂防えん堤整備等）・ソフト（情報基盤整備等）対策の両面から事業を実施する。

イ) 火山砂防事業

火山地域における土石流及び火山噴火に伴う火山泥流等の異常な土砂流出による災害から、下流部に存在する人家、耕地、公共施設等の保全を図るため、砂防えん堤整備等の対策を実施する。また、火山噴火時の警戒避難体制の確立のため、ソフト対策も実施する。

ウ) 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去または軽減し、国土の保全と民生の安定を図るため、ハード（抑制工及び抑止工）対策を実施する。またソフト対策においても情報基盤整備等の事業を実施する。

エ) 急傾斜地崩壊対策事業

斜面の崩壊により人命に被害が生ずるおそれのある、急傾斜地崩壊危険区域に対して施工する事業であり、ハード（擁壁整備等）・ソフト（情報基盤整備等）対策の両面から事業を実施する。

オ) 砂防メンテナンス事業

砂防設備、地すべり防止施設、及び急傾斜地崩壊防止施設の老朽化対策を計画的に実施する。

カ) 土砂災害警戒区域等調査費

土砂災害防止法に基づき、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地について地形、地質、降水、土地の利用状況等に関する基礎調査を実施する。

(2) 災害系補助事業

ア) 特定緊急砂防事業

土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の土石流が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急的に施設整備を実施する。

イ) 特定緊急地すべり対策事業

地すべり等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の地すべりが再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急的に施設整備を実施する。

(3) 災害関連事業

ア) 砂防災害関連事業

再度災害を防止するため、被災箇所あるいは未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加え、改良復旧を実施する。

イ) 緊急砂防事業

当該年発生 of 風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等の危険な状況に緊急に対処するため、砂防設備を設置する。

ウ) 緊急地すべり対策事業

当該年発生 of 風水害、震災等により活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急的に実施し、地すべり防止施設等を設置する。

エ) 緊急急傾斜地崩壊対策事業

当該年発生 of 風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じた箇所において、緊急に対処するため、急傾斜地崩壊防止施設を設置する。

オ) 地域防災がけ崩れ対策事業

激甚災害に伴い発生した崩壊等について、次期降雨等による再度災害を防止するため、市町村が実施するがけ崩れ防止工事に要する経費を補助する。

(4) 単独事業

ア) 砂防維持管理費

砂防指定地、地すべり防止区域、及び急傾斜地崩壊危険区域及び施設の適正な維持管理を図るため、指定標識板及び標柱の設置などを実施する。

イ) 砂防・地すべり監視事業費

雨量計の保守点検や火山監視システム、地すべり監視システムの運用等を行う。

ウ) 砂防調査費

新規公共事業予定箇所の調査、地すべり防止区域の調査・観測、災害関連事業要望のための事前調査を実施する。

エ) 砂防改修事業

国庫補助対象とならない溪流保全工等を実施する。

オ) 急傾斜地崩壊対策事業

国庫補助事業の対象とならない箇所で、保全対象が5戸以上かつがけ高5m以上の急傾斜区域において、急傾斜地の崩壊による被害を防止するための工事を緊急度に応じて実施するとともに、市町村が行う保全対象5戸未満の対策事業に対して助成する。

カ) 砂防施設再生事業

国庫補助事業の対象とならない箇所で砂防施設の機能が適切に果たされるよう、優先順位をつけて施設の補強等を実施する。

キ) 土砂災害避難促進事業

土砂災害警戒区域等に指定された地区について、速やかに地域住民への周知を図るとともに、災害時の早めの避難行動につなぐため、市町村が行うハザードマップの作成委託に係る経費に対して助成する。

的確な避難行動を促進するため、土砂災害警戒区域がある自治区等へ土砂災害の専門家を派遣し、ハザードマップの再点検や地区タイムラインの作成、避難訓練等を支援するとともに、ポスターやチラシ等を配布し、避難行

動の促進を図る。

5. 主な当年度事業

費目	事業名	事業費	実施箇所（継続）	実施箇所（新規）
砂防関係事業		9,606,470		
補助・交付金		4,501,283		
	通常砂防事業	1,401,390	えん堤工：山王谷川（佐伯市大字長谷）外 えん堤工：花合野川（由布市湯布院町湯平）外	えん堤工：串野川1号（玖珠郡九重町大字町田）
	火山砂防事業	810,411	えん堤工：芝原川②（中津市耶馬溪町金吉）外 火山噴火対策：九重山（玖珠郡九重町田野）外	えん堤工：甘木川（豊後高田市加礼川）
	地すべり対策事業	305,132	瀬の口地区（竹田市次倉）外	
	急傾斜地崩壊対策事業	1,235,700	実相寺②地区（別府市実相寺）外	田原地区（豊後大野市犬飼町田原）外
	特定緊急砂防事業	57,750	露木川支流（日田市大字小野）外	
	砂防メンテナンス事業	690,900	白水川（玖珠郡九重町田野）外	小又川（佐伯市本匠大字因尾）外
災害関連事業		2,270,000		
	砂防災害関連事業	232,000	—	—
	緊急砂防事業	1,698,000	—	—
	緊急地すべり対策事業	120,000	—	—
	緊急急傾斜地崩壊対策事業	220,000	—	—
県単独事業		2,835,187		
	砂防改修事業	152,000	—	—
	急傾斜地崩壊対策事業	800,000	—	—
	砂防施設再生事業	53,300	—	—
	砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業	1,700,000	—	—
	砂防調査費	81,921	—	—
	土砂災害情報周知啓発推進事業	19,000	—	—
	砂防維持管理費	5,450	—	—
	砂防・地すべり監視事業費	23,516	—	—

○砂防事業

砂防事業は、県民の生命や財産を土石流や火山泥流の土砂災害から守り、安全な社会基盤の形成及び水と緑豊かな生活環境の創造を図るために、計画的に事業を推進している。

そのなかでも土砂災害の被害を受けるおそれのある「要配慮者利用施設等」を有する箇所を優先して整備することにより、安心して生活できる県土づくりを目指している。

令和7年度は、県内94溪流にて砂防事業を展開し、下流域の早急な保全を図っていく。



矢崎川①（宇佐市）：火山砂防事業

○地すべり対策事業

地すべり対策事業は、近年における異常気象の増加によって変動が活発化し、災害をもたらした地すべり区域のうち、緊急に対策を必要とする区域及び治水上危険性の高い区域において事業を推進している。

令和7年度は、県内6区域にて地すべり事業を展開し、計画的な対策工事を実施していく。



畑倉地区（由布市）：地すべり対策事業

○急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業は、毎年多発する急傾斜地の崩壊による災害を防止し、安全で安心できる生活基盤の確保を図るため、計画的に事業を推進している。

令和7年度においては、県内87地区において、急傾斜地崩壊対策事業を展開し、土砂災害のうちもっとも身近な現象であるがけ崩れから人命を守るため、計画的に対策工事を実施していく。



寒田北地区（大分市）：急傾斜地崩壊対策事業

○基礎調査

基礎調査は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害発生のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の調査、土地の利用状況に関する調査等を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知し、土砂災害防止のための対策を推進していく。

都市・まちづくり推進課

1. 業務の概要

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう、土地利用（用途地域など）、都市施設（道路、公園など）及び市街地開発事業（区画整理事業、市街地再開発事業など）について総合的な計画を定め、より良いまちづくりを進めるものである。

本県は、一体の都市として整備、開発、保全する必要がある17の都市計画区域を有しており、県人口の約8割が居住している。今後とも、県民の多様なニーズに的確に応え、都市計画に関する基礎調査（人口の規模、土地利用、交通量等）に基づき、将来の土地利用や都市施設、市街地開発事業の整備方針を定める。

また、個性豊かでうまいのある魅力的な景観の形成や、まちづくりの実現を図る。

2. 施策の方向

人口減少・高齢化の進展や地球環境問題の深刻化、価値観・ライフスタイル・ニーズの多様化、安全・安心への意識の高まり、グローバルな繋がりの進展など、暮らしを取り巻く環境は大きく変化している。このような中、本県においては、中心市街地の空洞化や公共交通の利用低下、景観の保全など様々な問題が生じており、こうした状況への適切な対応が求められている。

このため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活を確保することを基本理念に、地域の魅力を高め、環境と共生したコンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域住民の意見を取り入れながら、関係市町村と一体となって計画的に整備を進めていく。

3. 大分県の現状

都市計画の概要

都市計画区域は、大分市の大正15年4月30日をはじめに、現在14市2町で指定しており、都市計画区域面積は105,129haで県総面積の約16.6%、同区域内人口は919,937人で県総人口の約83.9%となっている。

都市計画適用市町一覧表

令和7年3月31日現在

都市名	都市計画区域名	都市計画区域指定		行政区域		都市計画区域		比率(%)	
		当初	最終	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口	面積
大分市	大分	大15.4.30	昭56.10.30	471,290	50,239	460,385	36,105	97.7	71.9
別府市	別府	昭2.4.1	昭53.12.22	111,319	12,534	111,027	8,586	99.7	68.5
中津市	中津	昭6.12.1	昭32.12.9	81,138	49,144	69,223	5,626	85.3	11.4
日田市	日田	昭12.4.26	昭43.12.28	59,668	66,603	47,384	6,625	79.4	9.9
佐伯市	佐伯	昭9.5.23	昭56.10.30	63,896	90,314	35,565	4,125	55.7	4.6
杵築市	杵築	昭25.7.5	昭49.4.2	34,588	29,120	24,900	4,822	72.0	16.6
津久見市	津久見	昭9.1.10	昭56.10.30	14,844	7,948	12,791	4,999	86.2	62.9
竹田市	竹田	昭23.3.31	昭43.4.16	18,688	47,753	6,945	1,754	37.2	3.7
豊後高田市	豊後高田	昭24.7.2	平6.4.1	21,678	20,624	15,143	5,300	69.9	25.7
杵築市	杵築	昭18.5.5	昭60.7.19	26,033	28,008	18,292	5,029	70.3	18
宇佐市	宇佐	昭14.9.27	平26.3.14	51,552	43,905	41,648	9,622	80.8	21.9
豊後大野市	三重	昭23.12.28	昭56.10.30	31,708	60,314	12,464	2,235	39.3	3.7
由布市	挾間	昭56.9.1	昭56.9.1	33,575	31,932	16,553	2,489	49.3	7.8
	湯布院	昭23.10.26	平1.9.18			8,277	1,874	24.7	5.9
国東市	国東	昭25.1.24	昭43.4.16	24,863	31,809	3,666	827	14.7	2.6
日出町	日出	昭18.5.5	平11.9.21	27,684	7,326	26,824	4,039	96.9	55.1
玖珠町	玖珠	昭35.12.24	令3.3.2	13,584	28,660	8,850	1,072	65.2	3.7
計				1,086,108	606,233	919,937	105,129	84.7	17.3
県計				1,095,995	634,071	919,937	105,129	83.9	16.6

※別府市の都市計画区域名は別府国際観光温泉文化都市建設計画

※人口については 令和7年3月31日現在

※面積（行政区域面積）については 令和7年1月1日現在（国土地理院による）

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分

一般的に「線引き」と言われ、無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うために、都市計画区域を優先的かつ計画的に市街化すべき区域（市街化区域）と、当面市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）とに区分して、段階的な市街化を図ることを目的としたものである。

市街化区域及び市街化調整区域

令和7年3月31日現在

都市計画区域名	都市計画面積	市街化区域内面積	市街化区域内人口	市街化区域の割合	決定年月日	摘要
大分	36,150ha	11,288ha	407.2千人 (現況)	31.3%	S 45.12.25 R 3. 3.26	当初 最終
別府	8,587ha	2,818ha	110.0千人 (現況)	32.8%	S 45.12.25 R 3. 3.26	当初 最終

※各都市計画区域の「土地利用」「都市施設」等詳細データは「資料編」に記載（P109～）

準都市計画区域

都市計画区域外において、道路整備により利便性が著しく向上する既存集落周辺や高速道路のインターチェンジ周辺など、そのまま放置すれば用途の混在や不適切な農地の浸食等が懸念され、土地利用の整序又は環境の保全が求められる区域である。

都市名	区域名	面積	当初決定年月日	最終決定年月日
大分市	本神崎準都市計画区域	95ha	H22. 3. 31	H22. 3. 31
大分市	佐賀関準都市計画区域	494ha	R3. 3. 26	R 3. 3. 26
中津市	三光準都市計画区域	1,459ha	H22. 3. 31	H22. 3. 31

市町村の景観行政団体への移行状況

良好な景観の形成は基礎自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましいという景観法の基本的な考え方を踏まえ、令和2年3月末までに県内全ての市町村が景観行政団体に移行している。

	移行年月日		移行年月日		移行年月日
大分市	H16. 12. 17	津久見市	H30. 3. 30	由布市	H17. 9. 19
別府市	H17. 4. 1	竹田市	H23. 2. 7	国東市	H20. 5. 1
中津市	H18. 7. 21	豊後高田市	H19. 5. 1	姫島村	H27. 1. 1
日田市	H19. 4. 1	杵築市	H18. 7. 17	日出町	R 1.12. 1
佐伯市	H29. 3. 1	宇佐市	H18. 4. 14	九重町	H31. 2. 1
臼杵市	H18. 3. 27	豊後大野市	H28. 3. 1	玖珠町	R 2. 3. 31

4. 施策の概要

◆都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市計画区域マスタープランとは、長期的な都市の将来像を明確にするため、都市計画区域における土地利用や都市施設等の方針について定めたものである。

大分県では、平成16年4月に18区域（14市2町）の都市計画区域マスタープランを策定したが市町村合併等による変化を背景に平成23年3月に改訂した。その後、概ね10年後の目標年次に到達したことを受け、社会情勢の変化や法・制度改正に伴って、17区域を令和3年3月に改訂した。（佐賀関は準都市計画区域に移行）

今後は、プランの着実な実行と住民が主役のまちづくりを支援するため、「まちづくり懇談会」・「大分県都市計画・まちづくり研究会」を継続させ、県と市町の連携を一層強化するとともに、積極的な都市計画情報の提供や計画の進捗管理に努め、地域の課題に対応した都市政策を推進する。

◆大分都市圏総合都市交通計画

急速に進行する高齢化や中心市街地の衰退、公共交通の衰退等への対策や集約型都市構造の実現に向けた、過度に車に依存しない交通環境の実現のため、大分都市圏（大分市、別府市、臼杵市、豊後大野市、由布市、日出町）の総合的な交通政策の基本方針を示したもので、平成27年度に策定し、令和2年度に一部改訂した。

◆都市施設の整備・見直し

これまで本県では、人口の増大や経済の発展、そして各種開発計画等に対応して、道路、公園をはじめとする都市施設の計画決定を行い、順次計画的に整備を行ってきたところである。

しかし、県内の都市施設の中には、都市計画決定後何十年も整備が進まない都市施設があり、今後の整備にあたっては、法に基づく建築制限を長期間課せられている関係者を含めた地域社会の合意形成を図ることがこれまで以上に重要な課題となっており、過去に計画された都市施設についてもその後の社会経済の変化によってその役割が大きく変化し、都市施設そのものを見直すべきケースがあることも想定される。そこで本県では、関係市町村と共におおむね10年以内の都市施設の整備状況や周辺土地利用の変化などを考慮しながら、必要に応じて整備・見直しを行う。

◆開発許可の審査

都市計画法に基づく開発許可制度は昭和43年に創設され、県内全域において適用されている。また、平成18年には都市機能がコンパクトに集約した都市構造を実現することが重要であるという認識のもと、これまで開発許可不要とされていた公共公益施設が許可対象となり、市街化調整区域における大規模な計画的開発を許可できる基準が削除される等の法改正がなされている。これらの背景を踏まえつつ、開発行為について公共施設や排水設備等、必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保するため審査を行う。

◆街路事業

良好な市街地の形成を図るため、都市構造の骨格を形成するとともに、都市交通の円滑化、住宅、宅地の供給促進、防災避難路の確保等の多様な機能を有する都市内道路網として街路事業の整備促進を図る。

（都）庄の原佐野線（大分市大字下郡～大分市明野西1丁目）、（都）銭淵大宮線（日田市大字高瀬）、（都）外馬場鏑矢堂線（中津市大字牛神～中津市大字下池永）、（都）南立石亀川線（別府市大字鶴見）、（都）玉来吉田線（竹田市大字玉来）、（都）駅前高市線（豊後大野市三重町市場）、（都）鶴崎駅前松岡線（大分市大字松岡）

◆土地区画整理事業

道路などの都市基盤整備が未整備な市街地や、今後市街化が予想される地区を健全な市街地にするため施行地区内の土地を換地手法（換地及び減歩）により、道路、公園、河川、広場などの公共施設の整備と同時に宅地の区画形状を整える。

◆都市防災総合推進事業

市街地の総合的な防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、事前復興準備及び被災地における復興まちづくりなどの取組により、災害に強いまちづくりを支援・推進する。

大分市全域地区（事業主体：大分市）、天ヶ瀬温泉地区（事業主体：日田市）、佐伯市全域地区（事業主体：佐伯市）、湯平温泉地区（事業主体：由布市）、日出町地区（事業主体：日出町）

盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、宅地、森林、農地等にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する取組を推進する。

盛土による災害防止のための調査（事業主体：大分県、大分市）

◆宅地耐震化推進事業

大規模盛土造成地や液状化リスクが高いエリアについて、変動予測に関する調査等（ハザードマップ作成）を促進し、住民への情報提供を図ることにより、宅地防災への理解を深めてもらうとともに、必要な対策を講じることで、災害に強い県土づくりを推進する。

◆国土利用計画

国土利用計画（県計画）は、国土利用計画法第7条の規定に基づく国土利用計画（全国計画）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的な国土の利用を確保するための長期の目標を定めるものである。本県においては、全国計画の改定等に伴い、平成31年3月に第五次県計画を策定した。

◆土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本として定めるものである。この基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という）に基づく土地利用に関する諸計画の上位計画として、行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域区分の範囲を縮尺5万分の1の地形図上に記したもの（計画図）と、土地利用の調整等に関する事項を記した文書（計画書）とで構成されている。

◆土地取引の規制

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するため、土地取引等の規制に関する措置が定められている。本県では、同法第23条の規定に基づき、土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出があった場合に、関係する市町村や個別規制法の担当部署の意見を聴いた上で、当該地域を含む周辺地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言等を行うこととしている。

◆地価調査

地価調査は、適正な地価形成に寄与することを目的として、国土利用計画法施行令第9条に基づき、住宅地、商業地等類似の利用価値を有すると認められる地域ごとに選定した基準地について標準価格を判定し、9月に公表している。

標準価格は、国が行う地価公示の公示価格とともに一般の土地取引の指標となるほか、公共事業用地の取得価格の算定規準等に用いられている。

◆盛土規制法に基づく取り組み

令和5年5月26日に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法を受け、大分県では、令和7年5月1日に県内全域を法律に基づく規制区域に指定し、運用を開始した。

当課において、新規盛土等の許可申請の受付・審査・許可・検査、不法盛土等の監視、既存盛土等の分布調査・現地調査を実施する。また、違法性や危険性のある盛土等を把握した場合は、関係部局や市町村と連携して、土地所有者等に行政指導や行政処分等を行う。

◆景観の保全

本県では、それぞれの地域で特色ある景観に恵まれている。こうした優れた景観を保全するため、県民に対しては、景観教育や景観ハンドブックの活用により景観に関する意識醸成を図っている。市町村に対しては自らが景観行政団体となり、景観計画及び景観条例を策定するという景観法の基本的な考え方に立ち、条例制定に向け、景観アドバイザーの派遣や県が作成した景観行政の手引書等を示すなどして取組を支援する。さらに、景観の保全・形成の大切さについて理解を深めるため、県民や事業者も対象としたセミナーなどを開催する。

また、くじゅう連山など複数の市町村にわたる広域的な景観については、令和4年度策定の大分県広域景観保全・形成指針に基づき、令和5年度に景観の一体的な保全・形成を図る7エリアで広域景観協議会を設立した。この協議会では、県及び各市町村間の連携強化を図るとともに、県民・事業者・市町村・県が協働し、本県の美しく豊かな景観を次世代に引き継いでいく取組を推進する。

◆まちづくり関連事業

県内の市町において、都市再生整備計画関連事業や街なみ環境整備事業等を行っており、地域住民の生活の質の向上と、観光を始めとした地域経済・社会の活性化を図るため、歴史や文化、温泉など地域の魅力ある資源を活かした個性あふれるまちづくりを支援する。また、大分市の市街地においては、立地に適した合理的な土地利用と都市機能の強化を図るために、市街地再開発事業を行い、核となる商業施設等を整備し、地域の活性化を図る。

◆屋外広告物の規制

屋外広告物法に基づいて大分県屋外広告物条例及び同施行規則を定めており、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する安全の確保を図っている。また、講習会の開催及び屋外広告業の登録制度により、従事者等に対し、法令等の知識や技術の向上を図るとともに、その指導育成に努めている。なお、屋外広告物に関する事務は、都市・まちづくり推進課が所管しているが、条例に基づく許可、屋外広告業者登録申請の受付及び違反広告物の是正指導等の事務は、各土木事務所において行っている。（但し、大分市については中核市に指定されたことに伴い、平成9年4月1日から同市の事務となっている。また、平成20年4月から姫島村、平成21年4月から日田市、豊後高田市、由布市、平成26年7月から津久見市、平成29年7月から竹田市が一部権限移譲により事務を行っている。）

5. 主な当年度事業

(都) 庄の原佐野線 (下郡工区)



完成予想図

(都) 庄の原佐野線 (下郡・明野工区)



完成予想図

公園・生活排水課

1. 業務の概要

(1) 都市公園関係業務

- ① 県営都市公園(大洲総合運動公園、高尾山自然公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園)の整備に関すること
- ② 県営都市公園の維持管理・運営に関すること
- ③ 市町村の施行する都市公園事業の計画、指導監督に関すること

(2) 生活排水・下水道関係業務

- ① 市町村の施行する生活排水処理施設整備事業及び都市浸水対策事業の計画、指導監督に関すること
- ② 生活排水対策の普及啓発に関すること

2. 施策の方向

近年、余暇の充実や快適で潤いのある生活環境の創出、さらには、安全・安心の確保や長寿・福祉社会に対応した良好な都市環境の形成が求められている。

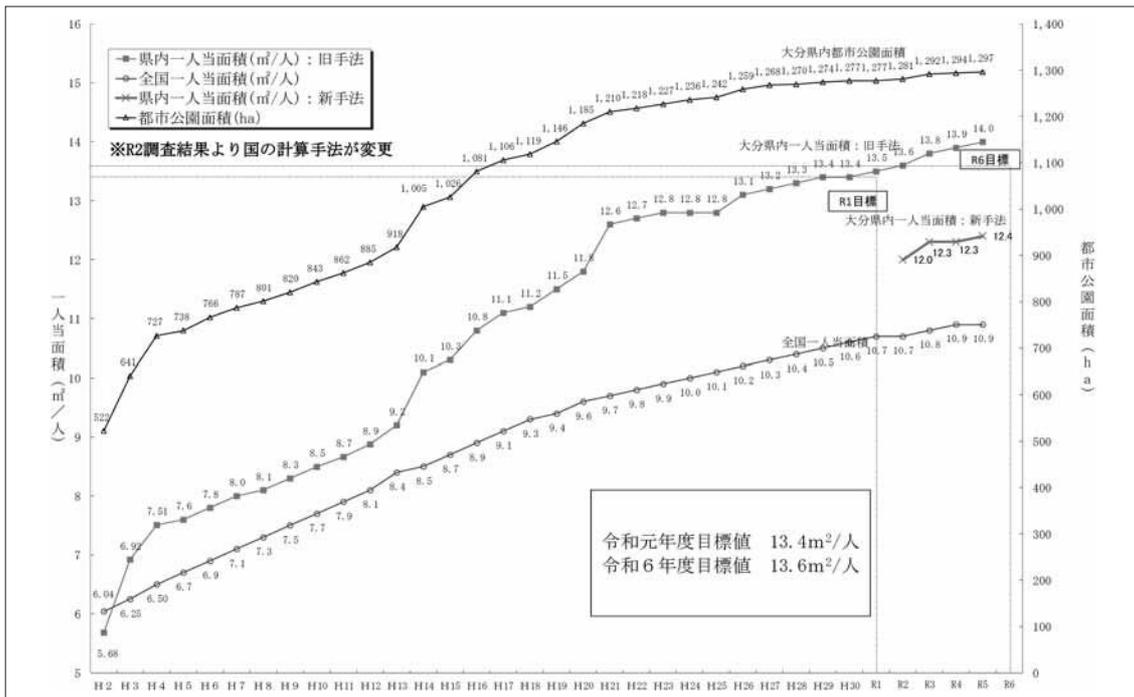
このため、都市公園の整備を進めて、都市環境並びに都市防災機能の向上を図るとともに、公共下水道、農業・漁業集落排水施設並びに合併処理浄化槽の整備を推進して、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全を図る。

3. 大分県の現状

(1) 都市公園の概要

令和5年度末現在の県内の都市公園等の箇所数は、県内最大の大分スポーツ公園をはじめ1209箇所、面積は1296.6haである。整備水準の目安となる一人あたりの都市公園等の面積は令和2年調査結果より国の計算手法が変更となり、旧手法では14.0㎡、新手法では12.4㎡と全国平均の10.9㎡を上回っている。「おおいた土木未来プラン2015」に掲げた目標(令和元年度末に13.4㎡、令和6年度末に13.6㎡)を達成した。引き続き整備水準の確保に努める。

※大分県の都市公園現況は「資料編」に記載(P115)



大分県都市公園整備状況

(2) 生活排水・下水道の概要

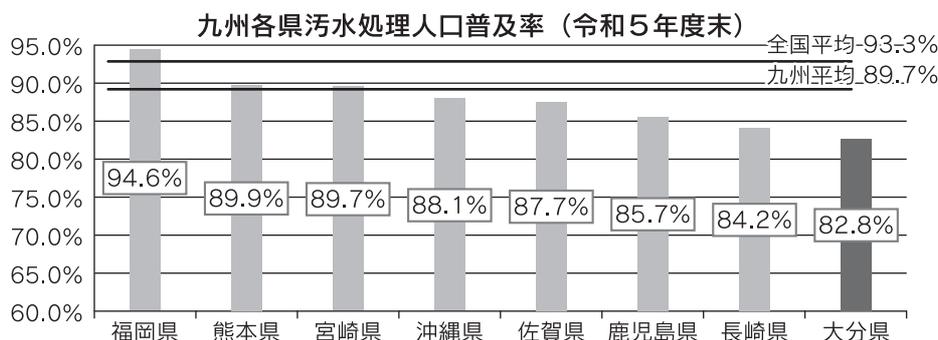
本県では、生活環境の改善や公共用水域の水質保全等を目的として、公共下水道（分流式污水）、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を推進しているが、令和5年度末現在の汚水処理人口普及率は、県全体で82.8%であり、九州全体の89.7%、全国の93.3%に比べると整備は大きく遅れており、生活排水処理施設を整備する市町村に対して財政的な支援を行っている。

各市町村においては、12市町で公共下水道事業を、6市村で農業・漁業集落排水事業を、16市町で浄化槽設置整備事業（個人設置型）を、2市で公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）を実施する。また、都市における浸水被害の防止、軽減を目的として9市町で公共下水道（分流式雨水）の整備を行う。

(令和5年度末現在)

	大分県	全国平均	九州平均
汚水処理人口普及率	82.8%	93.3%	89.7%

生活排水対策マスコット「くりん」



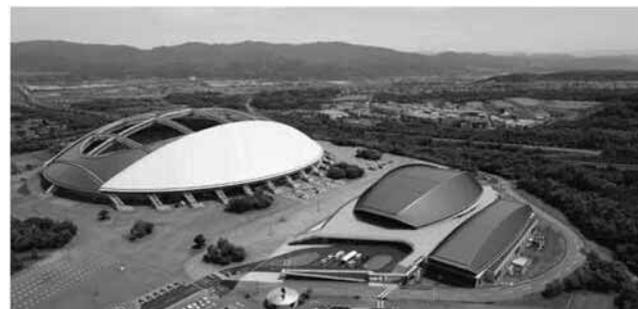
※汚水処理人口普及率（住民基本台帳人口に対する生活排水処理施設を利用できる人口の割合）

4. 施策の概要

(1) 都市公園事業

県営都市公園は、1978年8月に開設した大洲総合運動公園をはじめ、1986年4月に高尾山自然公園、1991年4月にハーモニーパーク、2001年5月に大分スポーツ公園を順次開設しており、2002年FIFAワールドカップサッカーや2008年第63回国民体育大会、2019年ラグビーワールドカップ等の大規模イベントをはじめとして、県内外のスポーツ競技大会の開催、身近に親しめるレクリエーションや自然とのふれあいの場として幅広く利用され、多くの利用者が訪れている。しかし、これらの県営都市公園は、長いもので開設から40年以上が経過しており、老朽化や社会情勢・利用者ニーズの変化に伴い、公園施設の改修・更新が必要となっている。

このため、誰もが安全かつ安心して都市公園を利用できるよう、本事業により、大分スポーツ公園におけるクラサドーム大分やその他各公園施設の計画的な改修・更新を行う。



大分スポーツ公園



クラサス武道スポーツセンター

(2) 県営都市公園の維持管理・運営

県営都市公園では、公園利用者へのサービスの向上と経費の節減等を図るため、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、維持管理・運営を下記の民間事業者等に委託している。

都市公園名	指定管理者	指定期間
大分スポーツ公園 及び 高尾山自然公園	(株)大宣	令和 6.4.1～令和11.3.31
大洲総合運動公園	ファビルス・プランニング大分共同事業体	令和 5.4.1～令和10.3.31
ハーモニーパーク	(株)サンリオエンターテイメント	令和 3.4.1～令和 8.3.31

指定管理者には、「大分県都市公園条例」の規定に基づき、次の業務を委託している。

- ① 公園施設の維持管理及び修繕に関する業務
- ② 都市公園の利用の受付及び案内に関する業務
- ③ 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- ④ 都市公園の利用の促進に関する業務
- ⑤ その他、知事が特に必要と認める業務（地域、NPO等との連携に関する業務 等）

(3) 生活排水・下水道事業

大分県生活排水処理施設整備構想2015

本県では、公共下水道等の生活排水処理施設について、将来にわたる整備手法と持続可能な運営体制を構築するため、平成28年3月に「大分県生活排水処理施設整備構想2015」を策定し、今後20年間の生活排水処理の全体像を示した。

また近年において、「既存施設の老朽化」「人口減少による使用料収入の減少」「管理職員の減少による執行体制の脆弱化」などにより、経営環境の厳しさが顕著となってきていることから、将来にわたる持続可能な運営を目的として、令和5年3月に「大分県生活排水処理事業広域化・共同化計画」を策定した。

この計画では、短期的には「施設の統廃合」「汚泥処理の共同化」のハード整備や「台帳システムの電子化」「勉強会や災害対応合同訓練等の人材育成の共同化」のソフト対策を、中長期的には「使用料金の共同徴収」「維持管理の共同発注」を目標に掲げ、市町村間の連携を強化し、県内の生活排水処理における事業運営【職員（ヒト）・施設（モノ）・財政（カネ）】を安定させる。

下水道事業

下水道は、汚水の収集・処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、さらには河川・湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない施設である。

いわば、人々の日常生活や社会経済活動を根底から支える社会基盤の一つであり、着実な整備や、適切な維持管理が求められている。

- ・事業実施中の箇所：12市町村（大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、日出町）

浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽は各家庭ごとに設置するもので、生活雑排水による公共用水域の環境悪化に対処し、水環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設やその循環利用を目的とした施設等を整備、維持管理し、活力ある農村社会の形成に資することを目的としている。

- ・実施中の箇所：5市（中津市、佐伯市、竹田市、宇佐市、国東市）

漁業集落排水事業

漁業集落排水施設の整備を行い、漁村の生活環境の改善を図ると同時に、漁港及び周辺水域の水質保全により漁業の振興に資することを目的としている。

- ・実施中の箇所：1村（姫島村）

生活排水処理施設整備推進事業

本県では、生活排水処理施設の整備を行う市町村に対して汚水処理人口普及率に応じた交付金を起債の償還財源として交付するほか、浄化槽設置整備事業（個人設置型）に対して補助金を交付することにより、市町村の財政負担を軽減し、汚水処理人口普及率の向上を図っている。

また、平成26年度から平成28年度には、流域会議※が設置される4モデルの河川の流域市町と連携し、汚水処理人口普及率が低い地域において、合併処理浄化槽への転換に対する補助金額を上乗せした。平成29年度からは、対象地域を拡大して、全県下で実施している。

※きれいな河川を将来にわたって守っていくため、各河川の上流域から下流域までの地元自治会や水環境に関わる団体等が主体的に参加し、設立する会議。

流域ごとに、わかりやすい取り組み目標を定めて、川辺の清掃や生活排水対策等の環境保全活動に流域全体で取り組む。

きれいな水再生啓発事業

工業等産業系の排水に対する規則が強化されて排水対策が進んだ今日では、日常生活に伴う生活排水が公共用水域における水質汚濁の大きな原因となっている。

このような状況に対処するため、県では9月10日の「下水道の日」から10月1日の「浄化槽の日」を含む10月10日までを「生活排水きれい推進月間」として、各種の啓発活動を行っている。

また、大分県生活排水対策基本方針に基づき、合併処理浄化槽への転換促進及び下水道への接続促進を図るため、汚水処理人口普及率が低い地域を中心に、小学校への出張教室等を実施している。



生活排水対策マスクット「くりん」

5. 主な当年度事業

事業名	予算額(千円)	概要
農業集落排水事業	180,000	中津市、佐伯市、竹田市、宇佐市、国東市
漁業集落排水事業	5,000	姫島村
国庫補助事業計	185,000	
県営都市公園長寿命化等対策事業	181,359	大洲総合運動公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園、高尾山自然公園
交付金計	181,359	
大分スポーツ公園等管理運営事業	567,968	高尾山自然公園、総合競技場、サッカー・ラグビー場(2面)、野球場、サブ競技場等の管理運営
県営都市公園施設整備事業	35,366	高尾山自然公園、大洲総合運動公園、ハーモニーパーク、大分スポーツ公園の維持修繕
公園維持管理費	143,086	大洲総合運動公園、ハーモニーパークの管理運営
生活排水処理施設整備推進事業	509,332	補助対象事業の工事費に対する県費助成
きれいな水再生啓発事業	932	地域住民への啓発活動
県単事業計	1,256,684	
合計	1,623,043	

建築住宅課、公営住宅室

1. 業務の概要

・ 建築行政

(建築基準法関係許可事務・宅地建物取引業法関係免許登録事務・二級及び木造建築士・建築士事務所への指導、監督など)

・ 住宅行政

(大分県住生活基本計画等の策定・住宅セーフティネットの推進・子育て高齢者世帯の支援・公営住宅等整備事業・県営住宅の管理など)

2. 施策の方向

建築行政は、建築基準法や建築士法、宅地建物取引業法等の運用を通じ、建築物の安全確保をはじめ、その質の向上により、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的として、きめ細かい行政サービスを実施している。

また、住宅行政は、豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、良質な住宅ストック及び住環境の形成を図ることを基本目標に、「大分県住生活基本計画」(令和3年度改訂)等に基づいて、各種施策を推進している。

・ 耐震対策

現行の建築基準法に規定される耐震性を有しない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、新聞・広報誌等を利用した普及啓発や、技術者を対象とした耐震診断、耐震改修講習会を実施する。

また、住宅耐震化総合支援事業では、市町村と連携して、耐震診断及び耐震改修費の助成を行い、昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震化を促進する。

さらに、特定建築物耐震化促進事業では、市町村と連携し、耐震改修工事費の助成を行い、一定規模以上の特定建築物の耐震化を促進する。

・ 子育て世帯支援

子育て世帯の住環境向上に向け、市町村と連携し、子供部屋増築や三世帯同居に伴う改修に要する費用を助成する。また、県営住宅においても、既存住宅を子育て世帯向けに改修するなど、子育て世帯の支援を進める。

・ 高齢者支援

高齢者の健康寿命向上に向け、市町村と連携し、住宅のバリアフリー改修に要する費用を助成する。

また、高齢者向け賃貸住宅の適切な供給など高齢者が安心して住まいを確保できる環境整備を推進する。

・ 住宅に関する情報の提供

住宅の品質確保や消費者保護のため、住宅性能表示制度や瑕疵保証制度の普及促進を図る。

また、優良な木造住宅等を顕彰し、ホームページなどで紹介する。

・ 居住支援の推進

低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まい確保や暮らしを支援するため、居住支援法人の指定やセーフティネット住宅の登録を実施するほか、市町村ごとの居住支援協議会設立を推進する。

3. 大分県の現状

構造別県営住宅の管理戸数

(令和7年4月1日現在)

構造別	簡平	簡2	低耐	中耐及び準耐(3~5F)	高層(6F~)	合計
戸数	40	160	80	7,465	789	8,534

大分県営住宅ストック総合活用計画及び大分県公営住宅等長寿命化計画に基づく建替実績戸数(着工年次)

年度	建替実績戸数	建替住宅名(所在地) 戸数
平成18年度	41戸	明野住宅(大分市) 41戸
平成19年度	12戸	広野住宅(中津市) 12戸
平成20年度	58戸	城南住宅(大分市) 58戸
平成21年度	34戸	明野住宅(大分市) 34戸
平成27年度	42戸	城南住宅(大分市) 42戸
平成29年度	30戸	城南住宅(大分市) 30戸
令和3年度	20戸	城南住宅(大分市) 20戸
令和6年度	33戸	明野住宅(大分市) 33戸

- ・平成22年度から、平成26年度まで全面的改善事業を実施。敷戸住宅(大分市) 169戸
- ・高齢者向け改善工事の実績は、平成9年度～令和6年度で942戸

4. 施策の概要

I 建築行政

(1) 建築基準行政

「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する」という建築基準法の目的のもとに確認をはじめとする許認可事務を行っている。

昭和46年10月1日に大分市が、平成9年4月1日に別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市が特定行政庁となり、現在7つの特定行政庁となった。

また、平成12年5月1日から(一財)大分県建築住宅センターが大分県知事指定の指定確認検査機関として業務を開始した。

平成19年6月20日施行の建築基準法の一部改正により、構造規定等が改正され、一定の建築物について、構造計算の適合性判定が必要となった。

耐震性が不足しているおそれのある一定の建築物については「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいた指導、助言や助成等を行い建築物の耐震化を促進している。

※建築基準法の施行状況は「資料編」に記載

(2) 宅地建物取引行政

宅地及び建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図ることを目的として、宅地建物取引業に係る免許登録事務や指導等を行っている。

※宅地建物取引業法の施行状況は「資料編」に記載

(3) 建築士行政

「建築物の設計、工事監理を行う技術者の資格を定めて、その業務の適性をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させる」という建築士法の目的のもとに二級・木造建築士及び建築士事務所への指導監督を中心とした業務を行っている。

平成23年4月1日より大分県が（公社）大分県建築士会を二級及び木造建築士の免許登録事務を行う指定登録機関に指定、また（一社）大分県建築士事務所協会を指定事務所登録機関に指定した。

※建築士法の施行状況は「資料編」に記載

II 住宅行政

(1) 住生活基本計画

住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、大分県の区域における住民の住生活の確保及び向上に関する基本的な計画として定めるもの。県民や住宅関連事業者の参画のもとに、本県が住宅政策を総合的に推進するための計画であり、県内の市町村が地域の実情に応じた住宅政策を展開する際の指針となる。

令和3年度に社会情勢の変化や住生活をめぐる新たな課題への対応等を踏まえ見直しを行い、各種施策に取り組んでいる。（計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間）

(2) 大分県賃貸住宅供給促進計画

本県の公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅への円滑な入居等、要配慮者の住宅を確保することを目的として策定する。この計画において、公営住宅等公的賃貸住宅に関する供給目標や適正な整備・管理の方向性、民間賃貸住宅に関する登録住宅の確保や大分県居住支援協議会との連携等を明記し、各種施策に取り組む。

(3) 大分県公営住宅マスタープラン2020

昭和40年代の高度成長期に大量に供給された公営住宅が更新時期を迎えている上、高齢者や子育て世帯が安心して暮らすことができるという時代の要請に、間取りや設備が十分に答えきれていない状況が明らかになった。

これらの課題の解決を図るため、公営住宅を所有・管理する県と市町村は、共同して「大分県公営住宅マスタープラン2020」（計画期間：令和2年度から令和22年度まで）を策定し、入居管理から住宅の建替や改善等までの必要な居住環境の提供に係る各種施策に連携して取り組んでいる。

(4) 公営住宅等整備事業

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低賃の家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与する事を目的とする事業

(5) 住宅地区改良事業

不良住宅が密集する地区内の住宅を取り壊して、跡地にもとの居住者のための低家賃住宅(改良住宅)や道路、公園等の公共的施設を整備することにより、新たに良好な住環境を形成しようとする事業

(6) 住宅新築資金等償還推進事業

歴史的社会的理由により生活環境が阻害されている地域の整備改善を図るため、住宅の新築、もしくは改修又は宅地の取得について必要な資金の貸し付けを行うため平成8年度まで実施された住宅新築資金等貸付事業の償還推進を図る事業

(7) 木造住宅の振興

住宅関連産業の振興、県産木材の需要拡大及び潤いのあるまちづくりの観点から、昭和60年度に大分県木造住宅等推進協議会を設立し、地域木造住宅供給促進事業を推進している。

その一環として、平成28年度に優良な木造住宅等の顕彰事業である「おおいた木の良さを生かした建築賞」を創設し、木造建築に対する県民意識の高揚と設計者、施工者の資質の向上を図っている。

(8) 県営住宅のストック総合活用

長期的な維持管理を実現するため、平成21年度に策定（平成25年度改訂）した「大分県公営住宅等長寿命化計画」を令和3年度に見直し、新たに令和4年度から令和13年度までの10年間における修繕、改善、建替などの県営住宅の活用手法を定めた。これに基づき計画的な建替事業と改善事業を進めている。なお、既存住宅の浴室内段差解消や手すりを設置する高齢者向け改善工事や、子育てしやすい間取りの改修や給湯器を整備する子育て世帯向け改善工事などを実施し、住宅ストックの整備を進めている。

(9) 居住支援の推進

高齢者や障がい者、生活困窮者など住宅確保要配慮者の住まい確保や暮らしを支援するため、各市町村における居住支援協議会の設立や活動の拡大など、居住支援の取り組みを推進する。

(10) 県営住宅の管理

県営住宅は、県内18市町村に所在し、その管理戸数は8,534戸となっている。

平成26年度より、入退去事務、使用料の収納事務、修繕事務などの県営住宅の管理業務に管理代行制度を導入し、大分県住宅供給公社が協定に基づき県営住宅を管理している。

(11) こどもがまんなか住環境整備事業

民間事業者による空き家を活用した低廉な子育て世帯向け戸建て賃貸住宅等の供給を促進する。

5. 主な当年度事業

・住宅耐震化総合支援事業

- ・住まい守り隊、耐震・アドバイザー派遣制度の継続
- ・令和6年度 耐震診断実施件数 267戸
- ・令和6年度 耐震改修実施件数 56戸
- ・令和6年度 ブロック塀等除却実施件数 128件

・県営住宅建設事業

- ・県営明野住宅建替事業

・既設県営住宅改善事業

- ・高齢者向け住戸改善 5戸（寒田南住宅外）
- ・子育て世帯向け住戸改善 40戸（女島住宅外）

・子育て・高齢者世帯住環境整備事業

- ・令和6年度 子育て支援型 36件
- ・令和6年度 三世代同居型 31件
- ・令和6年度 高齢者バリアフリー型 86件

・居住支援体制構築事業

- ・居住支援協議会への活動支援補助 9協議会

施設整備課

1. 業務の概要

施設整備課では、県有建築物を所管する部署からの依頼に基づいて、新築、増改築、改修等の企画、設計及び工事に係る業務を行っている。また、既存県有建築物に対しては、それぞれの行政ニーズに応じた施設機能の維持を目的として、長期的な計画に沿って良質で均衡のとれた保全業務に取り組んでいる。

さらに、県以外の事業主体が実施する国庫補助事業に係る設計及び工事の審査も担当している。

※詳細は「資料編」に記載

2. 施策の方向

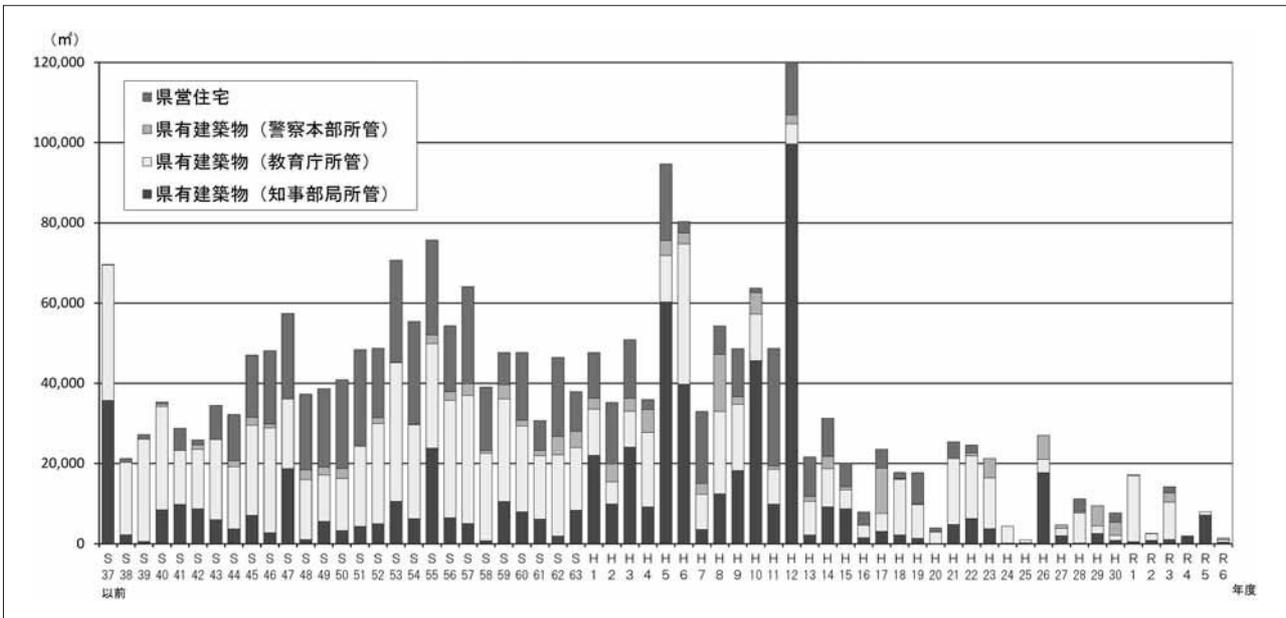
県有施設は、親しみやすく、便利で、かつ安全であることを基本として、それぞれの用途に応じた機能が十分発揮できるよう整備が進められてきた。

また、一方では、少子高齢化等による需要の減少、県民生活の多様化、施設の老朽化対策等、様々な課題に対応したより質の高い社会資本整備が求められている。

県有施設の整備は、量的な充足と機能の確保に加えて、県民共有の資産として優れた建物の整備、長寿命化を図り、県民一人一人が真に安全で安心な暮らしを送ることのできる社会の創造に寄与することが要請されている。

3. 大分県の現状

大分県の県有建築物は約3,800棟あり、建設年度別で整理した建築物の保有面積を下のグラフに示す。



4. 施策の概要

(1) 県有建築物防災対策推進事業

昭和56年以前に着工された県有建築物について、利用者等の安全を図るため、平成7年度から平成27年度に128棟の耐震診断及び54棟の耐震補強工事を実施した。また、災害時の復旧活動の拠点となる県庁舎及び地方総合庁舎等の建築設備の防災対策強化を実施した。

さらに、県有建築物の利用者の安全を確保するため、地震時における天井材の落下防止対策を進めている。

(2) 県庁舎等施設管理業務

県庁舎本館、県庁舎新館、県庁舎別館の3庁舎について、以下の施設管理業務を行う。

- ・ 建築、電気、空調、衛生、エレベーター、ガス整備等の日常的な維持・管理業務
- ・ 電気・機械設備の運転・保守管理委託の契約及び監督に関する業務

(3) 営繕事業の受託業務

県有建築物を所管する部署からの依頼に基づき、建築物の調査、企画、設計、工事、工事監理等を行う。

計画にあたっては、全ての人が利用しやすい施設や建築における脱炭素化への取組など、人と環境にやさしい施設の整備を目指す。

5. 主な当年度事業

(1) 当年度事業概要一覧

事業名	当初予算(千円)	概要
営繕管理費	4,862	営繕工事を適切に執行するための単価更新等
県有建築物脱炭素化調査事業費	9,430	脱炭素化を推進するため、庁舎等の県有施設の省エネ・創エネの効果的手法を調査する。
県有建築物防災対策推進事業費	748,968	県有建築物の吊り天井落下防止対策工事
庁舎営繕費	115,562	県庁舎本館・別館・新館に係る改修工事及び日常的維持管理業務
営繕関係受託事業費	119,200	企業局長浜寮の解体・新築工事
合計	998,022	

(2) 当年度の主な工事

●別府コンベンションセンター特定天井改修工事 (県有建築物防災対策推進事業)

◆目的

東日本大震災等で天井の落下による被害が相次いだことにより関係法令が改正された。旧基準の既存天井について改修工事を実施することで施設利用者の安全を確保し、地震後も使用可能となるよう施設を整備する。



天井改修状況

●県立学校体育館空調設備工事 (受託事業)

◆目的

夏季の児童生徒の熱中症対策及び災害時の避難所環境改善のため、県立学校体育館に空調設備を整備する。



体育館空調設備

関係機関

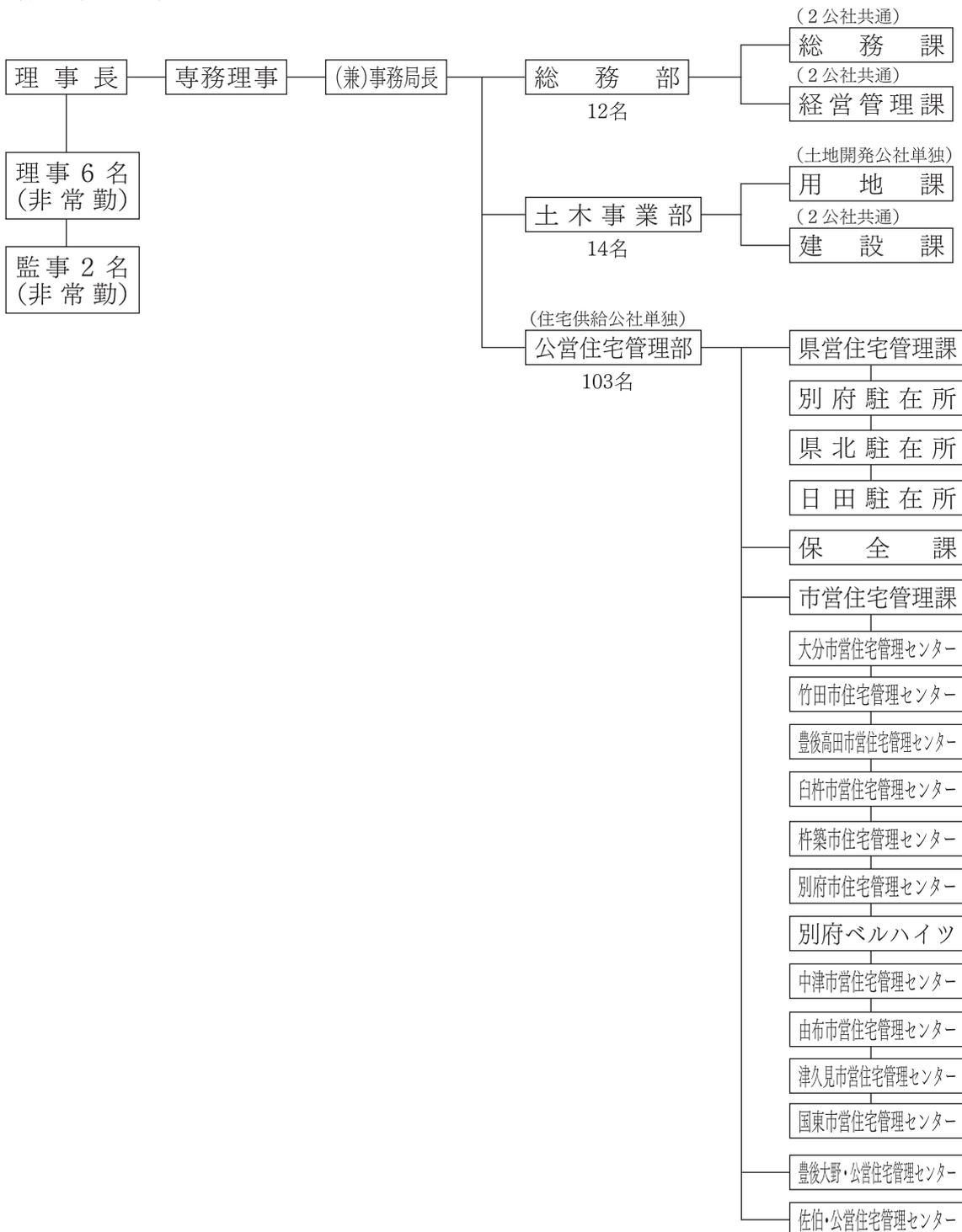
大分県地域づくり機構（住宅供給公社・土地開発公社）

「新行政改革大綱」に基づく公社等外郭団体の共通事務局化の方針により、平成13年度に住宅供給公社等3公社の統合が行われ、統合（共通事務局化）後の職員の一体感等を高めるため、愛称を「大分県地域づくり機構」と定めた。

地域づくり機構として発足して24年が経過し、道路公社が解散して2公社となったが、今後も円滑な事業の推進や人事交流に伴う職員の意識改革、人件費削減などに一層留意し、事業の効率化等に務める。

地域づくり機構では、土地開発公社ビルの老朽化により旧住宅供給公社ビル跡地において公募型プロポーザルによるBOT方式で6階建ての新庁舎が完成、令和6年10月28日から新庁舎で各部の業務を行っている。

（令和7年6月1日）



大分県住宅供給公社

1. 概要

- (1) 法人名 大分県住宅供給公社
- (2) 事務所の所在地 大分市城崎町1丁目2番3号 大分県地域づくり機構ビル
TEL(代表) 097-532-5135
(県営) 097-532-5137
(市営) 097-533-1674
- (3) 法人の種別 特別法人
- (4) 設立の根拠法 地方住宅供給公社法
(昭和40年6月10日法律第124号)
- (5) 設立登記年月日 昭和40年9月20日
- (6) 基本財産の額 10,000千円(全額大分県出資)
- (7) 沿革

住宅供給公社は、戦後の住宅難解消のため昭和27年2月2日に設立された財団法人大分県住宅協会をその前身とし、「地方住宅供給公社法」の公布施行により勤労者に居住環境の良好な住宅及び宅地を供給し、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として昭和40年9月20日に改組した。

高度経済成長や県都大分市の新産業都市の指定等による人口増加により、増大する住宅需要に対応するため、城南団地をはじめ明野団地や敷戸団地等これまで県内各地において多数の住宅建設及び宅地供給を実施してきた。

そのほかに公社賃貸住宅・利便施設の建設及び管理事業や県営住宅管理等の受託事業を実施してきた。

特に県営住宅管理については、昭和53年度から管理業務を受託し平成18年度からは「指定管理者」として、平成26年度からは「管理代行者」として事業に取り組んでいる。

市営住宅管理については、平成23年度以降、佐伯市、竹田市、豊後高田市、豊後大野市、臼杵市、杵築市、別府市、中津市、由布市、津久見市、そして令和5年4月からは新たに国東市の市営住宅を「管理代行者」として、大分市営住宅の一部を「指定管理者」として業務を実施している。

平成31年4月からは、初の試みとして、県営、市営の窓口を一元化した「豊後大野・公営住宅管理センター」を開設し、令和3年5月からは「佐伯・公営住宅管理センター」を開設した。

2. 業務内容

- (1) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (2) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
- (3) 市街地において公社が行う住宅の建設と一体して商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (4) 住宅の用に供する宅地の造成と併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡
- (5) 公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及び公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- (7) 公営住宅法に基づき、公営住宅及び共同施設の管理(家賃の決定、金銭の請求等に関することを除く)を事業主体に代わって行うこと
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、委託により、住宅並びに住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団体の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修
- (9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造

成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体して建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと

3. 令和7年度事業の概要

(1) 管理受託住宅管理事業

県営住宅管理事業は、平成26年度より「管理代行者」として県下全域8,501戸の県営住宅の入退去・維持管理・家賃収納等の業務を行っており、きめ細かなサービスの提供や更なる家賃収納率の向上に努める。

また、市営住宅管理事業は、佐伯市営住宅、竹田市営住宅、豊後高田市営住宅、豊後大野市営住宅、臼杵市営住宅、杵築市営住宅、別府市営住宅、中津市営住宅、由布市営住宅、津久見市営住宅、国東市営住宅を「管理代行者」として、大分市営住宅の一部を「指定管理者」として実施し、県営住宅と同様、公正かつ公平な住民サービスの提供に努める。

なお、別府市より南部振興開発ビルの管理を受託している。

(2) 賃貸管理事業

公社賃貸住宅106戸、賃貸店舗16施設、賃貸土地等13施設の適正な管理を行う。

(3) 分譲事業

大分空港から約2.5kmに位置する電線類を地中化した「向陽台（国東市武蔵町・安岐町）」分譲団地の販売を行う。

(4) 受託事業

「大分県建築行政業務支援機関」として、市町村等から公共建築物建替工事実施設計業務等を受託する。また、県教育委員会等から職員住宅、公共施設等の改修工事に係る設計監理業務等を受託し実施する。



大分県土地開発公社

1. 概要

- (1) 法人名 大分県土地開発公社
- (2) 事務所の所在地 大分市城崎町1丁目2番3号 TEL(代表) 097-536-1446
- (3) 法人の種類別 特別法人
- (4) 設立の根拠法 公有地の拡大の推進に関する法律
(昭和47年法律第66号)
- (5) 設立登記年月日 昭和48年3月31日
- (6) 基本財産の額 30,000千円(全額大分県出資)
- (7) 沿革

昭和35年10月24日財団法人大分県開発公社(基本財産1,000千円)として発足以来、新産都一期計画の背後地の整備事業用地並びに進出企業のための住宅用地の取得・造成工事及び内陸工業用地の取得等を推進してきた。

昭和48年3月には、「公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)」に基づく特別法人大分県土地開発公社として組織改正され、大分自動車道、東九州自動車道及び一般国道、地方道等の道路用地や河川・ダム用地、公園、学校等の公共の用に供する土地の取得造成などに取り組み、また、大分北部中核工業団地、大分インテリジェントタウンや流通業務団地、内陸工業用地として、大分市等のキャンオン用地の取得・造成事業や玖珠工業団地の造成事業を実施した。

2. 業務内容

- (1) 道路改良工事及び新設工事に係る土地の取得
- (2) 河川改修工事に係る土地の取得
- (3) 住宅建設に係る土地の取得及び造成
- (4) 学校建設に係る土地の取得及び造成
- (5) 公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得、造成及び管理
- (6) 内陸工業用地、流通業務団地、事務所及び店舗等に係る土地の造成事業並びに造成地についての賃貸
- (7) 上記事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に付帯する業務
- (8) その他公共用地の取得に関する調査、測量及び設計

3. 令和7年度事業の概要(単位:千円)

- (1) 公有地取得事業(1,859,100)
 - 主な事業 ①鶴崎駅前松岡線(807,397)
 - ②国道197号鶴崎拡幅(456,790)
 - ③中津吉富線合馬交通安全(296,373)
 - ④その他県内各地の公共用地の取得
- (2) 土地造成事業(1,588)
- (3) あっせん等事業(982)
- (4) 関連施設整備事業(1,358,280)
- (5) 公有地売却事業(2,160,805)
- (6) 土地造成売却事業(353,319)

公益財団法人大分県建設技術センター

1. 目的

良質な社会資本の整備と秩序ある県土づくりによる地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心を共有できる社会づくりへの支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

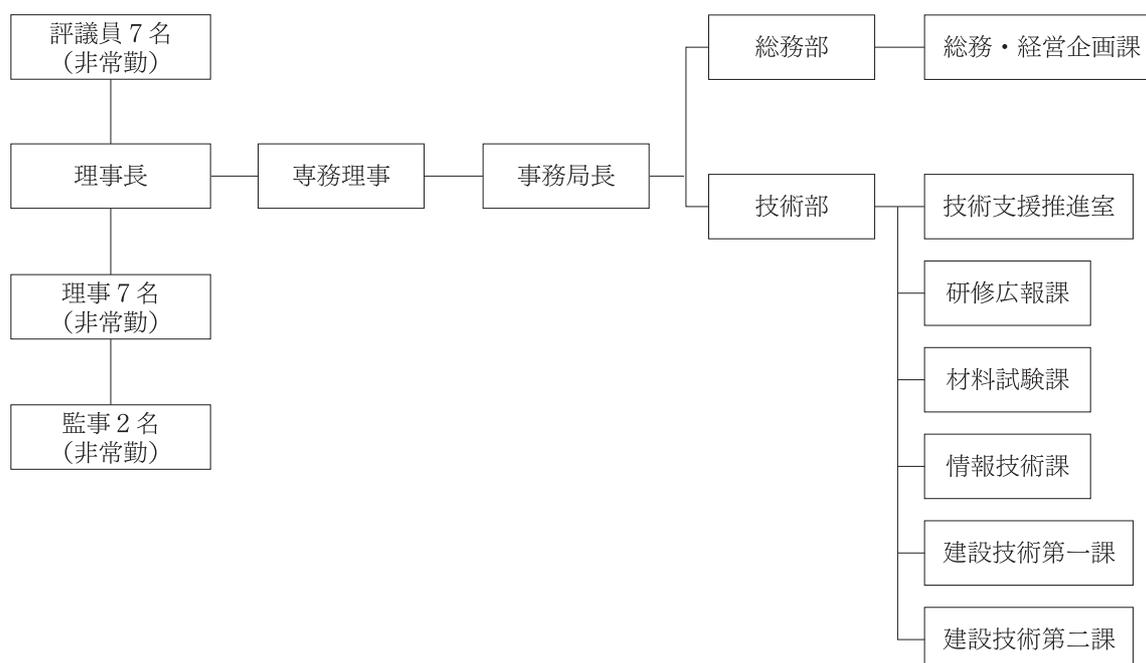
2. 概要

名 称	公益財団法人大分県建設技術センター
設立年月日	平成6年4月1日（民法第34条に拠る財団法人として設立）
	平成25年4月1日（公益財団法人へ移行）
基本財産	3,000万円（出捐金 大分県2,000万円 市町村1,000万円）
所在地	総務部・技術部 TEL 097-552-3255 FAX 097-552-3403 〒870-0905 大分市向原西1丁目3番33号 技術部 研修広報課・材料試験課 TEL 097-556-2982 FAX 097-556-3073 〒870-0933 大分市花津留2丁目2番5号 花津留庁舎

3. 事業

- (1) 社会資本の整備及び県土づくりを担う人材育成に向けた技術・技能の研修、普及啓発及び情報提供事業
- (2) 社会資本の整備や維持管理、県土づくり等に関する技術相談及び積算、技術審査、品質監理、検査等に係る支援事業
- (3) 社会資本の品質確保に係る各種材料試験及び調査研究事業
- (4) 社会資本の情報化へ向けての支援事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

4. 組織図



5. 業務内容

5-1. 研修広報事業

(1) 研修事業

■当センターは大分県内の県・市町村・建設業界の土木技術職員の資質向上を図るための研修を実施しています。

■この計画は、令和7年6月23日現在のものです。都合により、計画を変更することがあります。

(企画・運営：(公財)大分県建設技術センター)

▼専門技術研修

No.	研修名	開催日	時間	受講対象者	階層/ 区分の目安 ¹⁾	受講形式	定員		研修会場
							会場	オンライン	
1	土木行政の基礎知識と建設業・建設関連業の役割	5月8日(木)	10:00~15:50	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(1年目) /必修	会場	80	-	【1日目】座学
		5月9日(金)	9:00~12:00				80	-	【2日目】現場見学
2	公共工事の監督・検査	5月15日(木)	13:30~16:10	県・市町村職員	技師・主任・ 主査/選択 検査担当職員	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
3	土木工事積算の基本	5月20日(火)	13:30~16:30	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(1年目) /必修	会場	70	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
4	土木工事積算演習【基礎編】 (県・市町村職員) ※5/27(火)開催の研修内容 と同じ	5月26日(月)	10:00~16:00	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	30	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
5	土木工事積算演習【基礎編】 (県・市町村職員) ※5/26(月)開催の研修内容 と同じ	5月27日(火)	10:00~16:00	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	30	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
6	はじめての土木測量	7月1日(火)	10:00~16:00	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	50	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
7	災害復旧実務	6月5日(木)	10:00~15:40	県・市町村職員	新任(1年目) /必修	会場	60	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
8	建築積算研修【設備編】	調整中	10:00~16:00	県・市町村職員	-	会場	70	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
9	土木技術者のためのVEワーク ショップ	6月19日(木) 6月20日(金)	9:00~17:00 9:00~17:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(3年目) /必修 全階層/任意	会場	25	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
10	技術者として必要なコミュニ ケーション力のスキルアップセ ミナー	6月27日(金)	13:30~16:30	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	新任(1年目) /必修 全階層/特別	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
11	「知っておくべき地盤の調査と 評価(合理的な基礎・地盤の設 計・施工に向けて)」(民間)	7月9日(水)	9:50~16:20	建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	-	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
12	「知っておくべき地盤の調査と 評価(合理的な基礎・地盤の設 計・施工に向けて)」(行政)	7月10日(木) ~7月11日(金)	9:50~16:20 9:50~16:20	県・市町村職員	技師・主任/ 必修	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
13	実施例に学ぶ施工計画と現場管 理のポイント	7月18日(金)	13:15~16:45	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
14	ミドルマネジメントの強化	7月23日(水)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主査以上/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
15	アスファルト舗装技術	8月1日(金)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
16	はじめてみよう!3DCAD 【入門編】	8月7日(木)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場	20	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
17	はじめてみよう!3DCAD 【応用編】	8月8日(金)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場	20	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室

No.	研修名	開催日	時間	受講対象者	階層/ 区分の目安 ^{*1}	受講形式	定員		研修会場
							会場	オンライン	
18	現場のマネジメントと安全管理	8月22日(金)	10:00~16:10	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主任・主査/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
19	必ず身につくコンクリートの基礎知識	8月27日(水)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
20	業務効率化のためのプログラミングスキル養成講座【基礎編】	8月29日(金)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	全階層/任意	会場	20	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
21	地盤リスクと斜面・地すべり対策	9月5日(金)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主任・主査/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
22	業務効率化のためのプログラミングスキル養成講座【応用編】	9月19日(金)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	全階層/任意	会場	20	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
23	河川環境と景観	9月26日(金)	10:00~15:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	主任・主査/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
24	土木材料と品質管理【舗装編】	10月3日(金)	10:30~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場	20	-	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
25	土石流対策えん堤の計画と設計	10月10日(金)	10:00~16:00	県職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択 砂防担当/ 必修	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
26	インフラ点検のポイント【橋梁・トンネル】	10月17日(金)	13:30~16:30	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
27	インフラ点検・診断実地研修【トンネル】	10月24日(金)	9:30~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場	20	-	【点検実習】未定 【模擬診断】花津留庁舎
28	建設DX【設計・施工編】	10月31日(金)	10:00~15:40	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
29	道路の計画と設計	11月7日(金)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 必修	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
30	補修補強工事の実際と解説	11月14日(金)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
31	補強土壁工の調査・設計・施工	11月21日(金)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 選択	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
32	橋梁の計画から施工まで	11月28日(金)	10:00~16:00	県・市町村職員 建設会社(土木) 測量・設計会社 地質調査会社	技師・主任/ 必修	会場 オンライン	70	100	(公財)大分県建設技術センター 花津留庁舎研修室
							1,875	1,800	

* 1 階層/区分の目安：大分県土木建築部人材育成計画により定められたもの

▼一般県民向け研修

	研 修 名	開催日	時 刻	受講対象者	会 場	定員
1	コンクリートの不思議（1回目）	未定	－	未定	未定	20名
2	コンクリートの不思議（2回目）	未定	－	未定	未定	20名
3	コンクリートの不思議（3回目）	未定	－	未定	未定	20名

●所在地

（公財）大分県建設技術センター研修棟（〒870-0933 大分市花津留2-2-5）

<https://sites.google.com/view/oitacontech-seminar> （TEL）097-556-2982

- （2）新規採用土木技術職員研修 県及び市町村の新規採用土木技術職員等を対象に、早期に活躍できるよう基礎的、実務的な知識・能力を習得させるため、積算及び災害復旧等の個別指導を行う。
- （3）長期建設技術実務研修 市町村技術職員を対象に資質の向上並びに専門的な知識及び技術の習得を図り、もって市町村建設行政の能率的な運営に資する目的で長期（1年以内）の実務研修を実施する。
なお、実施にあたっては、センターが人件費を含む研修費用を負担して派遣元が研修生を出しやすい環境を提供する。
- （4）講師派遣事業 建設関係団体や地域住民グループの要請に基づき、社会資本整備推進や技術者の育成に取り組むため、講師等としてセンター職員を派遣する。
- （5）広報事業 土木技術等に関する情報の収集、発信を行う。また、一般県民への見学会を開催するなど、産学官連携を通じて建設事業に対する一般県民の理解の促進を図る。

5-2. 土木積算等技術支援事業

- （1）技術審査・積算支援事業 設計時の技術的課題に対する専門的見地からの助言および設計成果の審査
技術的難易度の高い工事設計書の積算を支援
- （2）品質監理支援事業 公共工事の品質・出来形・安全・工程・施工体制に関する総合的な施工監理の支援
- （3）災害等緊急時支援事業 災害復旧の調査設計に係る技術指導、助言
査定設計書および査定後の工事設計書の積算を支援
大分県防災エキスパート技術者派遣制度による支援
- （4）資料作成支援事業 道路台帳調製管理等、各種資料の作成を支援

5-3. 建設材料試験、審査事業

- （1）建設材料試験事業 公共土木施設等の耐久性や安全性等の品質を確保するため、県内唯一の公的試験機関としての県の品質管理基準に定める各種建設材料の試験を行う。
①コンクリート試験 ②鋼材試験 ③骨材試験 ④土質試験 ⑤アスファルト試験
- （2）アスファルト混合物
事前審査事業 公共工事等に使用するアスファルト混合物の品質向上を目的に県内唯一の公的試験機関として同混合物の事前審査及び品質の認定を行う。
①密度試験 ②マーシャル安定度試験 ③アスファルト抽出試験
④ふるい分け試験 ⑤ホイールトラッキング試験

5 - 4. 情報化支援事業

- (1) 情報化技術・教育支援事業 公共事業に情報化技術を活用し効率化を図るCALS/ECの導入、運用支援を行う。
 ①CALS/EC普及支援
 ②IT教育研修
 ③CALS/EC関連システムの運用、保守
- (2) 積算システム運用事業 公共調達の適切な入札・契約に資するため、地方自治体が発注する工事、委託業務の費用算出システム（縣市町村共同利用型積算システム）に関する運用保守等を行う。

5 - 5. その他

- (1) 市町村よろず技術相談 これまで培った知識・経験をもとに、公共工事に携わる職員の「困った」を解決するための手助けとなる市町村よろず支援を開設した。専門スタッフが無料で相談に乗る。

サイトのお問い合わせフォームより、
いつでもご相談ください！



担当：技術部 鷺見（すみ）・阿部（あべ）・戸高（とだか）・高橋（たかはし）・
佐藤（さとう）・大野（おおの）・豊田（とよだ）

- (2) 市町村建設行政職員への技術支援 市町村の建設行政に携わる職員の基礎的技術力の向上等を目的として、OJT研修等を行っている。

資料編

土木建築部の予算概要

1. 土木建築部関係予算の事業別推移

一般会計（1）

（単位：千円）

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
企画総務費		0	0	0	0	0	0	100	0	0
企画連絡調整費	単							100		
通商貿易振興費		0	22,680	22,680	18,680	17,680	16,680	15,347	15,347	15,347
東九州海上物流拠点推進事業費	単		22,680	22,680	18,680	17,680	16,680	15,347	15,347	15,347
観光開発費		48,648	14,190	11,918	16,199	16,977	6,966	26,272	15,554	3,319
観光施設維持管理調査事業費	単	2,329	2,329							
観光地沿道景観づくり推進事業費	〃	335	335	336	336	395	395	488	488	488
おもてなし観光案内標識整備事業費	〃	37,500	3,074							
魅力ある景観づくり推進事業費	〃	8,484	8,452	11,582	15,863	16,582	6,571	21,532	11,028	1,571
広域景観保全・形成推進事業費	〃							4,252		
広域景観エリア魅力発信事業費	〃								4,038	1,260
土木総務費		984,767	1,055,366	1,195,469	1,675,122	1,108,633	1,156,733	1,080,028	1,073,219	2,205,852
給与費	単	649,785	643,572	798,786	757,345	714,761	687,235	584,643	610,857	694,760
土木事務所運営費	〃	88,794	88,463	101,331	129,692	123,879	141,001	147,972	174,674	182,529
東日本大震災・熊本地震被災者支援事業費	〃	3,188								
被災地復興支援事業費	〃		2,768	2,024	1,561	1,074		763	1,378	2,217
公共用地先行取得事業費	〃									1,000,000
用地取得対策費	〃	1,552	1,552	1,554	1,356	1,356	1,356	1,556	1,061	1,556
取用委員会費（取用委員報酬を含む）	〃	3,458	2,557	2,544	1,651	1,949	2,965	3,100	3,794	5,671
企画調整検査費	〃	18,984	19,018	22,172	21,794	33,742	21,595	21,831	22,136	22,136
公共事業情報システム開発事業費	〃		74,385		44,506			65,485		35,050
設計VE強化事業費	〃	3,696	3,695	3,766	2,872					
情報システム運営事業費	〃	10,686	10,683	10,674	10,570	10,828	4,561	4,383	4,013	3,730
共生のまち整備事業費	〃	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
安全・安心を支えるインフラ点検事業費	〃	21,000	21,030	26,061	26,090	26,090	26,090	26,090	26,090	26,090
地域の安心基盤づくりサポート事業費	〃	78,914	72,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000
社会インフラ災害情報収集力強化事業費	〃	3,179	9,061							
地域協働型土木行政推進事業費	〃	1,642	1,642	1,901	1,998	2,213	1,660	2,244	2,244	2,244
諸費	〃	18,589	23,640	61,356	23,697	29,891	80,172	23,806	41,170	27,180
高速自動車道建設促進事業費	〃	1,300	1,300	1,300	850	850	1,300	1,300	1,400	1,400
建設産業DX推進事業費	〃						26,798	29,141	22,402	
建設産業DX加速化事業費	〃									39,289
ドローン活用高度化事業費	〃							5,714		
観光道路等環境整備事業費	〃				489,140					
建設業指導監督費		73,531	85,925	48,819	66,171	69,069	69,635	70,732	66,091	145,037
建設業許可事務費	単	9,420	6,695	6,874	5,968	6,526	7,126	6,958	7,200	8,172
建設業育成指導費	〃	50,000	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000
建設統計受託事務費	〃	1,291	1,263	1,272	1,272	1,272	1,272	1,272	1,272	636
公正入札推進事業費	〃	2,404	2,404	2,487	2,433	2,433	2,433	2,444	2,444	2,444
建設産業構造改善・人材育成支援事業費	〃	10,416	25,563	28,186	19,522	20,919	20,885	20,845	13,962	16,800
建設産業女性活躍推進事業費	〃				26,976	27,919	27,919			

一般会計（2）

（単位：千円）

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
建設産業女性活躍加速化促進事業費	〃							29,213	31,213	
建設産業女性人材確保・活躍推進事業費	〃									16,985
建築指導費		6,774	6,974	6,759	5,270	5,230	5,552	6,570	7,226	7,376
建築基準法等施行事務費	単	4,853	4,936	4,747	3,440	3,470	3,431	4,539	4,777	4,484
宅地建物取引業指導費	〃	1,921	2,038	2,012	1,830	1,760	2,121	2,031	2,449	2,892
営繕費		3,465,346	3,335,127	3,119,419	630,904	216,206	634,930	1,620,896	722,488	998,022
県有建築物防災対策推進事業費	単	359,330	102,946	364,117	85,257	96,038	520,423	1,500,472	595,926	748,968
県有建築物保全事業	〃	1,915,899	2,022,222							
県有建築物脱炭素化調査事業費	〃								6,138	9,430
庁舎営繕費	〃	115,247	113,606	113,544	118,241	117,591	111,674	116,508	115,574	115,562
営繕管理費	〃	2,789	2,789	2,821	2,145	2,577	2,833	3,916	4,850	4,862
営繕関係受託事業費	〃	1,072,081	1,093,564	2,638,937	425,261					119,200
道路橋梁総務費		385,012	387,656	392,773	503,228	367,753	351,993	326,380	357,883	570,515
給与費	単	14,749	14,616	14,653	14,585	14,374	14,194	14,356	14,543	15,350
道路管理費	〃	272,391	274,246	277,831	287,270	259,726	243,753	218,126	249,416	262,686
市町村指導監督事務費	〃	1,177	1,199	1,494	1,294	974	1,367	1,219	1,245	4,800
道路橋梁調査費	〃	96,695	97,595	98,795	92,679	92,679	92,679	92,679	92,679	287,679
道路交通情勢調査費	〃				107,400					
道路維持費		22,132,634	20,468,597	24,515,323	27,243,650	22,238,221	22,475,312	22,343,053	21,468,311	20,346,312
給与費	単	881,115	993,214	802,289	898,300	991,809	964,266	966,849	1,024,653	1,031,995
道路維持修繕費	〃	2,406,761	1,906,770	2,041,325	1,971,947	2,000,509	2,041,600	2,058,856	2,599,785	2,617,648
（維持諸費）		149,958	111,553	115,046	128,351	118,471	118,471	120,309	124,568	120,577
（道路環境整備費）		2,256,803	1,795,217	1,926,279	1,843,596	1,882,038	1,923,129	1,938,547	2,475,217	2,497,071
交通安全事業費	単	509,400	468,200	482,929	494,021	503,200	503,220	503,200	503,200	503,200
（第二種事業費）		150,000	148,800	148,800	148,800	148,800	148,800	148,800	148,800	148,800
（交通安全維持費）		269,000	229,000	243,729	254,821	264,000	264,000	264,000	264,000	264,000
（弱者事故対策事業費）		90,400	90,400	90,400	90,400	90,400	90,400	90,400	90,400	90,400
道路防災事業費	単	2,124,500	1,084,500	924,500	924,500	924,500	924,500	924,500	924,500	924,500
身近な道改善事業費	〃	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000
側溝整備事業費	〃	100,000	95,400	91,615	91,615	91,615	91,615	91,615	91,615	91,615
道路施設補修事業費	〃	3,158,622	2,427,507	2,729,028	2,729,028	2,729,028	2,729,028	2,730,028	2,734,719	2,759,028
交通安全事業費	公	2,633,047	2,791,589	4,101,185	4,983,377	2,593,924	3,099,442	2,911,480	2,975,286	2,335,382
道路防災事業費	〃	2,286,617	2,531,307	3,470,782	4,058,477	2,149,925	1,540,071	1,434,569	1,464,597	1,506,412
道路施設補修事業費	〃	7,216,572	7,227,610	8,990,670	10,126,385	9,417,711	9,735,590	9,769,954	7,983,206	7,398,207
道路災害関連事業費	〃								330,750	336,000
クリーンロード支援事業費	単	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
おもてなしの観光道路等環境整備事業費	〃		126,500	65,000						
安全・安心な道路環境創出事業費	〃				30,000	20,000	30,000	30,000	20,000	20,000
空港道路情報表示装置改修事業費	〃				120,000					
道路情報板オンライン化事業費	〃									6,325
おもてなしの道路等環境整備事業費	〃							106,002		

一般会計（3）

（単位：千円）

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
道路新設改良費		24,694,631	24,312,405	28,441,116	35,966,803	27,104,268	26,956,224	29,040,674	30,221,455	24,170,712
給与費	単	1,496,772	1,534,392	1,468,546	1,468,418	1,538,830	1,507,940	1,492,430	1,602,274	1,717,998
道路改良事業費	〃	4,075,080	4,075,080	4,075,080	4,075,080	4,075,080	4,075,080	4,075,080	4,075,080	4,075,080
道路改良事業費	公	16,105,424	16,138,840	19,978,073	24,581,173	16,268,205	16,724,947	19,665,895	20,797,890	15,032,309
国直轄道路事業負担金	〃	3,013,428	2,545,717	2,913,718	5,810,043	5,197,989	4,630,495	3,672,291	3,607,157	3,029,810
道路関係受託事業費	受	3,927	18,376	5,699	32,089	24,164	17,762	134,978	139,054	315,515
橋梁新設改良費		157,462	156,960	157,253	157,084	156,560	156,105	156,646	157,279	158,991
給与費	単	33,962	34,060	34,353	34,184	33,660	33,205	33,746	34,379	36,091
橋梁整備事業費	〃	123,500	122,900	122,900	122,900	122,900	122,900	122,900	122,900	122,900
河川総務費		1,565,865	699,512	460,049	843,758	770,600	705,314	613,764	732,863	751,858
給与費	単	7,378	7,312	7,326	7,294	7,187	7,099	7,151	7,223	7,679
河川海岸維持管理費	〃	190,021	188,007	186,814	225,589	258,430	238,797	168,296	172,333	185,677
ダム管理費	〃	56,703	56,629	57,236	60,724	83,132	64,540	68,699	78,921	82,903
水害統計受託事務費	〃	231	231	231	231	231	231	234	57	57
河川海岸調査費	〃	367,763	43,329	43,329	173,329	46,329	61,329	65,829	173,329	173,329
災害復旧調査費	〃	717,136	225,000	91,115	225,000	115,218	225,000	282,555	255,000	225,000
公共水域等放置船対策事業費	〃	11,797								
筑後川水系水環境改善事業費	〃	40,000	41,000							
中小河川等洪水時避難行動支援事業費	〃						29,815	21,000	17,000	40,000
高潮時避難行動支援事業費	〃					121,000				
洪水時等避難行動支援事業費	〃	174,836	138,004	34,998	8,135					
総合治水対策推進事業費	〃			36,000	50,000	50,000				
地域との連携による宮川再生・活性化事業費	〃			2,000	2,000	2,000				
津久見復興街なかにぎやかプロジェクト事業費	〃			1,000	1,250	1,750				
河川堤防緊急対策事業費	〃			0	90,000	84,000				
リバーパーク犬飼管理維持体制持続化事業費	〃				206	1,323				
洪水時河川情報提供事業費	〃						75,603			
河川情報整備支援事業費	〃						2,900			
洪水時危機管理体制強化事業費	〃								29,000	29,000
治水ダム管理高度化事業費	〃									8,213
河川改良費		14,008,586	14,851,500	19,283,212	23,875,089	18,641,076	14,708,124	11,838,213	11,617,555	10,143,123
給与費	単	263,621	272,123	187,461	180,769	346,291	280,256	303,613	288,051	352,530
河川海岸改良事業費	〃	2,325,000	1,270,000	725,000	725,000	725,000	925,000	925,000	934,769	925,000
緊急河床掘削事業費	〃	300,000	450,000	650,000	750,000	750,000	750,000	800,000	800,000	800,000
広域河川改修事業費	公	3,239,421	5,047,746	7,417,778	9,542,461	5,699,801	4,520,309	4,409,447	3,995,061	3,757,191
河川緊急情報基盤整備事業費	〃	684,001	186,424	54,772	324,328	79,800	96,950	119,350	102,900	68,250
統合一級河川整備事業費	〃	337,050	261,450							
統合二級河川整備事業費	〃	445,712	272,104							
障害防止対策事業費	〃	201,946	163,259	154,669	172,561	100,369	107,792	77,858	242,517	252,475
河川災害関連事業費	〃	713,075	528,579	1,073,872	1,415,518	337,905	939,874	236,300	466,278	218,300
治水ダム建設事業費	〃	2,001,080	3,711,850	4,608,720	6,162,738	6,652,527	3,300,337	1,000,966	1,281,843	812,700
ダム情報基盤総合整備事業費	〃	103,102	26,269	105,000	113,400	73,500	30,450	30,450	16,240	
国直轄河川事業負担金	〃	2,893,766	2,040,341	2,199,794	2,390,547	1,114,650	1,204,491	1,700,428	1,341,183	688,842

一般会計（４）

（単位：千円）

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
河川関係受託事業費	受	287,446	295,000	554,510	597,767	711,233	318,275	184,801	98,713	217,835
災害関係受託事業費	〃	213,366	326,355	51,636			184,390			
河川施設災害防止緊急対策事業費	単			1,500,000	1,500,000	2,050,000	2,050,000	2,050,000	2,050,000	2,050,000
海岸保全費		478,138	1,510,665	1,101,649	1,402,004	1,249,459	1,377,132	1,348,715	1,112,118	857,050
給与費	単	115,530	119,556	114,712	116,219	112,631	107,025	109,031	111,794	114,468
海岸環境整備事業費（建設）	公	83,689	41,935	67,647	22,580	64,438	124,869	96,524	96,524	118,882
海岸環境整備事業費（運輸）	〃	48,609		125,750	136,735		5,543			
侵食対策事業費（運輸）	〃		579,513	52,290	149,800	112,700	86,695	82,500	93,100	73,500
津波危機管理対策緊急事業費	〃	151,270	450,461	156,450	241,640	240,030	362,780	394,100	354,400	249,900
国直轄海岸事業負担金（運輸）	〃	79,040	319,200	584,800	719,960	625,660	603,720	586,560	456,300	300,300
港湾津波避難計画策定事業費	単				15,070	12,000	8,500			
地震・津波・高潮対策調査事業費	〃					82,000	78,000	80,000		
水防費		5,511	5,511	5,563	5,464	34,212	38,889	39,316	41,159	46,650
水防活動事業費	単	5,511	5,511	5,563	5,464	34,212	38,889	39,316	41,159	46,650
砂防費		12,846,067	8,905,343	9,955,998	16,606,596	11,827,651	12,885,553	13,680,468	14,560,975	9,889,384
給与費	単	247,357	285,785	246,538	204,175	142,564	264,387	251,933	246,173	282,914
砂防維持管理費	〃	5,650	5,650	5,745	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450	5,450
砂防・地すべり監視事業費	〃	16,730	16,730	16,739	17,340	20,284	22,317	20,158	21,700	23,516
砂防調査費	〃	126,921	27,834	21,921	81,921	34,771	81,921	81,921	81,921	81,921
土砂災害避難促進事業費	〃					43,475	39,899	30,575		
土砂災害情報周知啓発推進事業費	〃								13,305	19,000
砂防改修事業費	〃	538,060	465,000	237,000	237,000	237,000	237,000	237,000	167,000	152,000
急傾斜地崩壊対策事業費	〃	900,000	787,000	630,000	680,000	730,000	730,000	730,000	800,000	800,000
砂防施設再生事業費	〃	127,000	53,300	53,300	53,300	53,300	53,300	53,300	53,300	53,300
通常砂防事業費	公	847,485	995,287	1,115,521	3,074,161	2,577,424	2,357,957	2,654,175	3,097,108	1,401,390
火山砂防事業費	〃	1,356,119	798,073	1,357,706	2,654,880	1,349,353	1,571,038	1,468,274	1,788,957	810,411
特定緊急砂防事業費	〃	169,405	178,500	276,150	70,350	92,400	63,000	83,650	393,925	57,750
地すべり対策事業費	〃	459,610	872,692	868,778	1,005,904	533,484	399,018	468,225	481,210	305,132
特定緊急地すべり対策事業費	〃		357,000	10,500		224,000	21,000			
急傾斜地崩壊対策事業費	〃	1,684,921	1,463,120	1,782,521	2,573,952	2,620,538	2,012,963	2,601,116	2,412,437	1,235,700
砂防施設緊急改築事業費	〃	271,071	219,450	289,624	1,744,313	671,025	1,473,713	1,471,099	2,086,490	690,900
砂防事業調査費	〃	1,602,000	2,298,000	1,722,000						
土砂災害警戒区域等調査費	〃				702,000	351,000	351,000	351,000	351,000	
障害防止対策事業費	〃	136,208								
砂防災害関連事業費	〃				551,980	441,583	1,014,999	206,881	860,999	232,000
緊急砂防事業費	〃	1,484,986			828,135		486,591	912,491		1,698,000
緊急地すべり対策事業費	〃	2,761,373			451,500			353,220		120,000
緊急急傾斜地崩壊対策事業費	〃	102,171			334,859					220,000
急傾斜地崩壊危険区域緊急伐採事業費	単	9,000	9,000	9,167	13,200					
土砂災害情報提供強化事業費	〃		72,922	12,788	22,176					
砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業費	〃			1,300,000	1,300,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000

一般会計（５）

（単位：千円）

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
港湾管理費		149,492	160,093	266,761	402,404	294,824	238,702	196,928	267,663	256,155
港湾管理費	単	27,709	35,121	28,432	31,534	30,741	33,189	33,183	36,270	42,716
港湾環境整備施設管理運営事業費	〃	2,574	2,574	2,597	2,631	2,588	2,588	2,588	2,588	2,588
大分港振興室運営費	〃	2,188	2,376	2,485	6,360	2,577	2,621	2,657	2,876	2,753
公共水域等適正管理推進事業費	〃		2,920	108,043	111,143	38,098	28,875	18,144	10,242	7,763
港湾施設管理運営事業費	〃	67,497	67,412	68,137	68,596	68,619	68,599	68,651	68,982	83,630
港湾統計受託事務費	〃	3,095	3,285	3,095	3,153	2,437	3,000	3,153	3,153	3,153
港湾調査費	〃	32,040	32,016	32,016	32,022	52,055	52,055	32,055	52,055	52,055
港湾維持修繕事業費	〃	14,389	14,389	21,956	21,497	21,497	21,355	21,497	21,497	21,497
港湾施設整備事業特別会計繰出金	〃				106,540	60,590				
別府港機械管理駐車場等管理維持体制持続化事業費	〃				18,928	15,622				
カーボンニュートラルポート形成計画策定事業費	〃						19,420	8,000	50,000	
カーボンニュートラルポート形成事業費	〃									10,000
港湾施設点検ドローン活用推進事業費	〃						7,000	7,000	20,000	
クルーズ船受入環境整備事業費	〃									30,000
港湾建設費		1,981,767	1,887,327	2,960,731	4,102,075	5,239,046	6,409,601	5,519,598	3,543,675	3,226,244
給与費	単	187,958	187,106	167,534	181,481	149,209	136,712	128,816	140,759	151,793
港湾改良事業費	〃	43,711	43,511	223,511	223,511	223,511	223,511	223,511	223,511	223,511
重要港湾改修事業費	公	198,561	241,172	496,983	609,870	784,261	1,215,278	811,840	778,661	648,215
地方港湾改修事業費	〃	519,433	460,351	955,125	764,475	1,445,482	910,704	1,237,590	1,132,007	1,022,700
港湾環境整備事業費	〃	58,651	114,352	127,409	21,739	121,191	652			
港湾改修統合事業費	〃	549,061	364,947	704,753	380,151	538,082	1,553,252	896,700	686,700	875,700
国直轄港湾事業負担金	〃	424,392	475,888	285,416	1,920,848	1,977,310	2,369,492	2,221,141	582,037	304,325
空港建設対策費		501,702	553,821	359,384	313,388	601,071	340,919	270,569	529,006	452,412
空港建設対策費	単	927	927	913	2,496	1,943	14,299	1,018	761	809
国直轄空港事業負担金	公	500,775	552,894	358,471	310,892	599,128	326,620	269,551	528,245	451,603
都市計画総務費		78,982	76,609	73,478	86,798	65,305	70,127	72,510	52,479	55,604
給与費	単	22,128	21,929	21,980	21,878	21,566	21,291	21,555	21,966	23,028
都市計画指導監督事務費	〃	1,783	1,874	1,836	1,825	1,695	1,650	2,618	2,491	4,200
都市政策推進費	〃	31,625	39,105	44,105	58,355	38,014	42,134	42,983	22,643	22,643
宅地耐震化推進事業	〃	6,870								
都市計画諸費	〃	5,314	5,000	4,403	4,120	3,345	4,044	4,180	4,209	4,080
大分都市圏交通戦略推進事業費	〃	9,900	7,200							
まちづくり総合支援事業費	〃	1,362	1,501	1,154	620	685	1,008	1,174	1,170	1,653
土地区画整理費		7,410	7,344	7,358	7,326	7,219	0	0	0	0
給与費	単	7,378	7,312	7,326	7,294	7,187				
大在土地区画整理事業費	〃	32	32	32	32	32				
街路事業費		2,023,913	1,555,407	2,816,579	4,885,216	3,922,978	4,059,114	5,548,223	7,425,076	4,709,499
給与費	単	170,298	186,096	137,239	132,298	129,650	134,647	112,753	101,332	127,621
街路維持修繕費	〃	3,371	3,371	3,371	3,371	934	3,371	3,371	3,371	3,371
街路改良事業費	〃	367,500	303,118	305,800	314,702	324,570	332,270	332,270	332,270	332,270

一般会計（6）

（単位：千円）

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
街路改良事業費	公	1,482,744	1,062,822	2,370,169	4,434,845	3,467,824	3,577,640	5,099,829	6,988,103	4,246,237
都市計画事業関係受託事業費	受						11,186			
都市環境整備費		1,470,447	1,804,295	1,624,269	1,661,099	1,284,654	1,713,090	1,431,707	1,587,759	1,579,333
給与費	単	58,664	63,723	58,485	51,606	60,645	56,915	57,147	58,343	60,899
公園維持管理費	〃	125,295	130,190	131,385	139,358	140,465	145,706	146,738	148,862	143,086
大分スポーツ公園等管理運営事業費	〃	460,017	486,793	516,542	511,240	516,937	522,896	514,790	558,725	567,968
ハーモニーパーク環境整備事業費	〃							40,000		
県営都市公園施設整備事業費	〃	237,926	772,555	393,625	36,424	51,130	35,500	33,077	34,761	35,366
県営都市公園長寿命化等対策事業費	公	249,429	75,050	232,050	593,110	185,600	573,622	265,625	434,959	261,750
県営都市公園里山利活用推進事業費	単	1,904	1,917	1,943	1,943					
生活排水処理施設整備推進事業費	〃	336,414	273,269	289,436	326,617	329,083	377,604	373,398	351,177	509,332
きれいな水再生啓発事業費	〃	798	798	803	801	794	847	932	932	932
住宅管理費		938,588	736,405	947,799	1,027,089	908,472	779,709	716,624	813,863	918,078
給与費	単	29,501	29,235	29,308	29,171	28,754	28,392	28,757	29,335	30,697
木造住宅耐震化促進事業費	〃	37,965								
住宅耐震化総合支援事業費	〃		39,305	31,088	24,144	25,185	28,377	25,187	39,741	141,072
特定建築物等耐震対策促進事業費	〃	274,276	26,757	74,235	53,734	36,719	59,095	58	85,396	38,047
地域木造住宅供給促進事業費	〃	900	900	900	800	800	800	800	800	800
住宅新築資金等貸付助成事業費	〃	2,793	9,576	15,975	15,837	11,874	15,168	15,426	14,481	15,426
県営住宅等管理対策事業費	〃	568,140	580,517	562,808	565,268	568,514	577,354	572,599	576,971	605,082
県営住宅管理システム改修事業費	〃		7,258	21,374	4,752	8,184	9,504	14,960	4,136	9,790
住宅指導監督事務費	〃	624	608	725	496	434	478	462	443	1,026
住宅供給公社事業促進費	〃	4,181	4,055	4,481	4,717	4,939	5,070	5,017	5,103	5,004
子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業費	〃	20,208								
子育て・高齢者世帯住環境整備事業費	〃		37,244	25,294	26,174	31,004	27,003	27,266	31,516	43,356
がけ地近接等危険住宅移転事業費	〃		950	1,611	2,296	2,349	3,740	1,645	8,945	8,945
県営住宅ストック活用推進事業費	〃			180,000	299,700	189,716				
県営住宅子育て環境整備事業費	〃						16,500	16,500		
建築物グリーン化促進事業費	〃						8,228	7,947	8,892	
居住支援体制構築事業費	〃								8,104	11,472
こどもまんなか住環境整備事業費	〃									7,361
住宅建設費		585,064	508,612	560,215	994,940	470,107	609,640	1,734,843	1,189,465	1,572,633
給与費	単	15,692	17,492	19,249	4,987	28,217	17,086	9,346	12,607	17,552
県営住宅建設事業費	公	263,964	276,597	11,637	439,566	193,292	73,441	1,252,991	630,000	903,000
既設県営住宅改善事業費	〃	305,408	214,523	529,329	516,901	237,906	519,113	472,506	546,858	652,081
県営住宅建替等推進事業費	〃				33,486	10,692				
土木費計		88,541,689	83,071,454	98,299,976	122,461,478	96,582,614	95,742,398	97,656,457	97,547,608	83,060,840

一般会計（7）

（単位：千円）

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
土木災害復旧費		12,994,267	5,807,358	2,844,081	21,787,509	9,864,602	10,904,396	15,019,223	19,430,774	17,065,151
給与費	単	33,452	184,295	33,348	7,796	73,416	36,519	44,726	31,624	27,828
建設単独災害復旧事業費	〃	54,000	29,000	7,000	5,000		2,376			40,000
建設過年災害復旧事業費	公	479,482	2,510,961	1,467,534	335,242	6,779,203	3,127,596	2,419,532	4,683,941	4,803,323
建設現年災害復旧事業費	〃	12,390,058	3,081,556	767,222	17,322,047	1,504,382	3,218,770	8,175,022	9,028,055	6,220,000
運輸過年災害復旧事業費	〃							38,584		
運輸現年災害復旧事業費	〃	36,569					465,192			280,000
市町村指導監督事務費	単	706	1,546	477	1,732	750	1,008	933	2,154	9,000
土木関係災害時緊急対応事業費	公			568,500	4,115,692	1,506,851	4,052,935	4,340,426	5,685,000	5,685,000
公債費		379,127	415,461	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460
公債管理特別会計繰出金	単	379,127	415,461	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460
企画調査費		62,885	54,644	62,753	59,099	68,596	76,247	76,892	71,691	78,280
耶馬溪ダム水源対策費	単	53,634	52,850	61,370	58,377	67,968	75,731	76,596	71,326	77,732
水源地域振興対策費	〃	222	222	223						
大分川ダム建設対策事業費	〃	7,457								
水資源開発費	〃	1,572	1,572	1,160	722	628	516	296	365	548
土地対策費		28,885	30,149	28,698	27,980	28,398	44,283	118,986	108,791	57,602
土地利用規制等対策費	単	5,968	7,232	5,780	5,070	5,471	6,326	6,157	6,713	6,387
地価調査事業費	〃	22,917	22,917	22,918	22,910	22,927	22,957	23,493	23,038	23,493
盛土規制関係事務費	〃									17,722
盛土災害防止調査費	公						15,000	89,336	79,040	10,000
交通対策費		92,241	98,576	67,494	27,445	13,034	13,284	28,215	28,215	28,215
九州の東の玄関口としての拠点化推進事業費	単	66,300	80,000	48,911	15,000					
ポートセールス戦略強化推進事業費	〃	25,941	18,576	18,583						
ポートセールス体制強化推進事業費	〃				12,445	13,034	13,284			
ポートセールス推進加速化事業費	〃							28,215	28,215	28,215
土地改良費		27,072	26,298	32,495	29,650	43,375	114,500	87,615	156,500	180,000
農業集落排水事業費	公	27,072	26,298	32,495	29,650	43,375	114,500	87,615	156,500	180,000
漁港建設費		12,552	22,764	43,525	29,500	6,000	0	0	12,500	5,000
漁業集落排水事業費	公	12,552	22,764	43,525	29,500	6,000			12,500	5,000
土木建築部計		102,187,366	89,563,574	101,829,080	144,873,000	107,056,736	107,334,214	113,444,567	117,802,440	100,909,214

公債管理特別会計

(単位：千円)

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
公債費	単	335,127	379,127	415,461	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460
計		335,127	379,127	415,461	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460	415,460

臨海工業地帯建設事業特別会計

(単位：千円)

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
6号地事業費	単	830,340	570,369	374,875	826,387	20,471	3,550	997,600	3,550	3,601
公債費	〃	2,656,796	8,175	8,514	6,269	1,598,269	1,517,502	3,112	2,025,099	819,901
計		3,487,136	578,544	383,389	832,656	1,618,740	1,521,052	1,000,712	2,028,649	823,502

港湾施設整備事業特別会計

(単位：千円)

事業名	公単別	平成29年度 最終予算額	平成30年度 最終予算額	令和元年度 最終予算額	令和2年度 最終予算額	令和3年度 最終予算額	令和4年度 最終予算額	令和5年度 最終予算額	令和6年度 最終予算額	令和7年度 当初予算額
港湾施設管理費		1,464,081	1,232,948	1,218,047	1,329,022	2,477,240	1,354,107	1,809,983	1,595,851	1,528,366
港湾施設管理費	単	439,829	223,487	199,681	380,919	1,543,639	423,200	900,674	720,564	552,384
大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費	〃	73,539	72,203	78,993	81,445	84,433	85,929	69,297	70,036	79,246
港湾施設維持修繕事業費	〃	83,470	83,470	127,111	120,454	120,454	118,754	117,146	90,048	118,454
公債費	〃	856,405	842,466	800,078	728,320	717,969	709,982	706,243	699,252	766,455
別府港北浜ヨットハーバー管理運営事業費	〃	10,838	11,322	12,184	17,884	10,745	16,242	16,623	15,951	11,827
港湾施設建設費		537,000	586,000	1,212,750	1,542,436	2,104,309	3,680,050	3,888,050	4,539,515	3,587,747
港湾機能施設整備事業費	単	537,000	586,000	1,212,750	1,542,436	2,104,309	3,680,050	3,888,050	4,539,515	3,587,747
計		2,001,081	1,818,948	2,430,797	2,871,458	4,581,549	5,034,157	5,698,033	6,135,366	5,116,113

2. 建設事業の負担割合に関する調

(1) 公共事業

事業名	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村
◎ 道路事業												
国道改築事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-
地方道改築事業							5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-
交通安全対策(通学路緊急対策)							5.5/10	4.5/10		5.5/10	4.5/10	
道路メンテナンス事業							5.5/10	4.5/10		5.5/10~ 6.05/10	4.5/10~ 3.95/10	
◎ 道路環境整備事業												
交通安全施設整備事業	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-
電線共同溝整備事業	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-
障害防止対策事業	10/10	0	-	10/10	0	-	10/10	0	-	10/10	0	-
◎ 離島振興法適用事業												
地方道改良事業	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-
◎ 社会資本整備総合交付金事業 (道路事業)							5.55/10	4.45/10	-	5.5/10	4.5/10	-
◎ 防災・安全交付金事業 (道路事業)							6.105/10	3.895/10		5.5/10~ 6.05/10	4.5/10~ 3.95/10	
◎ 広域連携事業							4.5/10	5.5/10	-	4.5/10	5.5/10	-
◎ 河川海岸事業												
広域河川改修事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
広域河川改修事業 (河川激甚災害対策特別緊急事業)	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
広域河川改修事業 (大規模特定河川事業)	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
広域河川改修事業 (河川メンテナンス事業)	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
統合一級河川整備事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
統合二級河川整備事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
河川緊急情報基盤整備事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
広域河川改修事業 (河川災害復旧等関連緊急事業)	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
広域河川改修事業 (浸水想定区域図作成事業)	1/2~ 1/3	1/2~ 2/3	-	1/2~ 1/3	1/2~2/3	-	1/2~ 1/3	1/2~ 2/3	-	1/2~ 1/3	1/2~ 2/3	-
河川災害関連事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
障害防止対策事業	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-
治水ダム建設事業	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-	5/10	5/10	-	5/10	5/10	-

事業名	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村
治水ダム建設事業 (ダムメンテナンス事業)	4/10~ 1/2	6/10~ 1/2	-	4/10~ 1/2	6/10~ 1/2	-	4/10~ 1/2	6/10~ 1/2	-	1/3~ 1/2	2/3~ 1/2	-
ダム情報基盤総合整備事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
海岸保全事業(河川課)												
海岸環境整備事業	1/3	17.9/30	1.4/20	1/3	17.9/30	1.4/20	1/3	17.9/30	1.4/20	1/3	17.9/30	1.4/20
津波危機管理対策緊急事業 (海岸メンテナンス事業)	1/2	8.6/20	1.4/20	1/2	8.6/20	1.4/20	1/2	8.6/20	1.4/20	1/2	8.6/20	1.4/20
◎ 災害復旧事業												
内 地	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-
離 島	8/10	2/10	-	8/10	2/10	-	8/10	2/10	-	8/10	2/10	-
◎ 港湾事業												
港湾改修事業												
重要港湾												
(下記以外の全施設)	5/10	3.75/10	1.25/10	5/10	3.75/10	1.25/10	5/10	3.75/10	1.25/10	5/10	3.75/10	1.25/10
(-55m以下の小型係留施設関連)	4/10	4.75/10	1.25/10	4/10	4.75/10	1.25/10	4/10	4.75/10	1.25/10	4/10	4.75/10	1.25/10
(高規格ユニットロードターミナル高度化補助事業)							1/3	16.25/30	1.25/10	1/3	16.25/30	1.25/10
港湾環境整備事業(緑地)												
緑地：重要港湾	5/10	3.75/10	1.25/10	5/10	3.75/10	1.25/10	5/10	3.75/10	1.25/10	5/10	3.75/10	1.25/10
用地：重要港湾	1/3	16.25/30	1.25/10	1/3	16.25/30	1.25/10	1/3	16.25/30	1.25/10	1/3	16.25/30	1.25/10
港湾改修統合事業												
利便性向上事業	1/3	7/15	1/5	1/3	7/15	1/5	1/3	7/15	1/5	1/3	7/15	1/5
延命化対策事業	1/3	1/2	1/6	1/3	1/2	1/6	1/3	1/2	1/6	1/3	1/2	1/6
地方港湾改修事業 【旧港整備交付金事業】	1/3~ 4.44/10	1.475/3~ 3.81/10	1.75/10	1/3~ 5/10	3.81/10~ 1.475/3	1/10~ 1.75/10	1/3~ 5/10	3.81/10~ 1.475/3	1/10~ 1.75/10	1/3~ 5/10	3.89/10~ 1.475/3	1/10~ 1.75/10
海岸保全事業(港湾課)												
海岸環境整備事業	1/3	17.9/30	1.4/20	1/3	17.9/30	1.4/20	1/3	17.9/30	1.4/20	1/3	17.9/30	1.4/20
侵食対策事業	1/2	8.6/20	1.4/20	1/2	8.6/20	1.4/20	1/2	8.6/20	1.4/20	1/2	8.6/20	1.4/20
津波・高潮危機管理対策緊急事業	1/2	8.6/20	1.4/20	1/2	8.6/20	1.4/20	1/2	8.6/20	1.4/20	1/2	8.6/20	1.4/20
◎ 砂防事業												
通常砂防事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
火山砂防事業	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-
特定緊急砂防事業	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-	1/2~ 5.5/10	1/2~ 4.5/10	-
砂防激甚災害対策特別緊急事業	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-

事業名	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	国	県	市町村									
地すべり対策事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
特定緊急地すべり対策事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
砂防災害関連事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
災害関連緊急地すべり対策事業	2/3	1/3	-	2/3	1/3	-	2/3	1/3	-	2/3	1/3	-
災害関連緊急砂防事業	2/3	1/3	-	2/3	1/3	-	2/3	1/3	-	2/3	1/3	-
急傾斜地崩壊対策事業												
公共関連	4.5/10~ 4.75/10	4.5/10~ 4.75/10	1.0/10~ 0.5/10									
一般	4.0/10~ 4.5/10	4.0/10~ 4.5/10	2.0/10~ 1.0/10									
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業												
公共関連	4.5/10~ 4.875/10	4.5/10~ 4.875/10	1.0/10~ 0.25/10									
一般	4.0/10~ 4.75/10	4.0/10~ 4.75/10	2.0/10~ 0.5/10									
◎都市計画事業												
街路事業												
道路改良	5.5/10	2.25/10	2.25/10	5.5/10	2.25/10	2.25/10	5.5/10	2.25/10	2.25/10	5.5/10	2.25/10	2.25/10
地域活力基盤街路改良事業 (社会資本整備総合交付金)	6.105/10	2.895/10	1/10	6.105/10	2.895/10	1/10	6.105/10	2.895/10	1/10	6.05/10	2.95/10	1/10
連続立体交差事業	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4
◎住宅建設事業												
公営住宅整備事業	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
◎直轄事業負担金												
道路事業												
改築	2.22/3	0.78/3	-	2.22/3	0.78/3	-	2.22/3	0.78/3	-	2.2/3	0.8/3	-
維持	5.5/10~ 10/10	4.5/10~ 0	-									
修繕	5.5/10~ 10/10	4.5/10~ 0	-									
交通連携推進事業												
電線共同溝	1.11/2	0.89/2	-	1.11/2	0.89/2	-	1.11/2	0.89/2	-	1.1/2	0.9/2	-
交通安全(一種)	2/3	1/3	-	2/3	1/3	-	2/3	1/3	-	2/3	1/3	-
交通安全(二種)	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
沿道環境改善	5.5/10~ 10/10	4.5/10~ 0	-									
高速道路事業	8.325/10	1.675/10	-	8.325/10	1.675/10	-	8.325/10	1.675/10	-	8.325/10	1.675/10	-

事業名	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村
河川事業												
直轄河川改修事業費	7.33/10	2.67/10	-	7.33/10	2.67/10	-	7.33/10	2.67/10	-	7.33/10	2.67/10	-
直轄河川環境整備費	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
直轄河川工作物関連応急対策費	7.33/10	2.67/10	-	7.33/10	2.67/10	-	7.33/10	2.67/10	-	7.33/10	2.67/10	-
直轄ダム周辺環境整備費	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-	1/2	1/2	-
直轄河川災害復旧等 関連緊急改修費	7.33/10	2.67/10	-	7.33/10	2.67/10	-	7.33/10	2.67/10	-	7.33/10	2.67/10	-
多目的ダム建設事業費												
多目的ダム（一般分）	7.7/10	2.3/10	-	7.7/10	2.3/10	-	7.7/10	2.3/10	-	7.7/10	2.3/10	-
〃（大規模分）	7.7/10	2.3/10	-	7.7/10	2.3/10	-	7.7/10	2.3/10	-	7.7/10	2.3/10	-
建設機械使用料	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-	5.5/10	4.5/10	-
災害復旧事業費												
（過年災）	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-
（現年災）	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-	6.67/10	3.33/10	-
水資源開発公団交付金	7.77/10	2.23/10	-	7.77/10	2.23/10	-	7.77/10	2.23/10	-	7.77/10	2.23/10	-
港湾事業												
直轄港湾事業負担金	5.55/10~ 6.105/10	3.2/10~ 2.645/10	1.25/10	5.55/10~ 6.105/10	3.2/10~ 2.645/10	1.25/10	5.55/10~ 6.105/10	3.2/10~ 2.645/10	1.25/10	5.5/10~ 6.05/10	3.25/10~ 2.7/10	1.25/10
海岸事業												
直轄海岸事業負担金	2.22/3	0.78/3	-	2.22/3	0.78/3	-	2.22/3	0.78/3	-	2.20/3	0.80/3	-
空港事業												
直轄空港事業負担金	2.22/3	0.78/3	-	2.22/3	0.78/3	-	2.22/3	0.78/3	-	2.20/3	0.80/3	-

(2) 単独事業

事業名	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	国	県	市町村									
道路改良事業	-	10/10~ 4/5	0~1/5									
舗装道補修事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
交通安全施設事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
橋梁整備事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
共生のまち整備事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
河川海岸改良事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
緊急河床掘削事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
河川施設災害防止緊急対策事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
砂防改修事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
砂防修繕事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
砂防施設再生事業	-	10/10~ 9/10	0~ 1/10	-	10/10~ 9/10	0~ 1/10	-	10/10~ 9/10	0~1/10	-	10/10~ 9/10	0~ 1/10
砂防調査事業	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-	-	10/10	-
急傾斜地崩壊対策事業	-	9.5/10~ 8/10	0.5/10~ 2/10									
砂防施設・急傾斜地災害防止緊急対策事業	-	10/10~ 8/10	0~2/10	-	10/10~ 8/10	0~ 2/10	-	10/10~ 8/10	0~2/10	-	10/10~ 8/10	0~ 2/10
街路改良事業	-	10/10~ 1/2	0~1/2									
公園事業	1/2	1/2~ 1/4	0~ 1/4	1/2	1/2~ 1/4	0~ 1/4	1/2	1/2~ 1/4	0~ 1/4	1/2	1/2~ 1/4	0~1/4

土木建築部の組織

職員の構成

(令和7年4月1日現在)

	現 員									
	事務	土木	建築	電気	機械	農業土木	林業	化学	技労	
土木建築企画課(部長・審議監含む)	33	29	4							
公共工事入札管理室	10	6	4							
建設政策課	18	4	13	1						
工事検査室	8		3	1		3	1			
用地対策課	8	8								
道路建設課	21	4	17							
道路保全課	16	4	11			1				
河川課	24	7	17							
港湾課	20	9	11							
砂防課	14	4	10							
都市・まちづくり推進課	31	10	14	6				1		
公園・生活排水課	15	4	10					1		
建築住宅課	13	4		9						
公営住宅室	8	5		3						
施設整備課	13	2		5	3	3				
小 計 【()内は前年度】	252 (250)	100 (99)	114 (110)	25 (28)	3 (3)	3 (3)	4 (3)	2 (3)	1 (1)	0 (0)
豊後高田土木事務所	27	11	15							1
国東土木事務所	31	10	20							1
別府土木事務所	56	19	30	5						2
大分土木事務所	98	30	48	6	3	4				7
臼杵土木事務所	45	13	23	5						4
佐伯土木事務所	56	15	33							8
豊後大野土木事務所	40	13	21	3						3
竹田土木事務所	32	10	19							3
玖珠土木事務所	31	12	16							3
日田土木事務所	53	14	35	3						1
中津土木事務所	58	15	33	4	2	2				2
宇佐土木事務所	28	10	14							4
小 計 【()内は前年度】	555 (566)	172 (173)	307 (306)	26 (27)	5 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	39 (48)
合 計 【()内は前年度】	807 (816)	272 (272)	421 (416)	51 (55)	8 (9)	9 (9)	4 (3)	2 (3)	1 (1)	39 (48)

建設政策課、工事検査室

1. 共生のまち整備事業 令和7年度の事業計画

施設種別	事業概要	事業費
歩道等改良工事	鉄輪亀川線など 計10箇所	80,000千円
県有施設改修工事	産業科学技術センターなど 計7箇所	
交通環境整備工事	乙津橋東交差点など 計18箇所	

2. 地域の安心基盤づくりサポート事業 令和7年度の事業計画

事業概要	事業費
<p>地域住民等との協働のもと、河川や砂防、港湾施設など県が管理する土木施設を維持管理し、地域の生活環境の保全・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的に生活環境の保全活動を行っている地域において、活動能力の維持・向上を図るため、作業環境の整備等を行う。 ・施設などの異常を発見した県民からの要請に対し、すぐに現場に駆け付け、倒木や流木等の除去、施設の修繕など迅速な対策を講じる。 ・災害時等の応急対応や、NPOやボランティアによる生活環境の保全活動を支援するために必要な資機材を確保する。 	82,000千円

3. 建設産業DX加速化事業 令和7年度の事業計画

事業概要	事業費
<p>建設産業の更なる生産性向上を図るため、ICT建機等の導入に取り組む建設業者を支援するとともに、ICT活用人材の育成等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT建機等の導入に取り組む事業者への助成 <ul style="list-style-type: none"> ICT建機 通常枠 補助率 1/2 限度額 100万円 賃上げ枠 補助率 2/3 限度額 150万円 ICT機器 通常枠 補助率 1/2 限度額 50万円 賃上げ枠 補助率 2/3 限度額 75万円 ・経営者向けセミナーや3次元データ活用研修会の開催 など 	39,289千円

4. 令和6年度 土木未来チャレンジ事業(地域協働型土木行政推進事業)実施事業一覧表

事務所名	番号	事業名	実施箇所	協働の相手	内容
豊後高田土木	1	桂川清掃活動	桂川 右岸河川敷 (豊後高田市是永町)	大分県建設業協会 豊後高田支部 豊後高田市役所	7月は「河川愛護月間」であることから、河川愛護並びに河川環境の保全の醸成及び啓発のため、市民生活に身近な河川(桂川)の草刈、清掃等を地元企業団体と行政が共同して行った。
国東土木	2	武蔵川(市道成吉手野線)「らんかん橋」橋名版レプリカ贈呈式	国東市武蔵町成吉	国東市立志成学園	橋名版の文字を書くことを通して河川事業や防災へ関心を持ってもらうため、選出された文字を揮毫した生徒を招いて橋名版レプリカ贈呈式を開催した。
	3	行入ダム見学会	国東小学校 行入ダム	国東市立国東小学校	児童の地元地域における土木事業の役割について学習するとともに、防災への関心を持ってもらうため、教室ではダムについての説明を行い、現地ではダム本体や管理棟内機器の見学を行った。
別府土木	4	境川1日砂防教室	境川 (別府市大字南立石)	別府市立大平山小学校 大分県砂防ボランティア協会	土砂災害の危険性を認識するとともに防災・減災意識の向上を図るため、屋内学習による座学及び屋外学習における実際の現場見学を行った。
大分土木	5	あまがせ川清掃活動	尼ヶ瀬川(隈限公園～深河内橋)	大分市立城南中学校	尼ヶ瀬川の良好な環境の保全・創出を積極的に推進するとともに、生徒にも環境保全に対する意識の醸成を図るため、河川敷及び周辺の清掃及び雑草の除去を行った。
	6	国道442号宗方拡幅 道路清掃活動	大分市上宗方～市	期成会 自治会 地元住民 外	地域間交流の活性化や、地域との協働により土木建築行政に関する認識を深め、道路に対する愛護精神の醸成を図るため、道路清掃を行った。
	7	国道197号 乙津橋お絵描きイベント	大分市乙津港町～西鶴崎	大分市立鶴崎小学校 大分市立桃園小学校	舗装面(基層)にチョークで絵を描くことを通じて、地域の将来を担う子供たちに、土木・建築のすばらしさ、自分たちの地域が変わっていく姿を感じ、自らが生活する場である地域と今後の地域づくりについて、関心を持ってもらうこと、併せて、土木建築行政への理解を深めるとともに、その認識を深め、さらには職員の県民目線、地域密着意識の向上を図った。
白杵土木	8	海の日清掃活動	白杵港 下ノ江港	大分県漁業協同組合白杵支店 白杵市役所	海岸、港湾の環境の保全を図るとともに、関係機関との良好な関係の構築を図るため、「海の日」における白杵市内沿岸一帯での海岸、港湾における一斉清掃活動を行った。
	9	白杵川 川あそび	白杵川	白杵市立白杵南小学校 白杵市立立南小学校 白杵市立福良ヶ丘小学校 大分県立白杵支援学校 白杵中央こども園 白杵川河川漁業協同組合	白杵川周辺地域住民の身近な自然空間である「川」への愛護意識を高めるとともに、河川と地域との結びつきを再認識してもらうため、白杵川河川漁協と協働し、子供達に白杵川に生息する生き物とふれあいの場を設けた。
	10	土木未来教室	津久見市立青江小学校	津久見市立青江小学校 津久見市立堅徳小学校	防災教育を通して土木に興味を持ってもらう機会とするため、津久見市の小学生を対象に、土木未来教室を行った。
	11	土木未来教室	津久見市立津久見小学校	津久見市立津久見小学校	防災教育を通して土木に興味を持ってもらう機会とするため、津久見市の小学生を対象に、土木未来教室を行った。
	12	土木未来教室	津久見市立千怒小学校	津久見市立千怒小学校	防災教育を通して土木に興味を持ってもらう機会とするため、津久見市の小学生を対象に、土木未来教室を行った。
	13	土木未来教室	白杵市立南野津小学校	白杵市立南野津小学校	防災教育を通して土木に興味を持ってもらう機会とするため、白杵市の小学生を対象に、土木未来教室を行った。
	14	白杵港新フェリーターミナル竣工式典・オープニングイベント	白杵港新フェリーターミナル (白杵市板屋)	白杵市役所 白杵市中央地区振興協議会 大分県建設業協会白杵支部 大分県立白杵高校 白杵市立東中学校 大分県立海洋科学高校 日本文理大学附属高校	新白杵港の竣工を広報し、地域住民等に対し港湾事業に対する理解を深め、今後の港湾・緑地の利活用促進を図るとともに白杵の観光産業振興の発展につなげるため、竣工式典を行った。
佐伯土木	15	佐伯豊南高等学校現場見学会	国道217号戸穴バイパス 道路改良工事現場(佐伯市大字狩生～戸穴)	大分県立佐伯豊南高等学校	学校で学ぶことのできない仕事内容などを肌で感じるとともに、進路選択に対する意識を高めてもらうため、実際の工事現場の見学会を行った。
	16	河川・海岸愛護月間清掃活動	中江川左岸 (佐伯児童館前～県職員佐伯住宅前)	清掃活動ボランティア団体 (一社)大分県測量設計コンサルタンツ協会 (一社)大分県建設業協会佐伯支部	7月1日～7月31日の河川・海岸愛護月間中、河川等の良好な環境の保全・創出を積極的に推進するとともに、河川・海岸愛護意識の醸成を図るため、堤防、河川敷及び周辺の草刈り、ごみ拾いを行った。
豊後大野土木	17	玉田川清掃活動(春期)	玉田川 (豊後大野市三重町玉田)	玉田川を愛する会 地域住民	玉田川の景観や生活環境の保全のため、地域住民と協働して、草刈りや河川清掃活動を行った。
	18	大野川清掃活動	大野川 (豊後大野市大飼久原)	柴北川を愛する会 建設業協会大野支部 豊後大野市役所	大飼地区で実施中の河川改修事業を円滑に推進するため、また、7月は「河川愛護月間」であることから河川愛護活動の一環として地域住民と協働して、大野川の草刈りや河川清掃活動を実施することで、地域住民との協力体制を確立した。
	19	玉田川清掃活動(秋期)	玉田川 (豊後大野市三重町玉田)	玉田川を愛する会 近隣住民	玉田川の景観や生活環境の保全のため、地域住民と協働して、草刈りや河川清掃活動を行った。
	20	三重川河川清掃活動	三重川 (豊後大野市三重町市場)	三重川を守る会	三重川の景観や生活環境の保全のため、地域住民と協働して、草刈りや河川清掃活動を行った。
	21	土木未来教室in大飼小中学校	豊後大野市立大飼小中学校	豊後大野市立大飼小中学校	地域の将来を担う子供たちに、土木・建築のすばらしさ、自分たちの地域が変わっていく姿を感じ、自らが生活する場である地域と今後の地域づくりについて、関心を持ってもらうため、座学や体験会を行った。
竹田土木	22	竹田阿蘇道路見学会	竹田市立南部中学校 竹田阿蘇道路工事現場	竹田市立南部中学校 国土交通省佐伯河川国道事務所 (株)松井組	中学1年生向けに「ものづくり」「職業体験」の一環として、公共事業を担う土木技術職の仕事を紹介し、土木に関する職業の魅力を発信した。また、竹田市内で行われている中九州横断道路(竹田阿蘇道路)の事業紹介を行い、実際の工事現場を見学した。

事務所名	番号	事業名	実施箇所	協働の相手	内容
竹田土木	23	芹川かわまちづくり教室	竹田市立直入小学校 芹川工事現場	竹田市立直入小学校 九州建設コンサルタント(株) (株)高山組	親水意識の高揚、河川文化の伝承を図るため、事業中の芹川において環境イベント(座学や体験会)を実施した。
	24	防災教室 稲葉ダム	稲葉ダム管理所、稲葉発電所	竹田市立直入小学校 (株)ニシコー (株)ミゾタ	治水対策の重要性や防災意識の啓発を行うため、ダムの役割や竹田市の水害の歴史などを学習し、ダム見学などを行った。
	25	防災教室 玉来ダム	玉来ダム管理所	竹田市立久住小学校 竹田市立白丹小学校	治水対策の重要性や防災意識の啓発を行うため、ダムの役割や竹田市の水害の歴史などを学習し、ダム見学などを行った。
玖珠土木	26	菅原山浦線の支障木等伐採	玖珠郡玖珠町大字山浦	県道菅原山浦線期成会 沿線住民	道路環境改善に対する住民意識の高めるため、住民と協働して菅原山浦線の支障木の伐採作業を行った。
	27	森川親水広場復活に向けた取組における現場見学会	玖珠郡玖珠町大字森	玖珠町立学びの多様化学校 建設業協会玖珠支部 玖珠町役場	旧玖珠町立片草小学校の廃校に伴い使用していなかった「森川親水広場」を関係者と協働して復活させ、旧片草小学校舎を使用する学びの多様化学校の生徒達に水辺に親しむ空間を提供するとともに、河川愛護意識の醸成を図るため、清掃活動、現場見学会を行った。
	28	野上小学校 土木未来教室	玖珠郡九重町大字右田	九重町立野上小学校 建設業協会玖珠支部	土木未来教室において、地域の将来を担うことも連に地域が変わっていく姿を感じ、土木建築行政や建設業に興味・関心を持ってもらうため、野上川広域河川改修事業の工事現場見学を行った。
日田土木	29	中津日田道路(日田山国道路)5号トンネル現場見学会	中津日田道路 (日田山国道路:日田市大字花月)	日田市立桂林小学校 前田建設工業・菅組・下徳産業特定建設工事共同企業体	地元の小学生を対象に、日頃の生活を支え身近にある建設業に対する興味・関心を高めてもらうため現場見学会を行った。
	30	栃野西大山線(中津江工区)新蔵野トンネル現場見学会	栃野西大山線 (中津江工区:日田市中津江村栃野)	日田市立津江小学校 つえっ子こども園 菅組・谷組特定建設工事共同企業体	地元の小学生・園児を対象に、日頃の生活を支え身近にある建設業に対する興味・関心を高めてもらうため現場見学会を行った。
	31	中津日田道路現場見学会	三光本耶馬溪道路 (中津市本耶馬溪町跡田) 日田山国道路 (日田市大字花月)	日田市の明日の道を思う女性の会 中津下毛管内の道づくりを考える女性の会 中津日田地域の将来を思う若者の会	中津日田道路のうち、現在施工中である三光本耶馬溪道路及び日田山国道路の工事現場にて、現場の進捗状況、整備目的などを学んでいただくことで、今後の機運醸成に向けた活動に役立てて頂くとともに、将来を担う子供、孫世代に中津日田道路整備の重要性や、建設業の大切さを伝えて頂くため、現場見学会を行った。
	32	栃野西大山線(中津江工区)新蔵野トンネル現場見学会	栃野西大山線(中津江工区) (日田市中津江村栃野)	日田市立津江中学校 菅組・谷組特定建設工事共同企業体	地元の中学生を対象に、日頃の生活を支え身近にある建設業に対する興味・関心を高めてもらい、愛着を持ってもらうため、イベント(トンネル銘板お披露目式)を実施した。
	33	小野川かわづくり土木未来教室	小野川 (日田市大字小野)	日田市立小野小学校 日田漁業協同組合	令和5年7月豪雨で被災を受けた小野小学校において、防災意識の醸成を図るとともに、身近な自然空間である「川」に親しみ愛着をもってもらい、併せて、川づくりについて知ってもらい、土木に興味を持ってもらうために、子どもたちに小野川に生息する生き物とふれあいの場を設けた。
中津土木	34	中津日田道路現場見学会	三光本耶馬溪道路 (中津市本耶馬溪町跡田) 日田山国道路 (中津市山国町守実)	中津下毛管内の道づくりを考える女性の会 日田市の明日の道を思う女性の会 中津日田地域の将来を思う若者の会	中津日田道路のうち、現在施工中である三光本耶馬溪道路及び日田山国道路の工事現場にて、現場の進捗状況、整備目的などを学んでいただくことで、今後の機運醸成に向けた活動に役立てて頂くとともに、将来を担う子供、孫世代に中津日田道路整備の重要性や、建設業の大切さを伝えて頂くため、現場見学会を行った。
	35	女性活躍応援！ 中津土木管内現場見学会！	大分県立中津東高校改修工事の現場 (中津市大字如水) 急傾斜地崩壊対策事業の現場 (中津市耶馬溪町大字大野) 道路改良事業の現場 (中津市耶馬溪町大字深耶馬、中津市三光田口)	大分県立中津東高校	建設業界での女性活躍の現状や、職場環境の実態について知ってもらい、将来の職業を考える選択肢としてもらうために、女性の働く建設現場で研修を行った。
宇佐土木	36	駅館川河川清掃	駅館川 (宇佐市大字法鏡寺)	大分県建設業協会宇佐支部 宇佐市役所 大分県北部振興局	駅館川の良好な河川環境の保全を積極的に推進するとともに、市民の河川愛護意識の醸成を図るため、関係団体と協働して、河川清掃活動を行った。
都市・まちづくり推進課	37	都市計画教室	大分市立敷戸小学校はばたき分校 大分市立こうざき小学校 別府市立東山小学校 中津市立大幡小学校 中津市立真坂小学校 佐伯市立宇目緑豊小学校 白杵市立南野津小学校	大分市立敷戸小学校はばたき分校 大分市立こうざき小学校 別府市立東山小学校 中津市立大幡小学校 中津市立真坂小学校 佐伯市立宇目緑豊小学校 白杵市立南野津小学校	地域の将来を担う子供達に土木や都市計画・まちづくりへの関心をもってもらい、楽しみながら学習できるように都市計画に関するゲーム(すごろく・まちづくり)を行った。
公園・生活排水課	38	地域イベントにおける生活排水きれいな推進活動	サーラ・デ・うすき (白杵市白杵210-3)	白杵市役所上下水道課	水環境保全及び水を大切に使用する意識の高揚並びに積極的な実践活動の促進を図るため、地域イベントにおいて、市町村と協力して生活排水きれいな推進コーナーを設置し、パネル展示、チラシ配布、啓発資材の配布等の普及啓発活動を行った。
	39	大分スポーツ公園環境学習及び保護池清掃活動	大分スポーツ公園 (大分市大字横尾)	日本理大学の学生 大分スポーツ公園に関係した県職員等 ボランティア NPO法人環境カウンセラー協会 等	絶滅危惧種のオオイトナシヨウオオを保全するため、地域住民や学生を中心に、保護池の清掃活動を実施した。また、学生等に対し環境調査結果の報告などを盛り込んだ環境学習を実施した。
建設政策課	40	第4回土木建築フェスタin大分駅前	大分駅前北口広場1・2	(一社)大分県建設業協会 国土交通省大分河川国道事務所	建設業に触れる機会を創出し、広く県民に産業の重要性や必要性を理解してもらうとともに、小中学生などに対し建設業の魅力や面白さをアピールすることで、将来の担い手の確保と若年者や女性への入職促進を図るため、大分駅前での展示、体験ブースを複数設け災害対応車両等の試乗体験などを行った。

道路建設課、道路保全課

1. 大分県長期道路整備計画『おおいたの道構想2024』について

(1) 主要施策の実施方針

1) 生活の安全・安心を高める道路整備

◇防災・減災対策

- 近い将来発生が予想される南海トラフ地震や、昨今の頻発する豪雨災害に備えるため、防災・減災対策を着実に推進する。
- 最優先を含む優先啓開ルート上の橋梁耐震化、啓開道路¹や災害時の孤立対策に資するのり面対策などを優先して実施。
1：「大分県道路啓開計画」における「最優先啓開ルート」、「優先啓開ルート」「啓開ルート」の3段階すべてのルート

◇交通安全対策

- 事故危険箇所については、警察と連携しながら歩道・自転車歩行者道整備、交通安全施設設置等の対策を推進する。
- 主要な通学路である法指定通学路や歩行者が多い区間において、優先的に歩道整備を進める。また、学校関係者や警察と連携し、通学路の合同点検や、未就学児の移動経路における安全点検を行い、地域の実情に合わせた交通安全対策を実施。

◇老朽化対策

- 各施設の長寿命化計画に基づき、定期点検で対策が必要と判定された施設について、対策を推進する。
- 予防保全型維持管理として利用者の安全・安心とネットワークの信頼性を確保するとともに、施設の長寿命化及び維持管理コストの平準化を図る。
- 道路施設の定期点検においては、ドローンやAIなどの新技術を積極的に活用し、効率的な点検や補修工事を行う。また、市町村が管理する道路施設と合わせた点検業務の一括発注を行うなど、市町村のインフラ維持管理業務の支援に取り組む。なお、新たに道路を整備する際には、将来必要となる維持管理費用を軽減出来るよう取り組む。

◇適切・効率的な維持管理

- 道路パトロールは、日々、路面の損傷や交通安全施設の破損、通行支障木など道路異常の発見、応急措置を行う「日常パトロール」等を実施しており、道路施設の損傷や路上の落下物等による事故・被害の防止に努める。
- 県民からの要請が多い草刈りや街路樹管理等に着実に応えるため、防草対策や道路照明のLED化など維持管理の効率化に加え、街路樹の点検や不健全街路樹の植え替えなど、維持管理施設の見直しを推進し、適切な維持管理に努める。

2) 元気で快適に暮らせる地域づくりを支える道路整備

◇渋滞対策

- 県内の主要渋滞箇所は令和7年4月時点で137箇所あり、依然として大分都市圏をはじめとした都市部を中心に交通渋滞が発生していることから、引き続き、主要渋滞箇所における渋滞対策を中心に、快適な交通環境の形成に向けた取組を推進する。
- ハード対策として、都市計画道路庄の原佐野線や国



落橋防止装置の設置
(大分臼杵線 高田橋：大分市)



歩道の整備による通学児童の安全確保
朝田日田線（銭花工区）



レーザーと高解像カメラを搭載した
専用車両による走行型のトンネル点検



完成予想図
(都市計画道路庄の原佐野線：大分市)

道197号鶴崎拡幅などの整備、交差点の右折レーンの延伸などを推進する。

- ソフト対策として、警察と連携しながら、必要に応じて信号現示や車線運用の変更などを検討する。

◇快適で多様なニーズに対応した道路空間の形成

- 都市の骨格を形成する都市計画道路の整備を促進する。
- 自転車走行空間の整備を推進する。
- 「大分県無電柱化推進計画」に基づき無電柱化を推進する。
- 居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現に向け、道路空間を活用したまちなかの賑わいや憩いの場の創出などに取り組む。
- 道路のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化に取り組む。

◇ツーリズム支援

- 県内外からの観光客の来訪を促進するため、広域道路ネットワークと主要な観光地を結ぶアクセス道路や周遊ルートの整備を推進する。
- 区画線の更新や路面補修、防草対策などを適切に行い、安全で快適に移動出来る道路環境の創出・維持に努める。また、サイクリングレース（ツール・ド・九州）への対応など、歩行者や自転車が通行しやすい道路空間の創出を進める。

◇持続可能な環境づくり

- 道路ネットワークの整備や渋滞対策などによる道路交通の円滑化、自転車利用促進のための自転車通行空間の整備、電気自動車などの普及に向けた道路環境整備、道路照明のLED化など、カーボンニュートラルの実現に向け、CO2排出量の削減に寄与する取組を推進する。
- 「第4次大分県環境基本計画」を踏まえ、沿道環境対策に取り組む。

3) おおいたの未来創造に向けた道路整備

◇広域道路ネットワークの充実

- 高規格道路の早期完成に向けた整備を推進する。
- 重要物流道路や代替・補完路において、未供用区間などの道路整備を推進する。
- 東九州自動車道については、事業実施中の区間の早期完成と、残る優先整備区間の早期事業化に向けた取組を推進する。
- 中九州横断道路については、事業中区間の整備促進を図るとともに、大分～犬飼間の早期事業化・工事着手に向けた取組を推進する。
- 中津日田道路については、事業中箇所（三光本耶馬溪道路、日田山国道路、耶馬溪山国道路）の早期完成に向けて整備を推進する。



歩道整備などが必要な都市計画道路
((都)南立石亀川線：別府市)



自転車走行空間の分離
(国道442号：大分市)



車両のすれ違いが困難な立羽田の景への
アクセスルート (玖珠山国線：玖珠町)



路肩拡幅による歩行者通行空間の創出
(別府一の宮線：九重町)



大分県の広域道路ネットワーク図

◇地域を支える道路ネットワークの充実

- 地域の骨格となるネットワークを形成する幹線道路については、渋滞や歩道の未整備など多くの課題を有する箇所から優先的に整備を推進する。
- 整備された高規格道路をより一層活かすため、インターチェンジや港湾などの交通拠点へのアクセス強化に寄与する道路整備を推進する。
- その他の地域ネットワークを形成する道路について、未だ多くの未改良区間が残されていることから、「1.5車線の道路整備」や「身近な道改善事業」も活用しながら着実に改善を図る。

◇高齢化集落対策

- 中山間地域や半島部などの高齢化集落では、日常生活を送る上で自動車に大きく依存しているが、集落から幹線道路までを結ぶ道路には未改良箇所が多く残されている。こうした集落が近隣の複数集落などと地域の機能を補い合いながら、全体として地域の機能を維持していく「ネットワーク・コミュニティ」の取組を支援するため、集落と幹線道路を結ぶ道路などの整備を進める。

幹線道路における渋滞状況
(中津高田線：宇佐市)半島部の未改良区間
(大泊浜徳浦線：臼杵市)

(2) 道路行政の進め方

1) 県民の声に応える道づくり

◇地域住民等との協働

- 道路整備を進めるにあたっては、地域住民や各種団体からの意見を把握しながら、地域と協働で事業を進めていく参加型行政を推進する。また、道の駅・道守大分会議・日本風景街道が連携した「三つの輪」による道路環境創出などの取組や、「クリーンロード支援事業」、「おおいた灯りのサポーター事業」など、地域と協働した取組や事業について引き続き推進する。
- 安全かつ円滑な道路交通の確保のため、道路に関する情報提供を適切に行う。
- 橋梁・トンネルなどのインフラを活用したイベントや現場見学会、工事現場における完成予想図を示した看板の設置など、道路の広報・魅力発信のための取組を行う。

2) 計画的・効率的な事業の推進

◇「選択と集中」による事業計画

- 適切に選択と集中を進め、計画的に道路事業を推進する。

◇的確な事業評価

- 社会情勢の変化を踏まえつつ、公共事業の効率化及び重点化を図るとともに、事業実施過程における透明性の向上を図るため、公共事業評価を各段階で的確に行う。

◇各種事業間等の調整

- 地域の課題に対して国道・県道・市町村道が一体的に対応できるよう、国や市町村と各種事業間の調整を行う。

◇旧道の市町村移管

- バイパス整備に伴い発生する旧道について、事前に市町村と旧道移管協議を行うなど計画的に移管する。

◇道路の整備に関するプログラム、豊ちゃく

- 「豊ちゃく」や「道路の整備に関するプログラム」など、道路整備に係る計画を策定・公表し、計画的な事

クリーンロード支援事業を活用した
植樹帯の花植え(大分臼杵線：大分市)開通前トンネルでのトンネルキャンプ開催による
道路の魅力発信(耶馬溪道路：中津市)

業に努める。

3) 道路・交通分野のDX

- AIによる交通量調査、ドローンを活用した橋梁点検などにより、調査・点検などの業務の効率化や高度化を図る。
- 自動運転の取組への協力を行う。



ドローン撮影を用いた橋梁点検

(3) 目標指標

指標名		単位	基準値(R5)	現状(R5)	R15時点
優先啓開ルート上における橋梁耐震化率		%	58.2	58.2	80.3
優先啓開ルート上におけるのり面对策率		%	64.5	64.5	79.8
孤立集落発生の恐れがある道路におけるのり面对策率		%	50.0	50.0	70.0
県管理道路における法指定通学路の歩道整備率		%	82.7	82.7	89.9
通学路合同点検の要対策箇所の対策率		%	0	0	100
令和5年度までの点検で確認された、早期対策が必要な橋梁の対策率		%	40.3	40.3	100
令和5年度までの点検で確認された、早期対策が必要なトンネルの対策率		%	60.3	60.3	100
対策を講じた主要渋滞箇所数		箇所	29	29	43
対策を講じた主要渋滞箇所における渋滞削減時間		万人・時間/年	0	0	441
都市内の街路整備延長		km	509	509	520
無電柱化推進計画における無電柱化整備率		%	14.0	14.0	93.9
自転車道の整備延長		km	0	0	3.7
交通円滑化によるCO2排出量の削減量		千t-CO2/年	0	0	6.6
高規格道路の整備延長	高速自動車国道を除く高規格道路	km	87	87	104
	東九州自動車道4車線化	km	53	53	74
最寄りICまで概ね15分で到達できる地域の割合 [増加する面積]		% [km ²]	62.8 [0]	62.8 [0]	64.8 [49.1]
九州の東の玄関口としての拠点化主要施設まで概ね30分で到達できる地域の割合 [増加する面積]		% [km ²]	54.4 [0]	54.4 [0]	55.5 [27.0]
2次改築の整備延長		km	0	0	40.8
1次改築の整備延長		km	0	0	69.4
1.5車線の道路整備区間延長		km	0	0	30.1
高齢化集落から幹線道路へのアクセスを改善した集落数		集落	131	131	306

(4) 道路現況

1) 九州各県の整備状況（国県道）

九州管内道路整備状況（国県道）

令和5年3月31日現在 道路統計年報2024

県名	実延長 (km)	改良				舗装		
		改良済延長(km)	改良率(%)	沖縄除き順位	順位	舗装済延長(km)	舗装率(%)	順位
全国	186,089.2	145,114.8	78.0			181,890.0	97.7	—
九州	24,211.4	20,027.7	77.3		—	31,438.1	99.3	—
九州(沖縄を除く)	22,789.0	18,546.2	76.7		—	23,876.8	99.3	—
大分県	3,585.7	2,813.9	78.5	4	5	3,558.8	99.2	6
福岡県	3,937.7	3,249.2	82.5	1	2	3,878.9	98.7	7
佐賀県	1,902.2	1,555.7	81.8	2	3	1,902.2	100.0	1
長崎県	2,668.3	1,986.0	74.4	5	6	2,591.5	97.1	8
熊本県	3,796.7	2,747.1	72.4	6	7	3,781.0	99.6	4
宮崎県	3,199.7	2,264.4	70.8	7	8	3,199.4	100.0	1
鹿児島県	4,852.2	3,929.9	81.0	3	4	4,852.2	100.0	1
沖縄県	1,592.6	1,481.5	93.0		1	1,594.3	99.5	5

・九州自動車道、東九州自動車道は除く・改良済延長：幅員5.5m以上・舗装済延長：簡易舗装含む・福岡については福岡市・北九州市を除く
 ・熊本については熊本市を除く

2) 大分県内の整備状況

道路現況総括表（旧道、有料含み自転車道、高速除く）

令和5年3月31日現在 単位：km、%

道路種別 (路線数)	改良・未改良内訳							路面別内訳					道路延長	橋梁		トンネル	
	実延長	5.5m未満 改良済延長	5.5m未満 改良率	5.5m以上 改良済延長	5.5m以上 改良率	未改良延長	左のうち交 通不能延長	砂利道	舗装道	舗装率	高級舗装 済延長	高級 舗装率		橋数	延長	箇所数	延長
一般国道 (16)	1,045.9	1,025.0	98.0	1,004.2	96.0	20.9	2.1	0.2	1,045.8	100.0	996.2	95.2	947.7	960	50.6	144	47.6
指定区間 (3)	340.1	340.1	100.0	340.1	100.0				340.1	100.0	340.1	100.0	310.5	352	20.3	35	9.3
指定区間外 (14)	705.8	684.9	97.0	664.1	94.1	20.9	2.1	0.2	705.7	100.0	656.1	93.0	637.3	608	30.3	109	38.3
県道 (240)	2,525.6	2,110.5	83.6	1,807.8	71.6	415.0	10.8	26.8	2,498.8	98.9	1,717.8	68.0	2,440.6	1,723	50.9	145	34.0
主要地方道 (45)	987.4	856.5	86.7	780.4	79.0	130.9		9.4	978.0	99.0	733.6	74.3	946.9	745	24.5	64	16.0
一般県道 (195)	1,538.1	1,254.0	81.5	1,027.4	66.8	284.1	10.8	17.3	1,520.8	98.9	984.3	64.0	1,493.7	978	26.4	81	18.0
合計 (256)	3,571.5	3,135.5	87.8	2,812.1	78.7	435.9	12.8	26.9	3,544.6	99.2	2,714.0	76.0	3,388.4	2,683	101.6	289	81.5
県管理分合計 254	3,231.4	2,795.5	86.5	2,472.0	76.5	435.9	12.8	26.9	3,204.5	99.2	2,373.9	73.5	3,077.9	2,331	81.2	254	72.3

3) 高速自動車道

高規格幹線道路（全国：約14,000km）は、「高速自動車国道（A路線）」（全国：11,520km）と「一般国道自動車専用道路（B路線）」（全国：約2,480km）に分けて整備されている。

令和7年5月15日現在、高速自動車国道の開通延長は、全国で9,230kmで80%（高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路（A'路線）10,304kmで89%）である。

県内においては、一般国道自動車専用道路に該当するものではなく、高速自動車国道は九州横断自動車道長崎大分線（県内106km）が平成8年11月に全線開通しており、東九州自動車道も高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路（宇佐道路、宇佐別府道路）を含むと、暫定2車線ながら県内約109kmが平成27年3月に全線開通している。

◇東九州自動車道のこれまでの経緯

- S 41. 5. 23 東九州自動車道建設促進協議会設立（4県1市）
- S 52. 2. 11 第三次全国総合開発計画で明示される。（閣議決定）
- S 62. 6. 30 第四次全国総合開発計画で高規格幹線道路網構想として14,000kmの中に位置づけられる。（閣議決定）
- S 62. 6. 30 建設省において高規格幹線道路網を策定、これに組み入れられる。（建設省令）
- S 62. 9. 1 国土開発幹線自動車道建設法が改正され、予定路線に組み入れられる。
- H 1. 1. 31 第28回国土開発幹線自動車道建設審議会において県関係分として「大分市～佐伯市間」40kmが基本計画として決定
- H 1. 2. 2 国土開発幹線自動車道の建設に関する基本計画として告示される。（総理府告示第十号）、高速自動車国道として路線を指定される。（法令改正）
- H 3. 12. 3 第29回国土開発幹線自動車道建設審議会において、県関係分として、「福岡県椎田町～日出町間」46kmと「佐伯市～蒲江町間」19kmが基本計画区間に組み入れられるとともに、「大分市～津久見市間」27kmが整備計画区間に格上げされた。
- H 3. 12. 12 建設省から日本道路公団に県関係分として「大分市～津久見市間」の調査の指示が出される。
- H 5. 11. 19 建設大臣から日本道路公団に施行命令が出される。（大分～津久見間）
- H 6. 6. 21 日本道路公団から事業説明（路線発表）がなされる。（大分～津久見間）
- H 6. 9. 20 建設大臣から日本道路公団に工事実施許可が出される。（大分～津久見間）
- H 7. 3. 16 「大分～津久見間」で起工式が行われる。
- H 8. 3. 18 白杵市で起工式が行われる。
- H 8. 4. 22 津久見市で起工式が行われる。
- H 8. 12. 27 第30回国土開発幹線自動車道建設審議会において県関係分として、「津久見市～蒲江町間」が整備計画区間へ、「蒲江町～延岡市間」が基本計画区間へそれぞれ格上げされた。
- H 9. 12. 25 建設大臣から日本道路公団に施行命令が出される。（津久見～佐伯間）
- H10. 6. 7 「津久見～佐伯間」の現地調査に着手。（杭打ち式）
- H10. 12. 25 建設大臣から日本道路公団に施行命令が出される。（佐伯～蒲江間）
- H11. 3. 13 「佐伯～蒲江間」の現地調査に着手。（杭打ち式）
- H11. 11. 27 「大分米良～大分宮河内間」が供用開始される。東九州自動車道として初開通。
- H11. 12. 24 第32回国土開発幹線自動車道建設会議において県関係分として、「椎田町～宇佐市間」、「蒲江町～北川町間」が整備計画区間に格上げされた。
- H13. 10. 22 「津久見～佐伯間」で起工式が行われる。
- H13. 12. 27 「大分宮河内～津久見間」が供用開始される。
- H14. 6. 17 「佐伯～蒲江間」で着工式が行われる。
- H15. 12. 25 第1回国土開発幹線自動車道建設会議において「蒲江町～北川町間」が新直轄区間に選定される。
- H16. 11. 19 「蒲江～県境間」の着工式が行われる。
- H18. 2. 7 第2回国土開発幹線自動車道建設会議において「椎田南～宇佐間」、「津久見～佐伯間」が有料道路方式で、「佐伯～蒲江間」が新直轄方式で整備されることになった。
- H18. 11. 13 宇佐市域の現地調査に着手。（杭打ち式）
- H18. 11. 27 中津市域の現地調査に着手。（杭打ち式）
- H19. 2. 18 「佐伯～県境間」の着工式が行われる。
- H20. 6. 28 「津久見～佐伯間」が供用開始される。
- H21. 6. 30 蒲江波当津インターチェンジ連結許可
- H24. 4. 20 佐伯堅田インターチェンジ連結許可
- H25. 2. 16 「蒲江～県境間」が供用開始される。
- H27. 3. 1 「豊前～宇佐間」が供用開始される。

- H27. 3.21 「佐伯～蒲江間」が供用開始される。
- H28. 4.24 「椎田南～豊前」が供用開始され、北九州～大分～宮崎がつながる。
- H31. 3.29 国土交通大臣から高速道路各社へ事業許可が出される。
「宇佐～院内間」約4.6km、「大分宮河内～津久見間」約6.0km
- R 1. 9.10 「高速道路における安全・安心基本計画」が策定され、優先的に事業化し、概ね10年から15年で4車線化を目指す「優先整備区間」が選定される。
大分県では、「院内～速見」(対面通行区間計約12km)、「大分宮河内～佐伯」(同計約24km)が選定。
- R 1. 9.23 佐伯弥生パーキングエリア（上り線）が運用開始
- R 2.12.13 「宇佐～院内間」、「大分宮河内～津久見間」の着工式が行われる。
- R 3. 3.30 国土交通大臣から高速道路各社へ事業許可が出される。
「大分宮河内～白杵間」約6.8km
- R 4. 3.30 国土交通大臣から高速道路各社へ事業許可が出される。
「津久見～佐伯間」約3.3km
- R 6. 3.10 「大分宮河内～白杵間」の着工式が行われる。

整備計画区間の概要

- ・ 区間：福岡県境から宇佐市、大分市から佐伯市を経て宮崎県境まで
- ・ 通過市町村：中津市、宇佐市、大分市、白杵市、津久見市、佐伯市
- ・ 車線数：4車線（さしあたり、2車線で供用開始）
- ・ 設計速度：100km/時～80km/時
- ・ 連結位置（基本計画区間を除き、重用区間を含まない）：中津市（一般国道212号）、宇佐市（一般国道10号）、大分市（一般国道197号）、白杵市（一般国道502号）、津久見市（一般県道津久見インター線）、佐伯市（主要地方道佐伯津久見線、一般国道388号、市道パークウェイ線、一般県道蒲江波当津インター線）

区 間	県境～宇佐	宇佐～速見	速見IC～ 大分米良IC	大分米良IC ～大分宮河内IC	大分宮河内IC ～津久見IC	津久見IC ～佐伯IC	佐伯～蒲江	蒲江～県境
距 離	13km	27km ^{*1}	(33km)	6km	21km	13km	20km	9km
規 格	1種2級	1種3級	1種3級	1種2級	1種2級	1種2級	1種2級	1種3級
設 計 速 度	100km/時	80km/時	80km/時	100km/時	100km/時	100km/時	100km/時	80km/時
車 線 数	4車暫定2車	4車暫定2車	4車	4車	4車暫定2車	4車暫定2車	4車暫定2車	4車暫定2車
予 定 路 線	S 62.9.1	S 62.9.1	S 41.7.1	S 62.9.1	S 62.9.1	S 62.9.1	S 62.9.1	S 62.9.1
基 本 計 画	H3.12.20	H3.12.20	S 47.6.30	H1.2.27	H1.2.27	H1.2.27	H3.12.20	H9.2.5
整 備 計 画	H11.12.24	—	S 48.10.19	H3.12.3	H3.12.3	H8.12.27	H8.12.27	H11.12.24
事 業 の 現 況	H27.3.1 供用	宇佐別府道路 22.4km供用中	※2	H11.11.27 共用	H13.12.27 供用	H20.6.28 供用	H27.3.21 供用	H25.2.16 供用

※1 宇佐～速見間27kmには、一般国道10号～宇佐IC間（宇佐道路）4.9kmを含む

※2 速見～日出JCT：H6.12.15供用 日出JCT～別府：H元.7.20供用

別府～大分：H4.12.3供用 大分～大分米良：H8.11.26供用

◇九州横断自動車道長崎大分線のこれまでの経緯

- S 39. 9.10 九州横断高速自動車道建設期成会設立（長崎県、佐賀県、福岡県、大分県）
- S 41. 7. 1 国土開発幹線自動車道建設法による予定路線に指定される。
- S 44. 1.22 「大村～日田間」が基本計画区間に決定
- S 47. 6.30 「日田～大分間」が基本計画区間に決定
- S 48.10.19 「鳥栖～日田間」、「湯布院～大分間」が整備計画区間に決定および施行命令

- S 53. 11. 21 「日田～玖珠間」が整備計画区間に決定および施行命令
- S 57. 3. 1 「玖珠～湯布院間」が整備計画区間に決定
- S 60. 2. 13 「玖珠～湯布院間」に施行命令が出される。
- S 61. 3. 14 整備計画区間の一部変更（日出JCT、大分IC）
- S 61. 3. 14 日出JCT、大分ICに施行命令が出される。
- S 62. 6. 30 第四次全国総合開発計画決定及び建設省において高規格幹線道路網を構成する予定路線に組み込まれる。（全国14,000km）
- S 62. 9. 1 国土開発幹線自動車道建設法の改正（国土開発幹線自動車道11,520km）
- H 1. 1. 31 「荏隈～片島間」が整備計画区間に決定
- H 1. 7. 20 「湯布院～別府間」が供用開始される。
- H 2. 3. 10 「朝倉～日田間」が供用開始される。
- H 2. 4. 26 「荏隈～片島間」に施行命令が出される。
- H 4. 12. 3 「大分～別府間」が供用開始される。
- H 6. 12. 15 日出JCTが供用開始される。
- H 7. 3. 10 「日田～玖珠間」が供用開始される。
- H 8. 3. 28 「玖珠～湯布院間」が供用開始される。
- H 8. 11. 26 「大分～大分米良間」が供用開始される。
- H10. 11. 11 「杷木～日田間」4車線供用開始される。
- H10. 12. 25 「玖珠～日出JCT間4車線化」について整備計画区間の一部変更及び施行命令が出される。
- H12. 3. 21 「日田～玖珠間」4車線供用開始される。
- H15. 12. 25 第1回国土開発幹線自動車道建設会議において「地域の活性化を支援するインターチェンジの追加」として大分光吉IC（フルインター化）が選定される。
- H17. 3. 19 「玖珠～湯布院間」4車線供用開始される。
- H20. 8. 11 大分光吉ICフルインターチェンジ化開通
- H20. 9. 12 別府湾スマートインターチェンジ社会実験開始
- H21. 4. 1 別府湾スマートインターチェンジ運用開始
- H25. 6. 11 由布岳スマートインターチェンジ連結許可
- H26. 8. 8 別府湾スマートインターチェンジフル化連結許可
- H28. 11. 27 由布岳スマートインターチェンジ運用開始
- H30. 8. 1 大分自動車道「速見～大分米良間」が東九州自動車道に名称変更
- H30. 8. 5 別府湾スマートインターチェンジフル化運用開始

(ア) 日田地区（県境～日田）

日田地区9.7kmについては、昭和57年度から用地買収に着手し、平成2年3月10日に供用開始された。
また、4車線化については、平成7年9月に工事に着手し、平成10年11月11日に供用開始された。

(イ) 日田～玖珠間

日田～玖珠間24.7kmについては、昭和63年度から用地買収に着手し、平成7年3月10日に供用開始された。また、4車線化については、平成8年8月に工事に着手し、平成12年3月21日に供用開始された。

(ウ) 玖珠～湯布院間

玖珠～湯布院間21.8kmについては、平成2年度から用地買収に着手し、平成8年3月28日に供用開始された。また、4車線化については、平成10年12月25日の整備計画変更決定により、平成11年4月に工事に着手し、平成17年3月19日に供用開始された。

(エ) 湯布院～別府間

湯布院～別府間23.9kmについては、昭和54年度から用地買収に着手し、平成元年7月20日に県内で初めての高速道路として供用開始された。また、湯布院～日出JCT間の4車線化については、平成10年12月

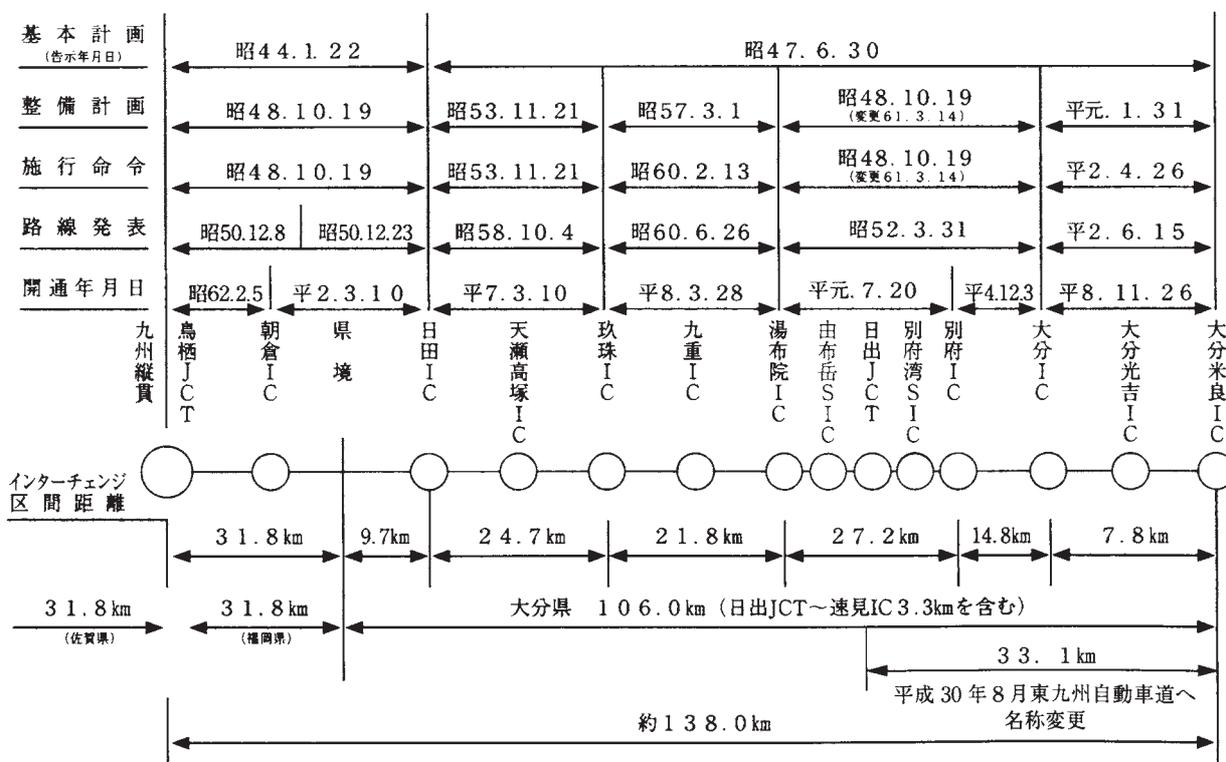
25日に事業化が決定し、平成14年5月25日に供用開始された。また、別府湾SAにおいて、平成21年4月1日からスマートIC（下り線）の運用を開始し、平成30年8月5日にスマートIC（上り線）の運用が開始された。また、由布岳スマートICは平成28年11月27日に運用が開始された。

(オ) 別府～大分間

別府～大分間14.8kmについては、昭和57年度から用地買収に着手し、平成4年12月3日に供用開始された。

(カ) 大分～大分米良間

大分～大分米良間7.8kmについては、平成3年度から用地買収に着手し、平成8年11月26日に供用開始された。また、大分光吉ICのフルインター化については、平成15年12月25日の第1回国土開発幹線自動車道建設会議を経て、平成16年1月30日に整備計画が決定（変更）され、平成16年4月28日に日本道路公団に連結許可及び施行命令が出された。西日本高速道路（株）及び県により工事が行われ、平成20年8月11日に完成した。



1) 事業区間	鳥栖市・日田市 (日田地区)	日田市・玖珠町	玖珠町・由布市	由布市・大分市	大分市荏隈～大分市片島
2) 経過する市町村	日田市	日田市 玖珠町	玖珠町 九重町 由布市	由布市 日出町 別府市 大分市	大分市
3) 車線数	4車線	4車線	4車線	4車線	4車線
4) 設計速度	80km/時	80km/時	80km/時	80km/時	80km/時
5) 連結位置及び連結施設	日田市：一般国道212号	玖珠町：主要地方道玖珠天瀬線 玖珠町：一般国道387号	九重町：主要地方道飯田高原中村線	由布市：一般国道210号 一般県道塚原天間線 日出町：一般国道10号 別府市：主要地方道別府一の宮線、市道八石荷戸2号線 大分市：主要地方道大分白杵線	大分市：一般国道10号、一般国道210号

5) その他の高規格道路

◇中九州横断道路

中九州横断道路は、「大分市～熊本市間」を結ぶ延長約120kmの高規格道路（自動車専用道路）である。現在、「豊後大野市犬飼町～阿蘇市波野間」が整備区間に指定されている。

整備区間のうち「豊後大野市犬飼町～豊後大野市千歳町間（犬飼千歳道路）」4.3kmが平成19年に、「豊後大野市千歳町～豊後大野市大野町間（千歳大野道路）」8.7kmは平成20年に開通した。また、「豊後大野市大野町～竹田市会々間（大野竹田道路）」12.3kmについては、平成20年に着工し、平成27年2月15日に「大野～朝地間」6.3kmが開通し、「朝地～竹田間」6.0kmについては、平成31年1月19日に開通した。また平成31年度から「竹田～阿蘇間（竹田阿蘇道路）」22.5kmが新規事業化され、「大分～犬飼間」については、令和6年4月「都市計画・環境アセスメントを進めるための調査」への移行が示された

◇中津日田道路

中津日田道路は、「中津市～日田市間」を結ぶ延長約55kmの高規格道路であり、現在「中津市定留～日田市間」が整備区間に指定されている。

整備区間のうち、県が事業を行った「中津市定留～中津市犬丸間（中津港線）」1.5kmと「中津市犬丸～中津市伊藤田間（中津道路）」2.1kmは平成21年3月に開通、「中津市伊藤田～中津市三光西秣間（中津三光道路）」3.0kmは平成27年2月に開通、「中津市本耶馬溪町落合～中津市耶馬溪町山移間（本耶馬溪耶馬溪道路）」5.0kmは平成24年3月に開通、「中津市耶馬溪町山移～中津市耶馬溪町大島間（耶馬溪道路）」5.0kmは令和3年2月に開通している。「中津市山国町守実～日田市三和間（日田山国道路）」8.8kmについては、平成27年度から事業着手、「中津市耶馬溪町大島～中津市山国町守実間（耶馬溪山国道路）」8.5kmについては、令和3年度から事業着手しており、現在も整備が進められている。

「中津港～中津市定留間」3.4kmについては、平成20年度から国が臨港道路として整備事業に着手し、平成27年3月に開通している。また、「中津市三光西秣～中津市本耶馬溪町落合間（三光本耶馬溪道路）」12.8kmについては、平成19年度から国直轄権限代行事業として着手しており、「中津IC～田口IC間」2.8kmが平成31年3月に開通、「田口IC～青の洞門・羅漢寺IC間」5.3kmが令和6年3月に開通し、現在も残る区間の整備が進められている。

◇大分空港道路

大分空港道路は「日出町～国東市武蔵町間」を結ぶ延長約30kmの高規格道路であり、現在「日出町南畑～国東市安岐町大添間」が整備区間に指定されている。

整備区間のうち「日出町大神（藤原JCT）～国東市安岐町大添（安岐IC）間」13.5kmは平成3年に、「日出町南畑（速見IC）～日出町大神（藤原JCT）間」11.5kmは平成14年に開通した。また、「国東市安岐町大添（安岐IC）～国東市安岐町塩屋（国道213号）間」6.0kmについては、平成3年に自動車専用道路として開通した県道糸原杵築線を活用している。

また、平成28年度から取り組んできた4車線区間延伸事業が令和元年7月26日に完了した。

河川課

国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業／過去5箇年の比較表（補助分）
（単位：千円）

年災	全 国		九 州 全 域		大 分 県	
	箇 所	被害報告額	箇 所	被害報告額	箇 所	被害報告額
R 2	13,092	511,138,142	7,812	263,199,916	1,256	36,511,647
R 3	9,776	259,118,257	2,896	52,789,890	180	3,553,480
R 4	9,812	389,213,588	2,841	88,637,897	442	13,697,550
R 5	10,903	369,284,610	3,515	110,978,118	511	18,203,800
R 6	13,625	1,631,615,433	2,195	78,543,093	855	28,708,490
平 均	11,442	632,074,006	3,852	118,829,783	649	20,134,994

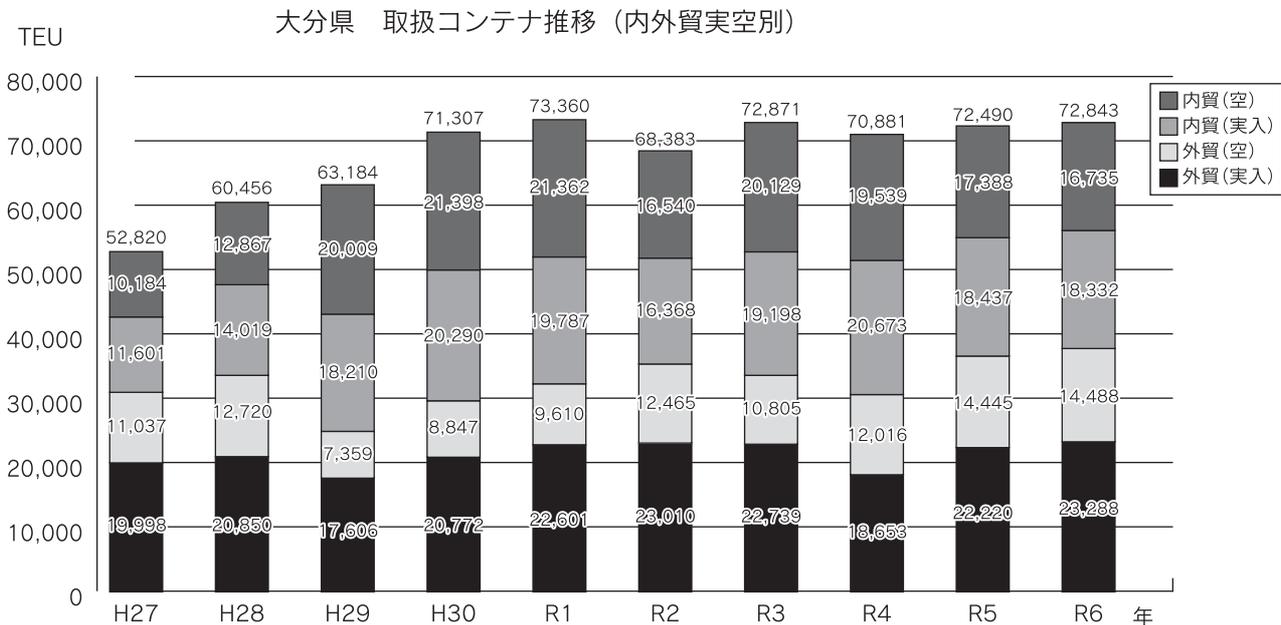
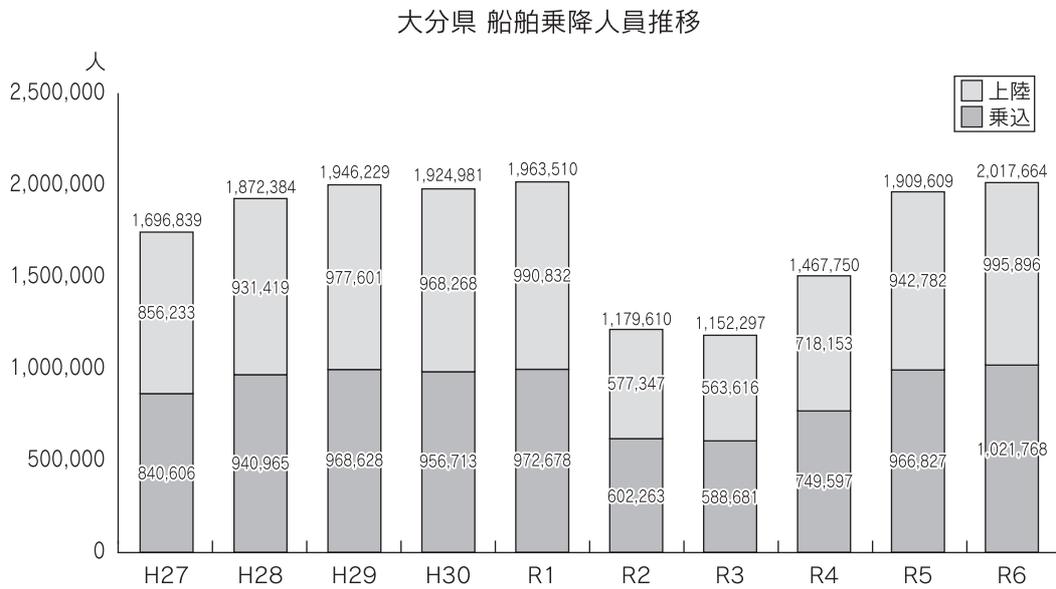
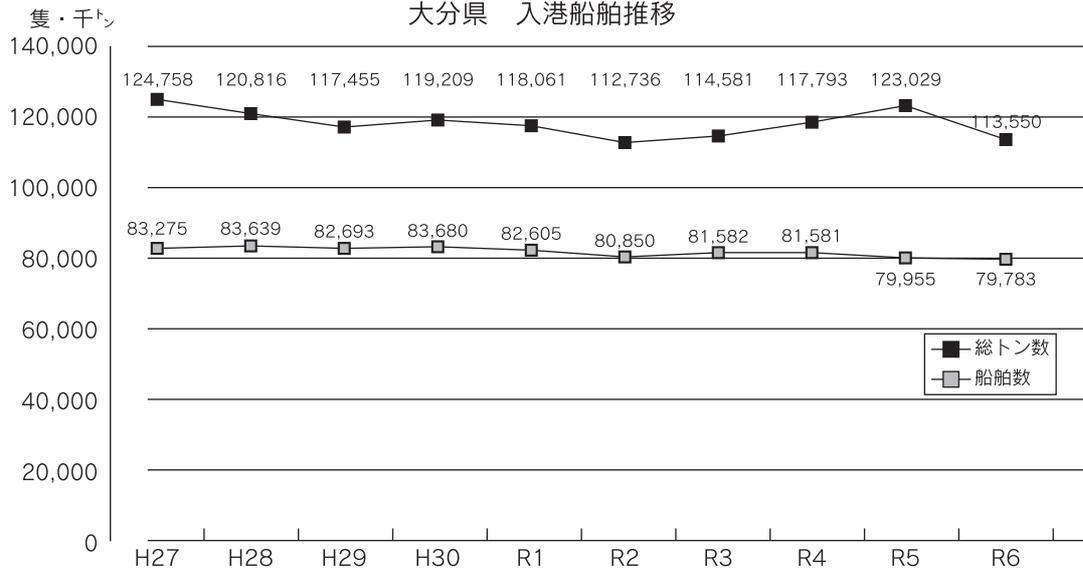
令和7年度公共土木施設災害復旧工事／県実施計画表
（単位：千円）

年 災	事 業 費	左 の 財 源 内 訳		
		国庫支出金	県 債	一 般 財 源
令和5年災害	109,659	70,832	34,000	4,827
令和6年災害	4,693,664	3,031,778	1,496,000	165,886
令和7年災害	6,220,000	4,118,869	2,101,000	131
計	11,023,323	7,221,479	3,631,000	170,844

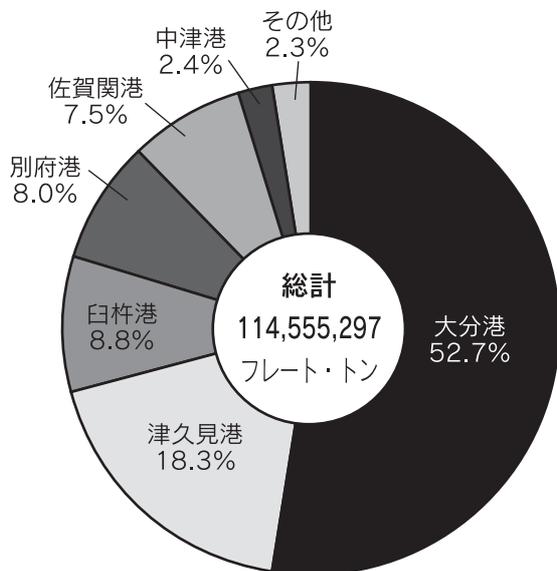
令和7年度主要事業の概要

区分	事業名	事業費	新規、継続	備考	
公共	広域河川改修事業	22,750,963			
		3,757,191	一般秋保川(天ヶ瀬温泉街)、野上川等	河川の流下能力を確保するため、令和2年7月豪雨等により被災した河川等において、河川改修を実施する。	
	河川緊急情報基盤整備事業	68,250		水位情報の提供等	
	河川災害関連事業	218,300		災害復旧事業にあわせ、被害を受けなかった区間を含め一連区間について再度災害防止のための改良工事を実施するもの。	
	治水ダム建設事業	812,700		ダム本体、放流設備、関連設備、貯水池等の緊急性の高い改良を行い、ダムの機能の回復又は向上を図る。	
	国直轄河川事業負担金	688,842			
	障害防止対策事業	252,475	一般水分川	防衛施設行所管の事業で、防衛施設の設置により生じた河川の障害についてその機能を復元し、又、障害を除去するもの。	
	海岸環境整備事業	118,882	国東海岸(小原地区)	波浪による被害を防ぎ、良好な海岸環境・利用を促進すると共に、背後地の整備と一体になった海岸環境整備を図る。	
	津波危機管理対策緊急事業	126,000	宇佐海岸等	高潮・津波、海岸浸食等から生命・財産を守るため、海岸堤防等の耐震化対策及び老朽化対策を実施する。	
	災害復旧事業	11,023,323			
	土木関係災害時緊急対応事業	5,685,000			
	非公共		4,910,944		
	河川海岸改良事業	925,000			
	緊急河床掘削事業	800,000			
河川海岸調査費	173,329				
河川関係受託事業	217,835	一般堤内川、濁淵川等			
災害復旧事業	40,000				
災害復旧調査費	225,000				
河川施設災害防止緊急対策事業	2,050,000				
中小河川等洪水時避難行動支援事業	40,000				
洪水時危機管理体制強化事業	29,000				
治水ダム管理高度化事業	8,213				
その他事業	402,567				
		27,661,907			

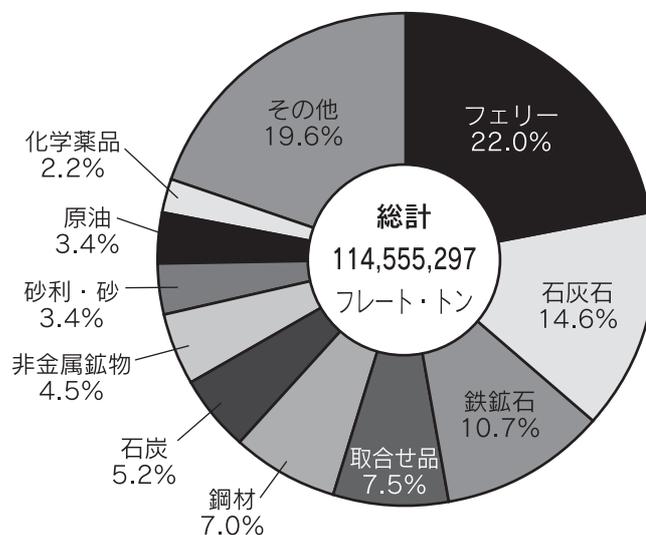
港 湾 課



取扱貨物の各港別シェア (令和6年速報値)

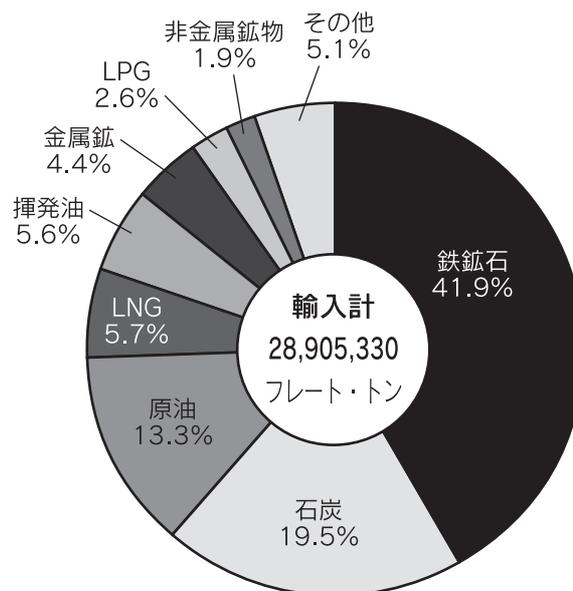
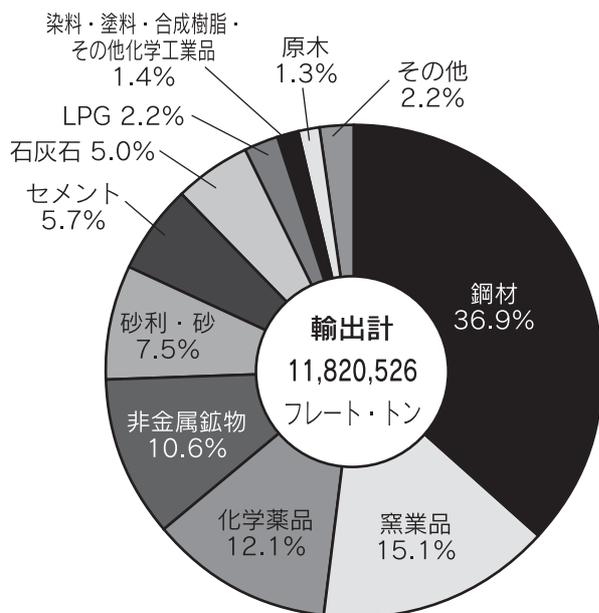


県全体取扱貨物の品目内訳 (令和6年速報値)



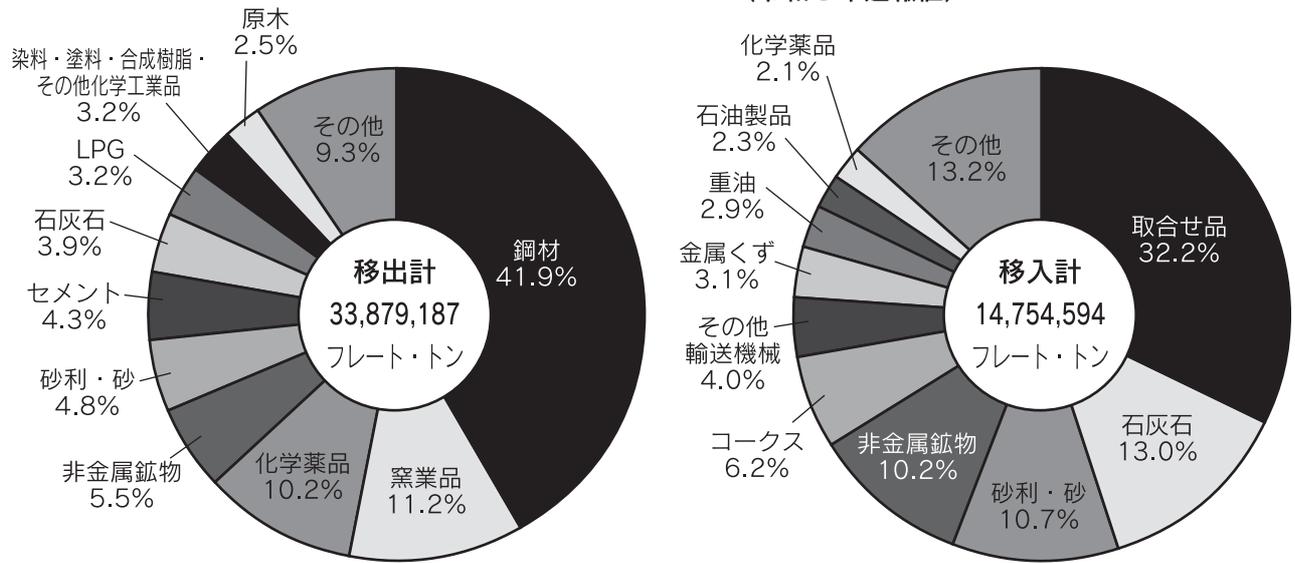
港
湾
課

県全体取扱貨物の品目内訳(外貿) (令和6年速報値)



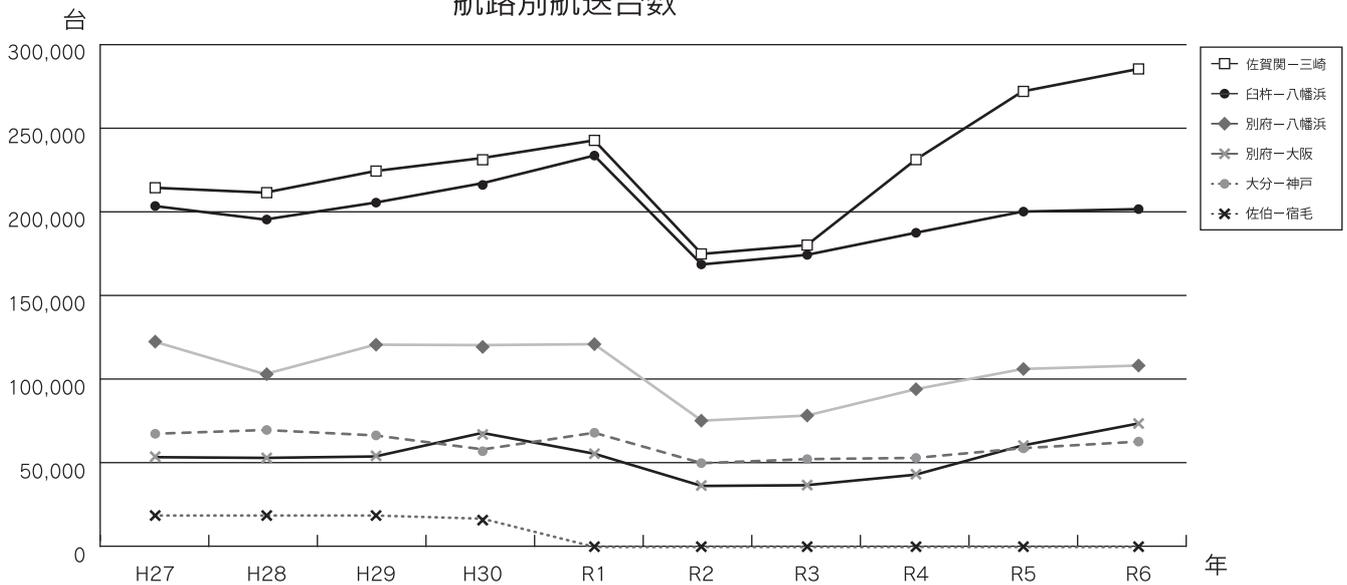
県全体取扱貨物の品目内訳(内貿)

(令和6年速報値)



港湾課

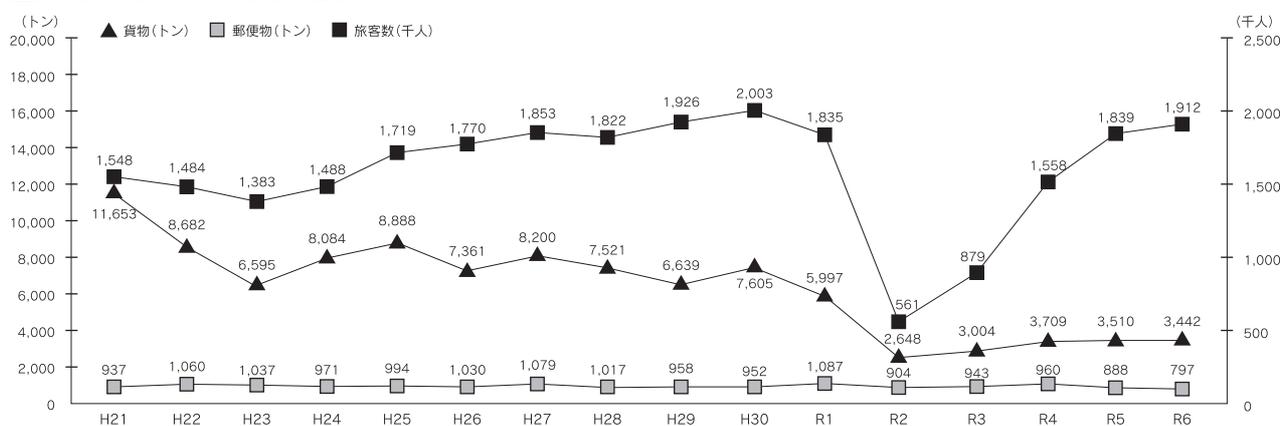
航路別航送台数



大分空港



■大分空港の航空輸送実績

港
湾
課

■基本施設

施設名	諸元	舗装の種類	備考
着陸帯	3,120m×300m	芝一部コンクリート	等級A級
滑走路	3,000m45m	アスファルトコンクリート	強度PCN83/F/C/X/T
誘導路	3,432m23~24m	アスファルトコンクリート	
駐機場	92,450㎡	アスファルトコンクリート 及びセメントコンクリート	10パース

■国内定期路線 (→大分)

路線	便数/日	所要時間	航空会社	運航日
東京(羽田)	14	約90分	日本航空・全日空・ソラシドエア	毎日
東京(成田)	2(最大)	約100分	ジェットスター・ジャパン	毎日
大坂(伊丹)	7	約55分	日本航空・全日空・IBEX	毎日
名古屋(中部)	2	約65分	IBEX/全日空	毎日

■付帯施設

施設名	諸元	舗装の種類	備考
駐車場	21,128㎡	アスファルトコンクリート	第1駐車場 920台 第2駐車場 133台
場周道路	20,138㎡	アスファルトコンクリート 及びセメントコンクリート	
保安道路	12,584㎡	アスファルトコンクリート	

■国際定期路線

路線	便数/週	所要時間	航空会社	運航日
ソウル	3	約95分	チェジュ航空	火・木・土
台北	2	約145分	タイガーエア台湾	水・土

砂 防 課

(1) 指定地（令和7年3月末現在）

ア) 砂防指定地について（資料1、2）

砂防法第2条により、砂防設備を要する土地として国土交通大臣が指定した砂防指定地は令和7年3月末現在、別府市境川ほか1,352溪流、面積9,449.90ヘクタールである。

イ) 地すべり防止区域について（資料3）

地すべり等防止法第3条により、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域は令和7年3月末現在、別府市乙原地区ほか86地区、面積1,264.09ヘクタールである。

ウ) 急傾斜地崩壊危険区域について（資料3）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は、令和7年3月末現在、佐伯市西谷地区ほか1,375地区、面積1,769.3ヘクタールである。

エ) 土砂災害警戒区域等について（資料4）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条、第9条により、県知事が指定した土砂災害警戒区域は令和7年3月現在25,212区域、土砂災害特別警戒区域は23,249区域である。

(資料1) 砂防指定地一覧表（水系別）

(令和7年3月31日現在)

水系名	溪流数	指定面積 (ha)
五ヶ瀬川	36	380.44
番匠川	104	1,264.50
大野川	175	1,528.39
大分川	72	854.48
筑後川	270	1,580.18
山国川	149	882.88
二級水系	385	2,431.22
その他水系	161	527.81
計	1,352	9,449.90

(資料2)砂防指定地一覽表(土木事務所別)

(令和7年3月31日現在)

土木事務所名	一級水系						二級水系						普通水系			合計	
	一級 溪流数	河長 延	川長 m	普通 溪流数	河長 延	川長 m	二級 溪流数	河長 延	川長 m	普通 溪流数	河長 延	川長 m	普通 溪流数	河長 延	川長 m	溪流数	延長
豊後高田土木事務所							16	66,439	45	45,399	7	8,600	68	120,438			
国東土木事務所						36	110,664	58	46,282	25	23,786	119	180,732				
別府土木事務所						24	93,474	43	38,277	10	19,457	77	151,208				
大分土木事務所	37	170,017	32,582	44		6	15,188	6	4,627	11	8,537	104	230,951				
白杵土木事務所	10	24,912	14,754	13		15	37,374	21	23,598	27	9,500	86	110,138				
佐伯土木事務所	47	166,182	132,039	94		17	43,834	13	11,380	81	48,260	252	401,695				
豊後大野土木事務所	20	73,655	47,799	60								80	121,454				
竹田土木事務所	29	95,678	21,967	34								63	117,645				
玖珠土木事務所	30	104,014	77,086	62				3	2,580			95	183,680				
日田土木事務所	26	71,484	109,687	162								188	181,171				
中津土木事務所	29	57,884	65,021	112		5	16,696	8	5,560			154	145,161				
宇佐土木事務所						22	68,631	48	63,728			70	132,359				
合計	228	763,826	500,935	581		141	452,300	245	241,430	161	118,140	1,356	2,076,631				

(資料3) 地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域指定状況

(令和7年3月31日現在)

土木名	市町村名	旧市町村名	新規・追加の別	地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域					
				地区数	指定面積 : ha	面積計	地区数	指定面積 : ha	面積計		
高田	豊後高田市	豊後高田市	新規	0	0	0.00	32	3,313	3,420.00		
			追加	0	0		3	107			
		真玉町	新規	0	0	0.00	8	303	303.00		
			追加	0	0		0	0			
		香々地町	新規	0	0	0.00	12	1,467	1,618.00		
			追加	0	0		4	151			
		小計		新規	0	0	0.00	52	5,083	5,341.00	
				追加	0	0		7	258		
		国東	国東市	国見町	新規	0	0	0.00	21	1,443	1,468.00
					追加	0	0		2	25	
新規	0				0	35	5,205		5,579.00		
追加	0			0	5	374					
武蔵町	新規			0	0	0.00	6	1,029	1,100.00		
	追加			0	0		1	71			
安岐町	新規			0	0	0.00	14	2,884	3,000.00		
	追加			0	0		1	116			
合併後計				新規	0	0	0.00	76	10561	11,147.00	
				追加	0	0		9	586		
姫島村	姫島村	新規	1	12.95	12.95	6	975	1,006.00			
		追加	0	0		2	31				
小計		新規	1	12.95	12.95	82	11,536	12,153.00			
		追加	0	0		11	617				
別府	別府市	杵築市	新規	4	81.3	90.00	26	4,133	4,538.00		
			追加	1	8.7		6	405			
			新規	3	41.85		23	1,794		2,527.00	
		追加	4	35.67	6	733					
		山香町	新規	1	24.6	24.60	18	2,058	2,105.00		
			追加	0	0		1	47			
		大田村	新規	2	16.24	16.24	1	163	163.00		
			追加	0	0		0	0			
		合併後計		新規	7	82.69	42	4015	4,795.00		
				追加	3	35.67	7	780			
日出町	日出町	新規	0	0	0.00	15	946	1,089.00			
		追加	0	0		2	143				
小計		新規	11	163.99	208.36	83	9,094	10,422.00			
		追加	4	44.37		15	1,328				
大分	大分市	大分市	新規	12	150.65	173.65	91	9,092	10,250.00		
			追加	2	23		20	1,158			
			新規	3	32.54		4	586		586.00	
		追加	2	4.08	0	0					
		野津原町	新規	5	32.49	54.49	38	2,796	3,349.00		
			追加	2	22		11	553			
		合併後計		新規	20	215.68	264.76	133	12474	14,185.00	
				追加	6	49.08	31	1711			
		挾間町	新規	2	11.37	11.37	6	1,219	1,439.00		
			追加	0	0		1	220			
庄内町	新規	0	0	0.00	9	1,317	1,317.00				
	追加	0	0		0	0					
湯布院町	新規	1	30.53	30.53	9	1,093	1,313.00				
	追加	0	0		1	220					
合併後計		新規	3	41.9	41.90	24	3629	4,069.00			
		追加	0	0		2	440				
小計		新規	23	257.58	306.66	157	16,103	18,254.00			
		追加	6	49.08		33	2,151				
臼杵	臼杵市	臼杵市	新規	5	29.42	29.42	72	8,598	8,974.00		
			追加	0	0		7	376			
		野津町	新規	3	18.8	18.80	39	4,027	4,054.00		
			追加	0	0		2	27			
		合併後計		新規	8	48.22	48.22	111	12625	13,028.00	
				追加	0	0		9	403		
		津久見市	新規	0	0	0.00	79	10,754	12,157.48		
			追加	0	0		18	1,403			
		小計		新規	8	48.22	48.22	190	23,379	25,185.48	
				追加	0	0		27	1,806		
佐伯	佐伯市	佐伯市	新規	0	0	0.00	87	10,469	11,638.00		
			追加	0	0		17	1,169			
		上浦町	新規	0	0	0.00	13	1,764	1,764.00		
			追加	0	0		0	0			
		弥生町	新規	0	0	0.00	43	6,037	6,611.00		
			追加	0	0		4	574			
		本匠村	新規	2	62.88	62.88	16	2,366	2,366.00		
			追加	0	0		0	0			
		字目町	新規	0	0	0.00	27	1,931	2,054.00		
			追加	0	0		2	123			
直川村	新規	0	0	0.00	23	3,046	3,231.00				
	追加	0	0		1	185					
鶴見町	新規	0	0	0.00	27	4,681	5,103.00				
	追加	0	0		4	422					
米水津村	新規	1	12.04	12.04	16	1,942	1,942.00				
	追加	0	0		0	0					
蒲江町	新規	0	0	0.00	38	5,295	5,355.47				
	追加	0	0		4	60					
小計		新規	3	74.92	74.92	290	37,531	40,064.47			
		追加	0	0		32	2,533				

土木名	市町村名	旧市町村名	新規・追加の別	地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域					
				地区数	指定面積 : ha	面積計	地区数	指定面積 : ha	面積計		
豊後大野	豊後大野市	三重町	新規	2	14.99	14.99	27	2,436	2,496.00		
			追加	0	0		1	60			
		清川村	新規	0	0	0.00	5	479	479.00		
			追加	0	0		0	0			
		緒方町	新規	1	6.51	17.11	18	1,935	2,002.00		
			追加	1	10.6		2	67			
		朝地町	新規	2	19.8	43.08	16	2,143	2,303.00		
			追加	1	23.28		1	160			
		大野町	新規	2	17.19	17.19	25	1,753	1,753.00		
			追加	0	0		0	0			
千歳村	新規	1	5.3	9.21	7	662	821.67				
	追加	1	3.91		3	160					
犬飼町	新規	1	31.5	31.50	15	1,308	1,392.00				
	追加	0	0		2	84					
小計		新規	9	95.29	133.08	113	10,716	11,246.67			
		追加	3	37.79		9	531				
竹田	竹田市	竹田市	新規	2	15.31	15.31	87	9,700	11,444.00		
			追加	0	0		28	1,744			
		荻町	新規	0	0	0.00	2	403	403.00		
			追加	0	0		0	0			
		久住町	新規	0	0	0.00	6	829	829.00		
			追加	0	0		0	0			
		直入町	新規	0	0	0.00	8	1,010	1,010.00		
			追加	0	0		0	0			
		小計		新規	2	15.31	15.31	103	11,942	13,686.00	
				追加	0	0		28	1,744		
玖珠	玖珠町	九重町	新規	0	0	0.00	34	2,874	3,087.00		
			追加	0	0		5	213			
		玖珠町	新規	0	0	0.00	24	3,759	3,967.00		
			追加	0	0		3	208			
		小計		新規	0	0	0.00	58	6,633	7,054.00	
				追加	0	0		8	421		
		日田	日田市	日田市	新規	1	13.44	13.44	78	8,867	10,134.00
					追加	0	0		17	1,267	
				前津江村	新規	10	89.79	100.67	3	272	272.00
					追加	1	10.88		0	0	
中津江村	新規			11	133.96	198.70	2	607	607.00		
	追加			2	64.74		0	0			
上津江村	新規			1	11.2	11.20	8	616	616.00		
	追加			0	0		0	0			
大山町	新規			2	65.17	65.17	16	1,759	1,973.00		
	追加			0	0		2	214			
天瀬町	新規	0	0	0.00	15	1,647	1,759.00				
	追加	0	0		1	112					
小計		新規	25	313.56	389.18	122	13,768	15,361.00			
		追加	3	75.62		20	1,593				
中津	中津市	中津市	新規	0	0	0.00	0	0	0.00		
			追加	0	0		0	0			
		三光村	新規	0	0	0.00	5	682	682.00		
			追加	0	0		0	0			
		本那馬渡町	新規	0	0	0.00	21	2,271	2,337.00		
			追加	0	0		3	66			
		耶馬溪町	新規	1	5.6	5.60	19	2,971	2,971.00		
			追加	0	0		0	0			
		山国町	新規	0	0	0.00	29	3,813	4,493.00		
			追加	0	0		7	680			
小計		新規	1	5.6	5.60	75	9,759	10,505.00			
		追加	0	0		10	746				
宇佐	宇佐市	宇佐市	新規	0	0	0.00	11	1,252	1,252.00		
			追加	0	0		0	0			
		院内町	新規	2	45.87	63.31	21	2,333	2,741.00		
			追加	2	17.44		2	408			
		安心院町	新規	1	6.5	6.50	18	2,384	2,566.00		
			追加	0	0		3	182			
		小計		新規	3	52.37	69.81	50	5,969	6,559.00	
				追加	2	17.44		5	590		
		合計		新規	86	1039.79	1,264.09	1,375	162,612	176,930.62	
				追加	18	224.3		205	14,319		

(資料4) 土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定状況について

令和7年3月31日現在

土木 事務 所名	市町 村名	危険渓流数及び危険箇所数				調査完了 箇所数	完了率	指定区域							
		土石流	急傾斜	地滑り	合計			土石流		急傾斜		地すべり		合計	
								うち特別 区域数	区域数	うち特別 区域数	区域数	うち特別 区域数	区域数	うち特別 区域数	区域数
豊後高田	豊後高田市	242	376	1	619	619	100.00%	291	543	232	521	2	0	886	753
	国東市	367	645	2	1,014	1,014	100.00%	392	759	297	709	4	0	1,155	1,006
国東	姫島村	0	24	0	24	24	100.00%	0	30	0	24	1	0	31	24
	別府市	81	285	8	374	374	100.00%	104	400	79	390	12	0	516	469
	杵築市	173	836	10	1,019	1,019	100.00%	220	998	178	965	13	0	1,231	1,143
別府	日出町	29	180	1	210	210	100.00%	31	209	25	197	2	0	242	222
	大分市	334	1,592	32	1,958	1,958	100.00%	423	2,136	354	2,039	36	0	2,595	2,393
	由布市	301	464	9	774	774	100.00%	278	655	232	629	15	0	948	861
臼杵	臼杵市	362	739	11	1,112	1,112	100.00%	352	1,010	274	964	15	0	1,377	1,238
	津久見市	214	362	1	577	577	100.00%	239	442	204	431	1	0	682	635
佐伯	佐伯市	888	2,093	15	2,996	2,996	100.00%	1,210	2,418	1,054	2,379	15	0	3,643	3,433
	豊後大野市	277	1,706	57	2,040	2,040	100.00%	371	2,301	325	2,227	61	0	2,733	2,552
竹田	竹田市	119	1,263	1	1,383	1,383	100.00%	140	1,864	107	1,823	2	0	2,006	1,930
	九重町	161	323	0	484	484	100.00%	203	593	165	578	6	0	802	743
玖珠	玖珠町	88	461	2	551	551	100.00%	141	522	117	513	4	0	667	630
	日田市	517	1,370	50	1,937	1,937	100.00%	623	1,789	484	1,760	62	0	2,474	2,244
中津	中津市	655	922	14	1,591	1,591	100.00%	767	1,148	624	1,134	16	0	1,931	1,758
	宇佐市	317	652	8	977	977	100.00%	398	912	326	889	33	0	1,343	1,215
合計	小計	5,125	14,293	222	19,640	19,640	100.00%	6,183	18,729	5,077	18,172	300	0	25,212	23,249
	累計														

(2) 施設（令和7年3月末現在）

ア) 砂防設備

区分	砂防指定地		砂防堰防	溪流保全工	床固工
	箇所	面積			
数量	1,352	9,449.90 ha	1,367 基	302,877 m	1,124 基

イ) 地すべり防止施設

区分	地すべり防止区域		ボーリング工	水路工	杭打工	集水井工	谷止工
	箇所	面積					
数量	86	1,264.09 ha	299,840 m	51,314 m	4,410 本	203 基	113 基

ウ) 急傾斜地崩壊防止施設

区分	急傾斜地崩壊危険区域		擁壁工	法枠工	吹付工	落石防止工
	箇所	面積				
数量	1,375	1,769.3 ha	80,283 m	155,299 m ²	157,814 m ²	49,777 m

整備率（令和7年3月末時点）

土木事務所名	砂防			地すべり			急傾斜				全体
	危険箇所	整備箇所	整備率	危険箇所	整備箇所	整備率	危険箇所	要対策箇所	整備箇所	整備率	
豊後高田土木事務所	119	29	24.4%	1	0	0.0%	103	96	44	45.8%	33.8%
国東土木事務所	199	50	25.1%	2	0	0.0%	182	159	65	40.9%	31.9%
別府土木事務所	134	52	38.8%	19	8	42.1%	326	296	80	27.0%	31.2%
大分土木事務所	272	37	13.6%	41	17	41.5%	727	528	98	18.6%	18.1%
白杵土木事務所	251	52	20.7%	12	8	66.7%	383	333	160	48.0%	36.9%
佐伯土木事務所	488	105	21.5%	15	3	20.0%	859	733	251	34.2%	29.0%
豊後大野土木事務所	81	23	28.4%	57	9	15.8%	272	240	95	39.6%	33.6%
竹田土木事務所	45	13	28.9%	1	1	100.0%	238	221	98	44.3%	41.9%
玖珠土木事務所	127	48	37.8%	2	0	0.0%	166	156	49	31.4%	34.0%
日田土木事務所	175	68	38.9%	50	24	48.0%	321	289	82	28.4%	33.9%
中津土木事務所	211	84	39.8%	14	1	7.1%	175	134	42	31.3%	35.4%
宇佐土木事務所	122	31	25.4%	8	3	37.5%	136	115	39	33.9%	29.8%
合計	2,224	592	26.6%	222	74	33.3%	3,888	3,300	1,103	33.4%	30.8%

砂防………土石流危険溪流Ⅰ（人家5戸以上）における概成箇所の割合

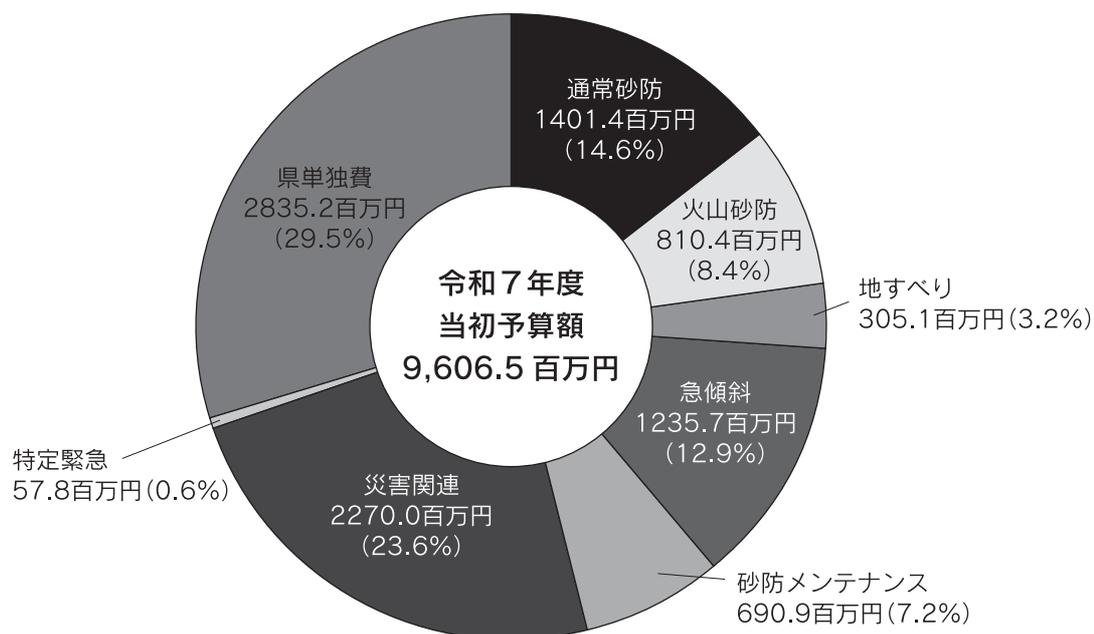
地すべり…危険箇所における概成箇所の割合

急傾斜……要対策箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家5戸以上）のうち人工がけを除くもの）における概成箇所の割合

※概成については予算年度で判定（例：R2年度繰越予算で概成→R2年度概成）

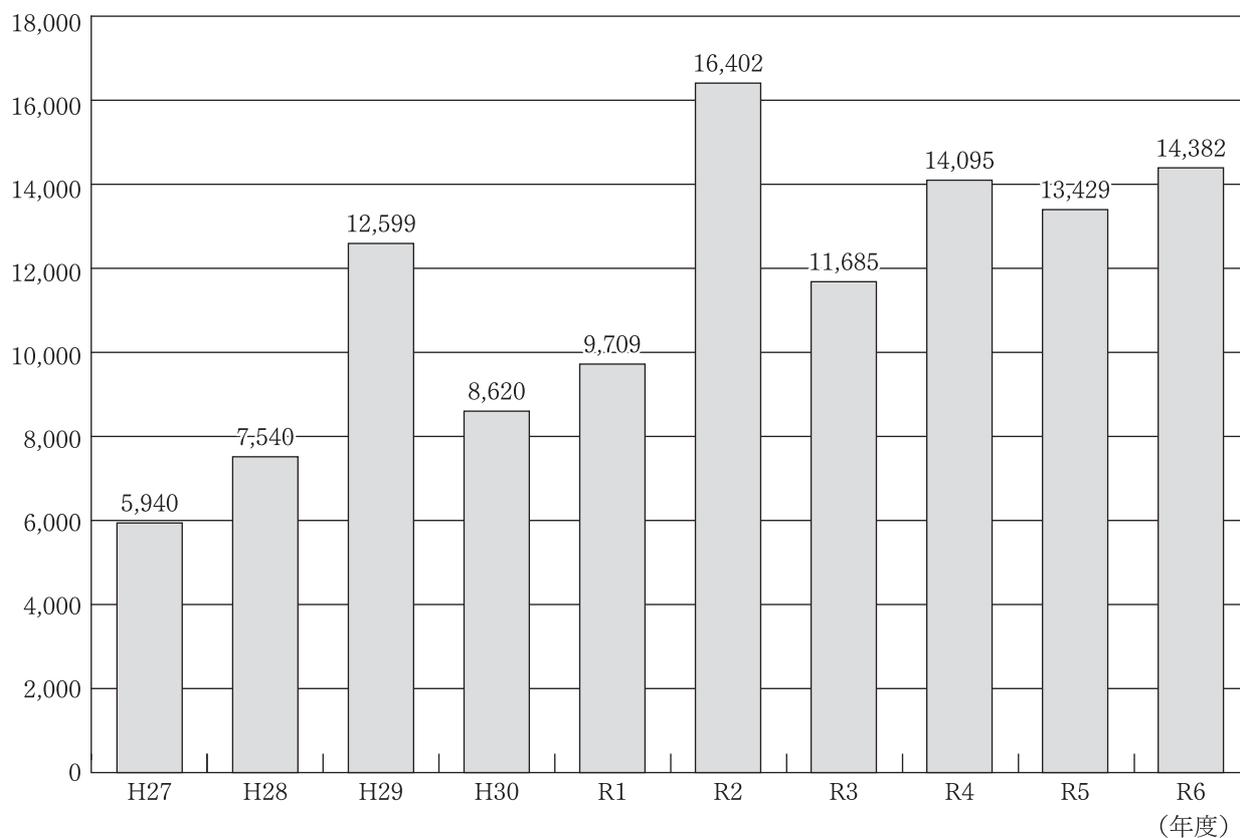
※土砂災害危険箇所は、H26土砂災害危険箇所再点検結果を反映させたもの。

(3) 予算



(百万円)

砂防関係予算の推移 (H27~R6)



注) H27~R6 は砂防最終予算額。

注) 災害関連は緊急砂防・緊急急傾斜・緊急地すべり・砂防災害関連事業及び地域防災がけ事業を含む。

都市・まちづくり推進課

1. 都市計画の現状

(1) 都市計画決定の現況

都市計画の内容は主として以下の計画で構成されている。

- ア) 土地利用・・・市街化区域・市街化調整区域の区域区分、用途区域、風致地区等の地域地区
- イ) 都市施設・・・道路、公園、下水道等の施設
- ウ) 市街地開発事業・・・土地区画整理事業、市街地再開発事業等の事業
- エ) 地区計画等

都市計画決定一覧表

令和7年3月31日現在

都市名	土地利用																	都市施設													市街地開発事業								
	地域地区																																						
	用途地域*																																						
	市街化区域・市街化調整区域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	特別用途地域	防火地域	防風地区	臨港地区	生産緑地地区	道路(自動車専用道路)	道路(幹線道路)	道路(区画街路・特殊街路)	駅前広場	都市高速鉄道	都立公園	緑地	墓地	その他の公共空地	汚物処理場	ごみ焼却場	市団地の住宅施設	火葬場	防犯水	公道	都下	土地区画整理事業	新住宅市街地開発事業	市街地再開発事業			
大分市													3	1	1	2	1	17	1	102	137	12	3	1	225	26	4	1	2	1	1	1	1	1	20	1	1		
別府市													1	1	5	1	1	9	21	4	6				35	3		1	1	1	1	1	1	1	2	1			
中津市														1	1		1	2	23	10	4	1	1		28			1	1		1	1	1	3					
日田市														1				22	1	4				25			1	1		1	1	1	3						
佐伯市													1	1	1		1	26		1				21	2	1	1	1	1	1	1	1	4						
臼杵市															2	1	11	9			1	6	1					1	1	1	1	1							
津久見市														1	1		1	17		2				15				1	1	1	1	1	6						
竹田市													1	1			8		1		4										1	1							
豊後高田市													1			1	8							6			1	2			1	1	1						
杵築市															1	2	1	11	13					9			1	1		1	1								
宇佐市																	2	28		1				11			1			1	1								
豊後大野市																		9		1				6				1											
由布市(旧湯布院町)													1				6		1				6					1											
(旧挾間町)																	9		1									1											
国東市																1	1	3						2				1			1								
日出町															1	2	1	12	6	3				10			1	1		1	1	1	1						
玖珠町													1				3						2								4	1							
計													9	1	7	7	11	1	33	9	319	180	37	4	3	411	32	5	9	12	2	2	11	4	13	10	41	1	2

・その他地域地区
 高度地区(別府市、日田市、中津市)、高度利用地区(大分市、別府市)、流通業務地区(大分市)、伝統的建造物群保存地区(日田市、杵築市)、特定用途制限地域(大分市、中津市)
 ・その他都市施設
 自動車ターミナル(別府市)、港湾(別府市)、水道(別府市)、病院(大分市)、河川(竹田市)、学校(別府市)
 注) は大分県内で定めている都市計画
 ※県内に田園住居地域なし

準都市計画区域指定市町村一覧表

都市名	準都市計画区域名	面積 (ha)
大分市	本神崎準都市計画区域	95
大分市	佐賀関準都市計画区域	494
中津市	三光準都市計画区域	1,459

(2) 地域地区

都市における土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを目的とし、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業・工業、その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、良好な住居の環境を保護し、商業・工業等の利便を増進し、美観風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定める。

主 な 地 域 地 区

令和7年3月31日現在(単位:ha)

地域地区 都市計画 区域名	用 途 地 域 ^{※5}												特別用 途地区	風致地区	
	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種中 高層住居 専用地域	第2種中 高層住居 専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居 地域	近隣 商業地域	商業地域	準工業 地域	工業地域	工業専用 地域			計
大 分	2,440	155	1,294	1,058	1,766	457	131	506	346	858	599	1,677	11,288	※1 63 ※3 760 ※4 35	437
別 府 [*]	216	198	561	89	792	209		107	612	32	2		2,818	※3 32	4,412
中 津	464		476	57	670	10	23	46	98	290	519		2,653		
日 田	41		67	483	232	52	110	52	108	75	24		1,244		
佐 伯				293	38	360		30	99	159	79	109	1,167	※3 159	
臼 杵	269			280	309		28	55	54	49	65		1,109		
津 久 見			50	139	152	18	17	16	36	61	101		590		
竹 田	9	4	162		99	23	24	32	29	49			431	※3 49	
豊後高田	54		86	57	102	49	5	30	28	82	93		586	※3 82	
杵 築			120		93	17	43	3	28	63	33		400		
宇 佐		57	113		357	31		77	81	42	24		782		
三 重 (豊後大野市)	9	8	15	136	85	45	52	6	48	35			440		
挾 間 (由布市)	106		209	6	90	11		18		22			462		
湯 布 院 (由布市)	287	7		200	101		4	6	26				631	※2 278	
国 東	2	63	58		61		25	13	21	21			264		
日 出	53	25	271	7	108			61	26	9	10		570		
玖 珠	21		45	95	76	2	11	21	16	14	38		339	※1 7	
計	3,971	517	3,527	2,900	5,131	1,284	473	1,079	1,656	1,861	1,587	1,786	25,774	1,465	4,849

※別府市の都市計画区域名は、別府国際観光温泉文化都市建設計画

注) ※1 特別業務地区
 ※2 娯楽・レクリエーション地区
 ※3 大規模集客施設制限地区
 ※4 住環境保全地区
 ※5 県内に田園住居地域なし

2. 都市計画事業

(1) 街路

ア) 事業の概要

本県の都市計画による街路の決定は昭和6年の大分市が最初で、以後、別府市、中津市と順次決定したが、戦後は急激に都市計画法適用の市町村が増加し、これに伴って街路の決定数も増加、現在では都市計画適用16市町村全ての市町で街路を決定しており、路線数は509路線、総延長は932.73kmである。

イ) 施策の計画

良好な市街地の形成を図るため、都市構造の骨格を形成するとともに、都市交通の円滑化、住宅、宅地の供給促進、防災避難路の確保、情報通信施設等の収容等の多様な機能を有する都市内道路網として街路事業の整備促進を図る。

令和7年3月31日現在

街路延長	計画延長	改良済延長	改良率
大分	392.01	333.49	85.1%
別府	68.75	43.15	62.8%
中津	91.49	38.31	41.9%
日田	57.30	35.45	61.9%
佐伯	60.98	35.73	58.6%
白杵	24.28	13.77	56.7%
津久見	27.54	23.47	85.2%
竹田	9.12	8.05	88.3%
豊後高田	15.78	7.59	48.1%
杵築	20.42	8.12	39.8%
宇佐	81.99	19.60	23.9%
豊後大野	20.06	9.68	48.3%
国東	6.27	4.91	78.3%
日出	26.91	15.27	56.7%
挾間	16.03	2.67	16.7%
湯布院	7.61	0.04	0.5%
玖珠	6.19	4.50	72.7%
計	932.73	603.80	64.7%

ウ) 事業費の推移

(単位：千円)

都市名	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和11年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
大分市	7,164,490	4,106,951	5,221,780	4,915,476	5,170,042	5,228,587	4,635,318	5,088,827	4,584,376	2,628,790	552,102	921,945	3,144,510	2,536,348	3,565,577	4,768,991	7,451,998
別府市	740,000	695,200	555,727	405,723	439,495	654,660	449,700	768,581	1,231,729	966,772	751,713	1,189,221	1,002,183	1,690,121	980,412	1,162,444	612,334
中津市	0	0	0	0	0	0	0	14,960	183,822	270,168	258,503	320,676	614,366	592,816	354,486	456,200	256,630
日田市	416,500	425,500	396,964	501,486	475,528	564,480	536,700	369,909	261,675	126,337	262,118	375,944	442,210	525,267	728,390	668,054	353,960
佐伯市	0	0	27,974	50,000	45,200	184,774	109,600	145,731	103,215	0	85,785	0	0	6,299	17,902	40,000	61,894
白杵市	177,000	247,600	160,212	140,863	79,015	187,000	292,791	694,651	241,040	102,683	120,105	155,863	179,103	251,870	7,000	0	0
津久見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,270	0
竹田市	351,000	414,349	164,328	51,120	168,643	270,000	134,545	15,600	0	0	9,073	12,727	9,936	41,890	252,000	368,625	359,800
豊後高田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
杵築市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇佐市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国東市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,051	40,505	73,000	278,164	341,850
玖珠町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8,848,990	5,886,600	6,526,985	6,064,668	6,377,923	7,089,501	6,158,654	7,098,261	6,605,857	4,094,750	2,039,399	2,976,376	5,405,359	5,685,116	5,978,767	7,748,749	9,438,466

※令和3年度までは決算額を記載。令和4年度からは予算額を記載している。

3. 都市計画事務

(1) 都市計画審議会

都市計画法により、その権限に属させられた事項を調整審議するとともに、知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。

最近における審議会の開催回数及び審議件数は、次のとおりである。

大分県都市計画審議会審議件数

区分年度	開催回数(回)	付議件数(件)	議決答申件数(件)		
			県決定	市町決定	その他
平成元年	1	6	4	2	0
平成2年	4	18	8	9	1
平成3年	4	20	4	15	1
平成4年	5	23	8	6	1
平成5年	3	19	7	12	1
平成6年	5	35	13	21	1
平成7年	6	31	17	11	3
平成8年	4	64	23	40	1
平成9年	2	12	4	7	1
平成10年	4	20	9	11	0
平成11年	2	5	4	0	1
平成12年	3	5	5	0	0
平成13年	3	5	5	0	0
平成14年	2	6	4	0	2
平成15年	5	37	33	0	4
平成16年	5	35	22	0	13
平成17年	3	12	9	0	3
平成18年	2	4	3	0	1
平成19年	2	3	3	0	0
平成20年	1	1	1	0	0
平成21年	5	12	7	0	5
平成22年	4	31	30	0	1
平成23年	2	11	9	0	2
平成24年	2	6	4	0	2
平成25年	2	7	5	0	2
平成26年	2	6	6	0	1
平成27年	2	4	4	0	0
平成28年	2	3	2	0	1
平成29年	1	1	0	0	1
平成30年	1	3	1	0	2
令和1年	2	2	2	0	0
令和2年	4	27	26	0	1
令和3年	1	2	1	0	1
令和4年	2	3	3	0	0
令和5年	2	4	2	0	2
令和6年	1	1	1	0	0

注) 平成12年度からは市町で都市計画審議会を開催できることとなっている。
令和2年度開催回数のうち、1回は常務委員会での審議(その他)である。

(2) 開発指導行政

都市計画区域内外において、開発行為として、建築物の建築の目的で行う土地の区画形質の変更を行う場合は、開発規模によって、開発許可が必要となる。本県における、開発行為の許可状況は次のとおりである。

ア) 宅地造成等規制法による許可状況（大分市及び別府市の区域）

	件数(件)			面積(ha)		
	20ha未満	20ha以上	計	20ha未満	20ha以上	計
平成6年度	65	0	65	28.7	0.0	28.7
平成7年度	62	0	62	23.1	0.0	23.1
平成8年度	78	0	78	73.3	0.0	73.3
平成9年度	80	3	83	30.9	243.0	273.9
平成10年度	97	1	98	58.6	20.6	79.2
平成11年度	64	1	65	32.4	39.0	71.4
平成12年度	59	1	60	14.0	112.8	126.8
平成13年度	61	0	61	29.7	0.0	29.7
平成14年度	77	1	78	21.9	112.8	134.7
平成15年度	64	2	66	48.7	202.2	250.9
平成16年度	58	0	58	15.1	0.0	15.1
平成17年度	58	1	59	22.5	112.8	135.3
平成18年度	62	2	64	29.0	185.2	214.2
平成19年度	26	0	26	4.9	0.0	4.9
平成20年度	18	0	18	2.6	0.0	2.6
平成21年度	19	0	19	2.0	0.0	2.0
平成22年度	32	0	32	5.1	0.0	5.1
平成23年度	33	0	33	1.9	0.0	1.9
平成24年度	31	0	31	3.1	0.0	3.1
平成25年度	19	0	19	2.0	0.0	2.0
平成26年度	24	0	24	2.2	0.0	2.2
平成27年度	25	0	25	1.9	0.0	1.9
平成28年度	24	0	24	5.2	0.0	5.2
平成29年度	26	0	26	5.7	0.0	5.7
平成30年度	28	0	28	7.6	0.0	7.6
令和1年度	53	0	53	10.2	0.0	10.2
令和2年度	34	0	34	2.8	0.0	2.8
令和3年度	33	0	33	3	0	3
令和4年度	29	0	29	2	0	2
令和5年度	25	0	25	2	0	2
令和6年度	23	0	23	8.7	0	8.7

イ) 都市計画法による開発行為の許可状況

年度	開発行為の許可状況 (法第29条)														建築行為の許可 (法43条1項ただし書)						合計			
	大分市及び別府市の都市計画区域														大分市及び別府市の市街化調整区域									
	市街化調整区域														計									
	法第34条 住書				法第34条 1～12号				法第34条 13号				法第34条 14号				2項 その他市町の 都市計画区域 外10,000㎡ 以上	延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)		件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)
	第2種特定 工作物		延べ 面積 (ha)		延べ 面積 (ha)		延べ 面積 (ha)		延べ 面積 (ha)		市街化非促 進等		市街化非促 進等		特定 用途	件数 (件)								
件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)			延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)	件数 (件)	延べ 面積 (ha)	
12	55	17.9	0	0	1	0.1	0	0	0	0	0	21	0.9	0	0	93	42.5	0	1	9	0	0	103	
13	44	17.2	0	0	4	1.7	0	0	0	0	0	10	0.6	0	0	78	129.0	2	0	1	0	0	94	
14	46	15.1	0	0	1	0.04	0	0	0	0	0	18	2.7	0	0	80	34.6	0	0	0	0	0	96	
15	51	16.5	0	0	4	0.74	0	0	2	100.2	19	1.5	1.5	1.5	17	4	0.0	0	0	0	0	0	96	
16	44	22.6	0	0	5	0.9	0	0	0	0	20	1.7	1.7	1.7	16	6	12.4	14.4	1	0	0	0	99	
17	40	13.8	0	0	1	0.2	0	0	0	0	17	1.2	1.2	1.2	11	4	15.1	13.4	1	0	0	0	80	
18	66	25.4	0	0	4	0.7	0	0	1	6.3	12	1.0	2.9	2.9	23	6	17.8	7.9	2	0	0	0	118	
19	58	19.7	0	0	3	0.3	0	0	0	0	16	2.9	2.9	2.9	27	7	40.3	28.1	1	1.7	105	56.8	108	
20	51	23.1	0	0	2	0.2	0	0	-	-	16	1.8	1.8	1.8	18	9	25.2	23.8	2	5.0	89	73.2	98	
21	40	11.9	0	0	2	0.1	0	0	-	-	16	9.5	9.5	9.5	18	6	22.1	13.8	0	0.0	76	47.1	90	
22	49	12.1	0	0	0	0	0	0	-	-	14	2.9	2.9	2.9	15	-	48.9	-	2	3.0	80	66.9	95	
23	65	21.8	1	4.0	2	0.1	0	0	-	-	22	3.0	3.0	3.0	19	5	16.5	8.0	1	1.7	110	46.9	127	
24	78	27.3	1	1.1	1	0.1	0	0	-	-	14	3.3	3.3	3.3	13	6	18.5	14.7	2	4.0	109	52.8	122	
25	72	19.5	0	0	2	0.2	0	0	-	-	13	5.2	5.2	5.2	20	4	19.7	10.9	1	1.6	108	45.6	128	
26	73	116.0	0	0	2	1.5	0	0	-	-	13	1.1	1.1	1.1	14	5	10.7	6.1	3	6.1	105	135.4	119	
27	57	116.4	0	0	5	3.0	0	0	-	-	7	1.1	1.1	1.1	20	8	24.1	13.8	1	1.8	90	146.4	111	
28	72	36.1	0	0	2	19.0	0	0	1	12.6	6	19.2	13	4	36.7	6.3	2	6.5	96	130.1	0	0	18	114
29	94	226.4	0	0	8	0.9	0	0	0	0	2	101.7	17	8	19.5	15.2	1	1.2	122	349.7	4	0	23	149
30	70	24.4	0	0	0	0	0	0	0	0	15	3.8	3.8	3.8	15	5	47.7	42.2	4	15.0	104	90.9	135	
1	59	17.1	0	0	1	0.02	0	0	0	0	13	2.3	2.3	2.3	21	6	24.3	13.8	2	1.3	96	44.9	114	
2	44	14.0	0	0	4	2.5	0	0	0	0	14	6.9	6.9	6.9	15	4	12.4	7.0	0	0	77	35.7	103	
3	51	13.2	0	0	2	11.6	0	0	0	0	22	5.9	5.9	5.9	12	4	11.8	8.0	1	1.3	88	43.8	110	
4	55	17.1	0	0	1	0.3	0	0	0	0	5	0.5	0.5	0.5	30	8	25.0	13.5	1	3.2	92	46.1	111	
5	60	21.0	0	0	4	8.1	0	0	0	0	4	0.8	0.8	0.8	16	3	11.1	4.3	1	1.7	85	42.7	109	
6	47	14.1	0	0	9	3.5	0	0	0	0	3	0.8	0.8	0.8	11	4	15.8	10.8	2	4.8	72	39.0	24	

4. 土地利用対策業務

国土利用計画法は、国土利用計画及び土地利用基本計画の策定、土地取引の規制、遊休土地に関する措置等を規定し、土地の投機的な取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止と土地の有効利用の促進を通して、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としたものである。

(1) 国土利用計画

(単位：100ha、%)

区分	平成29年		平成30年		令和1年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	面積	構成比												
農用地	556	8.8	554	8.7	551	8.7	548	8.6	545	8.6	542	8.5	540	8.5
農地	556	8.8	554	8.7	551	8.7	548	8.6	545	8.6	542	8.5	540	8.5
採草放牧地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
森林	4,527	71.4	4,528	71.4	4,526	71.4	4,528	71.4	4,528	71.4	4,525	71.4	4,507	71.1
原野	53	0.8	53	0.8	52	0.8	50	0.8	50	0.8	50	0.8	50	0.8
水面・河川・水路	165	2.6	165	2.6	166	2.6	166	2.6	166	2.6	167	2.6	166	2.6
道路	230	3.6	231	3.6	231	3.6	231	3.6	232	3.7	232	3.7	233	3.7
宅地	251	4.0	252	4.0	253	4.0	255	4.0	256	4.0	257	4.1	258	4.1
住宅地	158	2.5	159	2.5	160	2.5	160	2.5	161	2.5	161	2.5	162	2.6
工業用地	31	0.5	31	0.5	30	0.5	31	0.5	31	0.5	31	0.5	31	0.5
その他宅地	62	1.0	63	1.0	64	1.0	63	1.0	64	1.0	65	1.0	66	1.0
その他	559	8.8	558	8.8	561	8.8	563	8.9	564	8.9	568	9.0	586	9.2
合計	6,341	100.0	6,341	100.0	6,341	100.0	6,341	100.0	6,341	100.0	6,341	100.0	6,341	100.0
市街地	118	1.8	118	1.8	118	1.8	121	1.9	121	1.9	121	1.9	121	1.9

(注) H25より採草放牧地は原野のうち数として計上している。

(2) 土地利用基本計画

土地利用基本計画面積の推移

(単位：ha、%)

五地域区分	平成31年4月現在		令和2年4月現在		令和3年4月現在		令和4年4月現在		令和5年4月現在		令和6年4月現在		令和7年4月現在	
	面積	構成比												
都市地域	103,865	16.4	103,865	16.4	102,731	16.2	102,731	16.2	102,731	16.2	102,731	16.2	102,737	16.2
農業地域	412,285	65.0	412,285	65.0	412,288	65.0	412,288	65.0	412,288	65.0	412,261	65.0	412,261	65.0
森林地域	451,629	71.2	451,565	71.2	451,561	71.2	451,439	71.2	451,243	71.2	451,100	71.1	450,990	71.1
自然公園地域	174,849	27.6	174,849	27.6	174,849	27.6	174,849	27.6	174,849	27.6	174,849	27.6	174,849	27.6
自然保全地域	15	0.0	15	0.0	15	0.0	15	0.0	15	0.0	15	0.0	15	0.0
五地域計	1,142,643	180.2	1,142,579	180.2	1,141,444	180.0	1,141,322	180.0	1,141,126	180.0	1,140,956	179.9	1,140,852	179.9
白地地域	7,004	1.2	7,004	1.1	7,260	1.1	7,261	1.1	7,314	1.2	7,314	1.2	7,314	1.2
合計	1,149,647	181.3	1,149,583	181.3	1,148,704	181.1	1,148,583	181.1	1,148,440	181.1	1,148,270	181.1	1,148,166	181.1
県土面積	634,073	100.0	634,073	100.0	634,076	100.0	634,070	100.0	634,070	100.0	634,070	100.0	634,070	100.0

(注) 1 五地域の面積は、計画図より計測したものを使用。(五地域が相互に重複している地域があるため、五地域と白地地域を単純に合計した面積は、県土面積の約1.8倍になっている。)

2 県土面積は、毎年10月1日現在で国土地理院が把握した面積を使用。

(3) 土地取引の規制

届出案件の利用目的

(単位：件)

年	利用目的	住宅地	商業施設	生産施設	レクリエーション施設	ゴルフ場	別荘	林業	農業畜産業水産業	駐車場	病院等その他の利用目的	資産保有等	その他	合計
平成29年		37	20	56	2	0	0	98	2	6	11	30	0	262
平成30年		34	14	39	1	0	0	86	2	2	21	24	0	223
令和1年		26	10	29	0	0	0	139	2	4	26	43	0	279
令和2年		16	13	46	1	0	0	126	3	1	11	32	0	249
令和3年		50	7	28	1	0	0	174	5	4	15	37	0	321
令和4年		61	11	46	0	0	0	163	2	0	15	34	6	338
令和5年		28	12	45	1	0	0	153	2	6	14	21	4	286
令和6年		54	7	27	3	0	0	189	2	0	11	10	0	303

(4) 地価調査

地価調査の地点数及び平均価格

(単位：地点、価格円/m²、%)

用途地域別	年	令和1年			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
		区分	地点数	平均価格	変動率	地点数	平均価格												
住宅地		203	24,900	0.1	203	25,100	0.1	203	25,300	0.0	203	25,800	0.2	203	26,300	0.7	203	27,000	0.8
商業地		80	55,400	△0.2	83	54,400	△1.0	83	54,200	△1.2	83	54,200	△0.8	83	54,700	△0.4	83	55,900	0.1
準工業地																			
工業地		9	17,200	△0.4	9	17,000	△1.1	9	16,900	△0.6	9	16,900	△0.4	9	16,900	△0.1	9	16,900	△0.1
市街化調整区域内宅地																			
宅地見込地		4	7,200	△0.1	4	6,800	△0.9	4	6,800	△0.3	4	6,800	△0.1	4	6,900	0.9	4	7,000	2.0
林地		4	166.3	△3.2	4	164.8	△2.3	4	162.9	△1.6	4	161.3	△0.6	4	159.8	△0.7	4	158.3	△0.3
計		300			303			303			303			303			303		

5. 景観・まちづくり事業

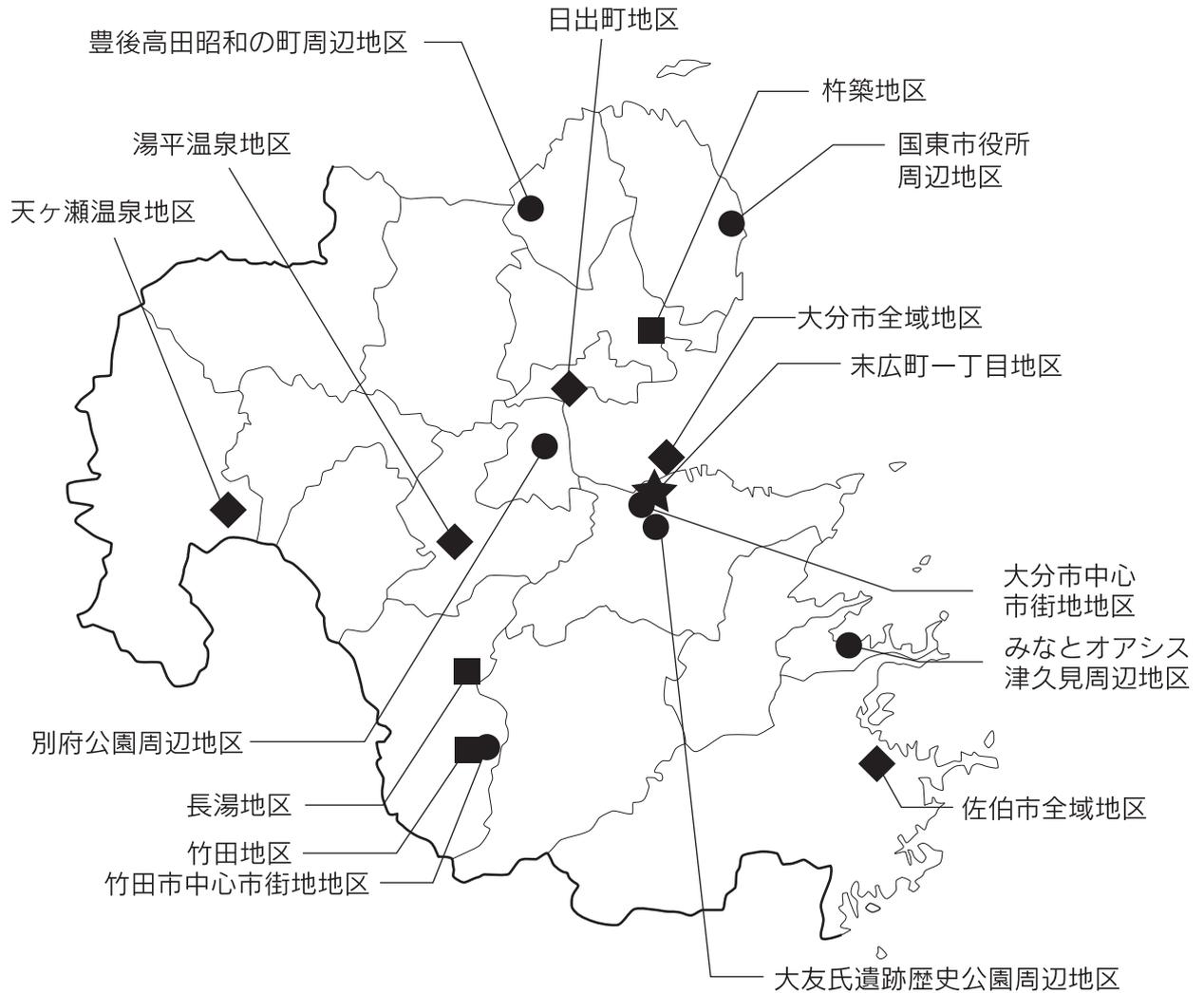
(1) 市町村の景観計画・景観条例の制定状況

令和7年4月1日現在

	景観計画			景観条例		
	済	名称	策定(改正)年月日	済	名称	制定(改正)・施行年月日
大分市	○	大分市景観計画	H19.3.22策定 H21.4.1改正施行(色彩基準追加) H22.10.1改正施行(届出対象行為追加) R2.6改正	○	大分市景観条例	H19.3.22制定/H19.7.1施行 H22.10.1改正施行 R2.10.1改正施行
別府市	○	①別府市景観計画 ②鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画 ③明礬温泉湯けむり重点景観計画	①H20.3.27策定 ②H21.3策定(H21.4.1~適用) ③H24.8策定(H24.9.1~適用)	○	別府市景観条例	H20.3.27制定/H20.7.1施行 H21.4.1改正施行 H23.4.1改正施行
中津市	○	中津市景観計画	H22.3.12策定 H23.3.25改正(H23.4.1~適用) H25.12.10改正(H26.4.1~適用)	○	中津市景観条例	H22.3.16制定/H22.4.1施行(届出H22.9.1~) H25.12.10改正施行(届出H26.4.1~) H30.4.1改正施行 H30.10.5改正施行
日田市	○	日田市景観計画	H23.6.30策定	○	日田市景観条例	H24.4.1施行
佐伯市	○	佐伯市景観計画	R2.3.31策定	○	佐伯市景観条例	R2.3.27制定/R2.4.1施行
白杵市	○	①白杵市景観計画(全体構想編) ②白杵市景観計画(景観形成重点地区編)	①H23.5.16策定 ②H25.7.8策定(H25.8.1~適用)	○	白杵市景観条例	H23.3.18制定/H23.6.1施行 H25.8.1改正施行
竹田市	○	竹田市景観計画	H28.4.1策定	○	竹田市景観条例	H28.3.25制定/H28.7.1施行
豊後高田市	○	田染荘小崎景観計画	H22.1.20策定	○	豊後高田市田染荘小崎景観づくり条例	H21.12.19制定/H22.4.1施行
杵築市	○	杵築市景観計画	H25.3.25策定	○	杵築市景観条例	H25.3.22制定/H25.4.1施行(届出H25.10.1~) H25.6.25改正施行
宇佐市	○	宇佐市景観計画	H25.1.4策定 H27.1.5改正(H27.4.1~適用)	○	宇佐市景観条例	H24.9.26制定/H24.10.1施行(届出H25.4.1~) H27.1.5改正/H27.4.1改正施行
豊後大野市	○	豊後大野市景観計画	R1.8.14策定	○	豊後大野市景観条例	R1.7.10制定 R1.10.1施行(届出R1.11.1~)
由布市	○	①湯の坪街道周辺地区景観計画 ②由布院盆地景観計画	①H20.10.1施行 ②H25.12.1施行	○	由布市景観条例	H20.6.24制定/H20.7.1施行/H25.12.1改正施行
国東市	○	国東市景観計画	H31.3.27策定	○	国東市景観条例	H31.3.27制定 H31.4.1施行(届出R1.10.1~)
姫島村	○	姫島村景観計画	R2.3.31策定	○	姫島村景観条例	R2.3.16制定 R2.4.1施行(届出R2.11.1~)
日出町	○	日出町景観計画	R6.10.29策定	○	日出町景観条例	R6.10.11制定 R7.4.1施行
	15			15		

(2) まちづくり関連事業の実施地区

令和7年4月1日現在



【事業実施地区】

● 都市構造再編集中支援事業 R7 7地区	◆ 都市防災総合推進事業 R7 5地区	■ 街なみ環境整備事業 R7 3地区
★ 市街地再開発事業 R7 1地区		

(3) 屋外広告物

屋外広告物許可手数料調

年 度	取扱件数 (件)	金 額 (円)	年 度	取扱件数 (件)	金 額 (円)
平成12年	1,979	20,462,495	平成25年	1,952	16,403,165
平成13年	2,013	14,200,410	平成26年	2,363	18,978,885
平成14年	2,595	13,730,165	平成27年	2,090	17,796,010
平成15年	2,221	18,949,965	平成28年	2,039	16,939,280
平成16年	2,128	15,788,095	平成29年	2,255	19,935,335
平成17年	2,492	13,140,320	平成30年	1,650	14,966,945
平成18年	2,312	19,471,230	令和1年	1,432	12,269,180
平成19年	2,062	15,870,415	令和2年	1,442	13,533,840
平成20年	2,174	20,451,495	令和3年	1,135	12,448,735
平成21年	1,765	12,632,640	令和4年	958	8,643,850
平成22年	1,799	13,024,965	令和5年	1,202	13,129,050
平成23年	1,854	17,961,525	令和6年	976	11,538,990
平成24年	2,012	15,419,740			

注) 許可に関する事務については、平成20年度から姫島村、平成21年度から日田市、豊後高田市、由布市、平成26年度から津久見市、平成29年度から竹田市に権限移譲している。

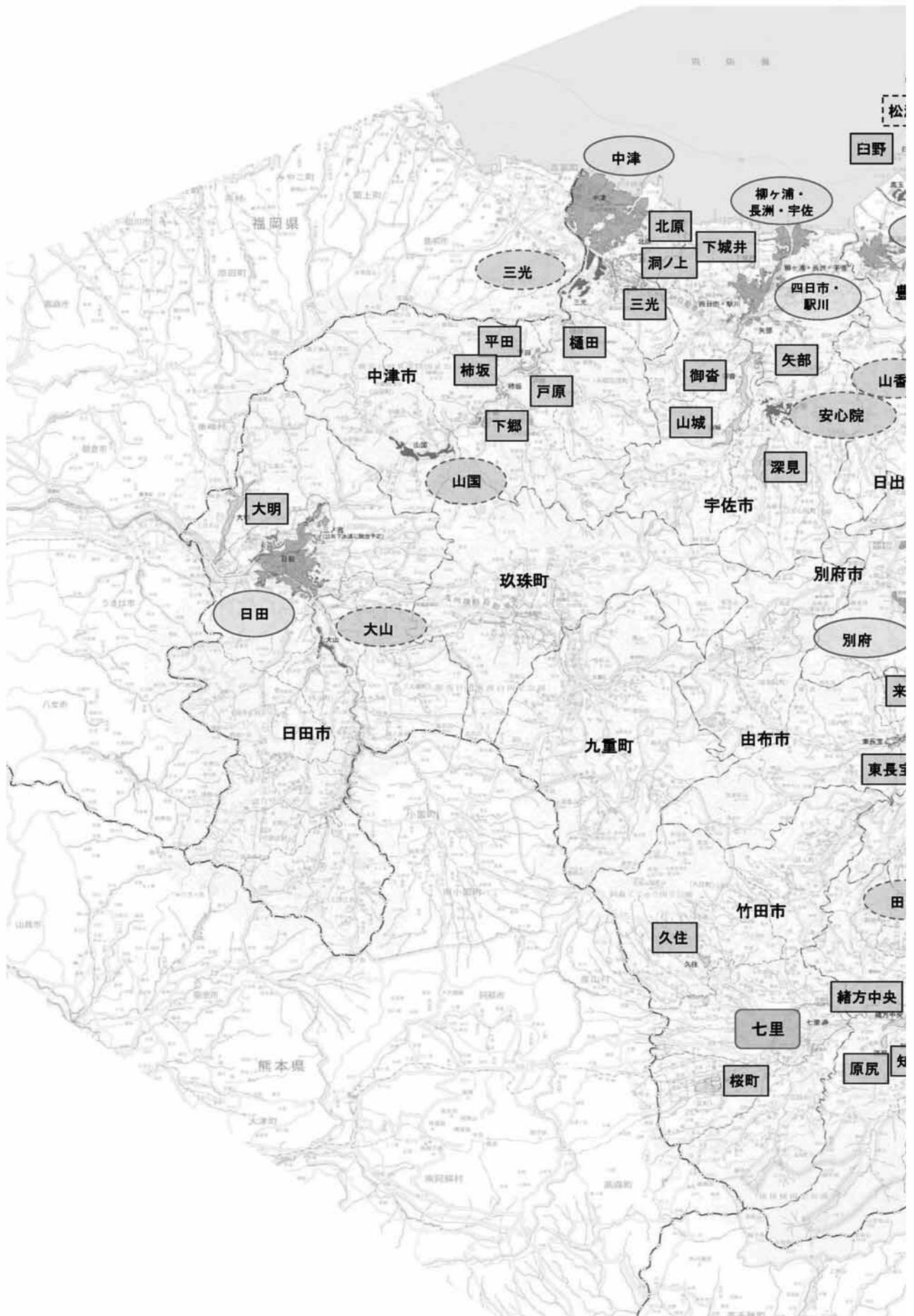
屋外広告物講習会

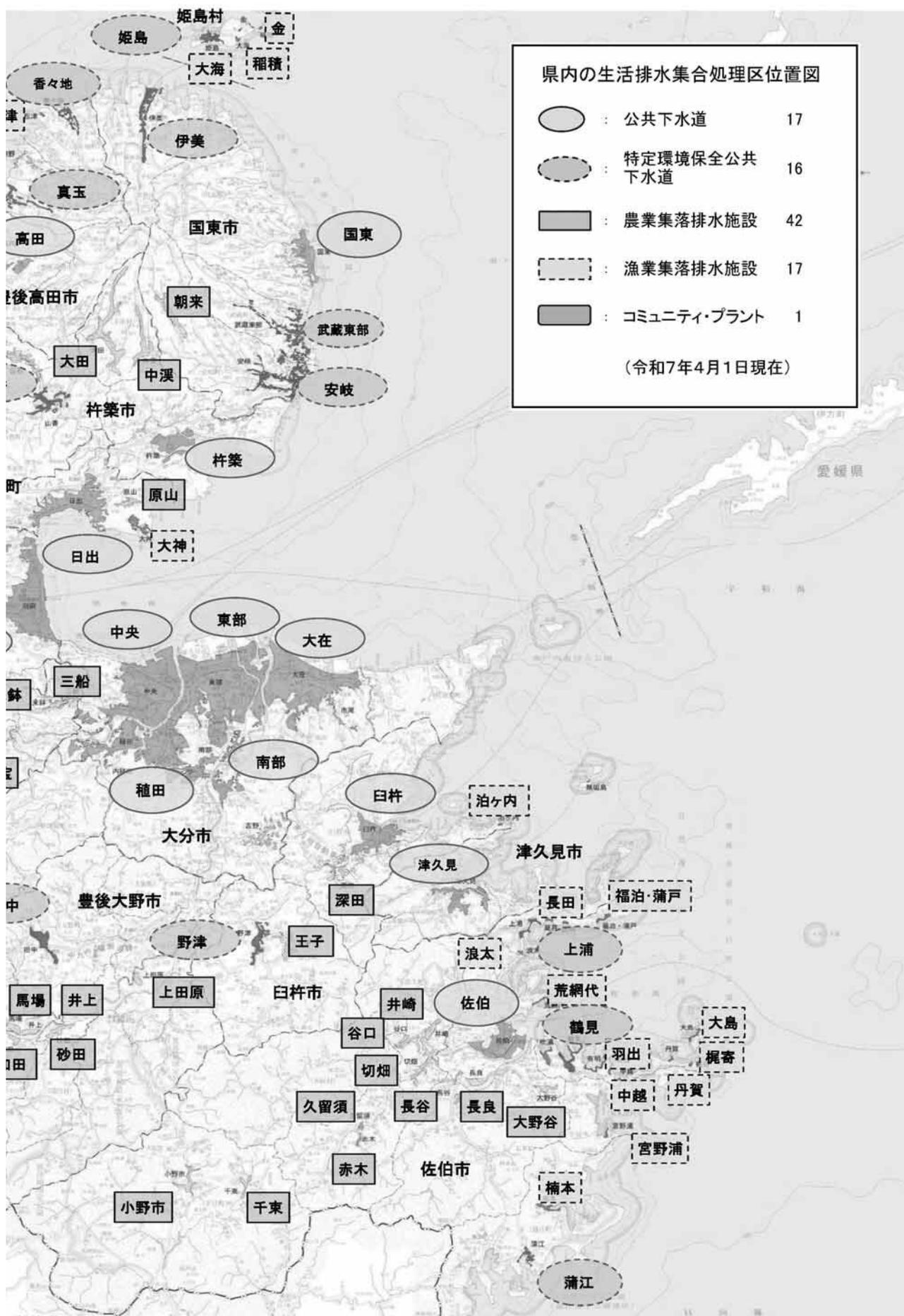
年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 3	R 4	R 5	R 6
受講申込者数(人)	14	17	32	42	47	74	31	24	31	30	11	25	40	26	19	6	10	25	17	34	9
受講者数 (人)	11	17	32	39	47	72	30	23	28	28	11	24	39	25	19	6	10	24	15	34	8

注) 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止。

令和5年度末 市町村別 汚水処理人口普及率
令和6年3月31日現在

市町村名	行政区域 内人口 A	公共 下水道		農業集落 排水施設		漁業集落 排水施設		コミュニティ プラント E	合併処理 浄化槽 F	処理可能 人口合計 (B+C+D+E+F) G	下水道 普及率 (B/A)	汚水処理 人口普及率 (G/A)
		処理可能 人口 B	水洗化 人口 水洗化 人口	処理可能 人口 C	水洗化 人口 水洗化 人口	処理可能 人口 D	水洗化 人口 水洗化 人口					
大分市	473,101	332,020	315,995	1,490	1,381	0	0	0	81,682	415,192	70.2%	87.8%
別府市	112,010	77,711	69,580	0		0	0	0	18,073	95,784	69.4%	85.5%
中津市	81,760	37,967	31,385	4,073	3,248	0	0	0	26,213	68,253	46.4%	83.5%
日田市	60,542	44,802	39,804	1,316	1,051	0	0	0	7,408	53,526	74.0%	88.4%
佐伯市	65,091	23,981	18,737	6,946	5,932	1,631	1,247	0	20,988	53,546	36.8%	82.3%
臼杵市	35,391	17,375	14,829	1,240	911	94	94	0	6,954	25,663	49.1%	72.5%
津久見市	15,234	8,553	7,098	0		0		0	2,501	11,054	56.1%	72.6%
竹田市	19,138	0	0	1,595	1,096	0		528	9,005	11,128	0.0%	58.1%
豊後高田市	21,804	11,648	9,551	677	542	60	49	0	4,994	17,379	53.4%	79.7%
杵築市	26,528	10,228	7,085	936	750	0		0	5,479	16,643	38.6%	62.7%
宇佐市	52,262	18,455	14,503	3,115	2,328	0		0	16,538	38,108	35.3%	72.9%
豊後大野市	32,452	1,141	995	2,665	2,397	0		0	19,293	23,099	3.5%	71.2%
由布市	33,531	787	787	1,325	1,140	0		0	25,982	28,094	2.3%	83.8%
国東市	25,486	14,587	11,734	274	171	0		0	4,680	19,541	57.2%	76.7%
姫島村	1,730	1,469	1,405	0	0	261	254	0	0	1,730	84.9%	100.0%
日出町	27,897	16,230	13,694	864	682	722	651	0	5,019	22,835	58.2%	81.9%
九重町	8,416	0	0	0		0		0	5,695	5,695	0.0%	67.7%
玖珠町	13,888	0	0	0		0		0	8,760	8,760	0.0%	63.1%
県計	1,106,261	616,954	557,182	26,516	21,629	2,768	2,295	528	269,264	916,030	55.8%	82.8%





「大分県生活排水処理施設整備構想2015」平成28年3月策定

建築住宅課、公営住宅室

建築基準法の施行状況

1) 建築物等確認件数並びに工事完了検査済証交付件数（最近5カ年）

年度	区分	確認件数（18条を含む）	工事完了検査済証交付件数
令和2年度		156 [530]	129 [444]
令和3年度		160 [601]	134 [515]
令和4年度		162 [581]	160 [502]
令和5年度		121 [502]	103 [462]
令和6年度		143 [432]	73 [364]

[] は外書で6 特定行政庁

2) 建築許可件数（最近5カ年）

年度	区分	建築許可受理件数	建築許可件数	公聴会開催件数	審査会開催件数
令和2年度		10 [44]	10 [42]	1 [1]	2 [5]
令和3年度		3 [48]	3 [48]	0 [1]	0 [5]
令和4年度		4 [48]	3 [45]	1 [0]	1 [6]
令和5年度		6 [34]	6 [37]	0 [2]	1 [5]
令和6年度		1 [34]	1 [34]	0 [1]	1 [5]

[] は外書で6 特定行政庁

3) 令和6年度建築許可・認定概要（大分県のみ）

抵触内容	申請件数	許可件数	認定件数	建築物の用途等
仮設建築物の建築制限	0	0	-	
敷地と道路の関係の特例	1	1	0	一戸建ての住宅
道路内建築制限	0	0	-	
用途地域内の建築制限	0	0	-	
処理施設等の位置の制限	0	0	-	
第一・二種低層住居専用地域内における建築物の高さ制限	0	0	-	
日影による中高層の建築物の高さ制限	0	0	-	
全体計画認定	0	-	0	

令和6年度確認件数等の各土木事務所及び特定行政庁の取扱件数

	土木事務所										小計	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	宇佐市	小計	民間確認 検査機関	合計		
	別府		大分		臼杵		豊後大野		日田												中津	
	別府	大分	臼杵	大分	豊後大野	日田	中津	日田	中津													
6 条 確 認 件 数	建築物(法第6条第1項第1号)	4	8	0	2	1	0	15	7	8	0	2	4	6	27	215	257					
	建築物(法第6条第1項第2号)	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	29	31					
	建築物(法第6条第1項第3号)	4	1	1	1	1	2	10	16	2	2	3	0	0	23	262	295					
	建築物(法第6条第1項第4号)	17	6	12	8	4	2	49	44	22	23	101	39	32	261	2,914	3,224					
	建築設備	2	0	0	1	0	0	3	4	4	5	1	0	0	10	109	122					
	工作物	30	14	1	2	0	0	47	16	2	3	3	1	0	25	50	122					
	小計	57	29	14	14	6	4	124	88	40	29	109	44	38	348	3,579	4,051					
	建築物(法第6条第1項第1号)	0	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	1	3	32	37					
	建築物(法第6条第1項第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3				
	建築物(法第6条第1項第3号)	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	26	28					
建築物(法第6条第1項第4号)	1	1	0	2	0	0	4	0	0	0	1	1	3	5	76	85						
建築設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
工作物	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	3	2	5	5					
小計	1	3	0	3	0	0	7	3	2	1	2	2	4	12	139	158						
中間検査合格証交付件数(建築物)																						
7 条 検 査 済 証 交 付 件 数	建築物(法第6条第1項第1号)	4	0	2	1	1	0	8	5	5	1	0	3	4	18	232	258					
	建築物(法第6条第1項第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	27	29					
	建築物(法第6条第1項第3号)	3	1	1	3	1	0	9	15	1	1	2	2	0	21	247	277					
	建築物(法第6条第1項第4号)	12	5	6	12	6	3	44	32	22	26	102	31	33	246	2,704	2,994					
	建築設備	2	0	0	1	0	0	3	2	3	1	0	0	1	7	111	121					
	工作物	2	0	1	1	1	0	5	9	1	3	2	0	1	16	53	74					
	小計	23	6	10	18	9	3	69	63	33	33	106	36	39	310	3,374	3,753					
	建築物(法第6条第1項第1号)	0	2	0	0	1	0	3	11	0	0	1	0	0	13	16	16					
	建築物(法第6条第1項第2号)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1					
	建築物(法第6条第1項第3号)	0	1	1	0	0	0	2	2	1	2	0	0	0	5	7	7					
建築物(法第6条第1項第4号)	1	1	2	1	0	0	5	16	4	3	1	0	3	27	32	32						
建築設備	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	2	9	9	9						
工作物	1	0	0	1	0	0	2	16	0	0	0	0	1	17	19	19						
小計	2	4	3	2	1	0	12	49	9	6	1	0	7	72	84	84						
建築物(法第6条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	1	0	0	15	15	15						
建築物(法第6条第1項第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
建築物(法第6条第1項第3号)	0	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	5	6	6						
建築物(法第6条第1項第4号)	0	0	2	1	0	0	3	10	5	3	3	0	2	23	26	26						
建築設備	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	7	7	7						
工作物	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	4	4	4						
小計	0	1	2	1	0	0	4	31	6	4	3	0	10	54	58	58						

4) 法第42条第1項第5号の位置指定道路

年度	区分	指定件数	指定延長 (m)
令和2年度		14 [39]	640.76 [1,948.16]
令和3年度		7 [40]	398.04 [1,092.96]
令和4年度		15 [50]	962.70 [2,528.92]
令和5年度		8 [40]	552.07 [2,188.03]
令和6年度		12 [29]	716.55 [1,408.89]

[] は外書で6特定行政庁

宅地建物取引業法の施行状況

1) 宅地建物取引士及び宅地建物取引業者数等

年度	区分	宅地建物取引士				宅地建物取引業者数 (年度末)
		資格試験		登録		
		受験申込者数	合格者数	年間登録者数	登録者数(年度末)	
令和2年度		1,588	185	181	6,075	897
令和3年度		1,794	230	166	6,233	910
令和4年度		1,714	210	177	6,399	926
令和5年度		1,845	238	175	6,565	935
令和6年度		1,862	230	130	6,691	942

2) 関係団体の正会員数

年度	名称	(公社)大分県宅地建物取引業協会	(公社)全日本不動産協会大分県本部
	設立年月日	昭和42年5月26日	昭和39年3月18日
令和2年度		706	174
令和3年度		707	184
令和4年度		733	191
令和5年度		720	196
令和6年度		819	204

(R7. 3. 31現在)

※(公社)大分県宅地建物取引業協会の正会員数の数え方は、令和6年度から本店のみから支店を含む数へ変更

建築士法の施行状況

1) 試験合格者及び免許登録者数

年度	区分	一級建築士 試験合格者数 (県内)	二級建築士		免許登録者数 (年度末現在)	木造建築士		免許登録者数 (年度末現在)
			試験			試験		
			受験者数	合格者数		受験者数	合格者数	
令和2年度		19	186	50	7,967	2	0	104
令和3年度		31	191	44	8,006	2	0	104
令和4年度		12	190	47	8,051	2	0	104
令和5年度		12	205	31	8,077	1	0	104
令和6年度		18	228	41	8,126	2	1	105

2) 建築士事務所登録者数

年度	区分	一級建築士事務所	二級建築士事務所	木造建築士事務所
令和2年度		617	242	1
令和3年度		602	226	1
令和4年度		581	221	2
令和5年度		554	210	3
令和6年度		534	206	3

3) 関係団体の正会員数

年度	名称	(公社) 大分県建築士会	(一社) 大分県建築士事務所協会
	設立年月日	昭和33年12月1日	昭和40年12月10日
令和2年度		997	156
令和3年度		967	152
令和4年度		939	148
令和5年度		922	150
令和6年度		908	148

(R7. 3. 31現在)

公営住宅等整備事業実績（単位：戸数）

実績等 事業主体	公営住宅等整備実績														R7.4.1 公営住宅 管理戸数	R7.4.1 特公賃 管理戸数	
	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度				
	公営	特公賃	公営	特公賃	公営	特公賃	公営	特公賃	公営	特公賃	公営	特公賃	公営	特公賃			
大分県（県営）	30						20							33		8,501	0
大分市	40				40											4,956	78
別府市							242									2,248	18
中津市									22					18		1,029	61
日田市							8									888	71
佐伯市																1,541	117
臼杵市																547	15
津久見市																241	0
竹田市																386	88
豊後高田市			2													348	15
杵築市																267	49
宇佐市							16									1,396	83
豊後大野市			23				25							15		902	97
由布市																445	36
国東市																622	138
姫島村																46	0
日出町																267	0
九重町	5		3					14								193	14
玖珠町																259	0
市町村計	45	0	28	0	40	0	293	14	22	0	0	0	33	0		16,581	880
合計	75	0	28	0	40	0	313	14	22	0	0	0	66	0		25,082	880

※公営住宅、特公賃以外の戸数は除く

住宅地区改良事業（含、小集落地区改良事業）建設（実績）

施工者	地区数	事業年 （変更）	地区面積 （ha）	住宅数 （戸）	不良住宅数 （戸）	不良率 （％）	改良住宅 戸数（戸）	備考
中津市	榊原	46～50 (46～60)	3.85	269	268	99.6	135	一般
	今井野	49	1.14	57	53	93.0	32	一般
豊後高田市	夏目	46～47	0.66	74	50	67.6	40	一般
日田市	京町	50～53 (50～54)	3.31	102	55	53.9	38	小集落
	北友田	50～51	3.19	50	34	68.0	12	小集落
玖珠町	十五駄	49～50	3.60	17	16	94.1	12	小集落
九重町	書曲	49～51	6.11	37	34	91.9	10	小集落
大分市	旭町	56～60	4.72	231	126	54.6	78	小集落
	荒巻	60～61 (60～元)	3.29	62	33	53.2	14	小集落
杵築市 (旧山香町)	立石	60～61	1.17	20	16	80.0	1	小集落
竹田市	阿蔵	H25～26	1.05	21	12	57.1	6	小規模
計	地区数11		32.09	940	697	74.1	378	

市町村別県営住宅管理戸数

(R 7. 4. 1 現在)

所在市町村	団地数	戸数
大分市	31	5,954
別府市	11	632
中津市	8	287
日田市	7	290
佐伯市	4	222
臼杵市	6	187
津久見市	3	68
竹田市	4	81
豊後高田市	3	120
杵築市	1	20
宇佐市	6	294
豊後大野市	9	205
由布市	1	20
国東市	4	91
姫島村	1	9
日出町	1	24
九重町	1	12
玖珠町	1	18
合計	102	8,534

施設整備課

【営繕業務の状況（発注機関別）】

（令和7年3月31日現在）

1) 工事執行（契約）量の推移

（金額：千円）

年度	施設整備課		別府土木		大分土木		白杵土木		豊後大野土木		日田土木		中津土木		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和4年度	33	6,716,254	48	1,873,429	88	4,404,640	17	990,588	16	758,468	14	268,195	33	1,028,408	249	16,039,982
令和5年度	32	4,196,593	34	1,221,223	91	4,994,780	18	1,455,979	12	180,572	8	88,328	16	481,065	211	12,618,540
令和6年度	25	4,448,831	18	654,274	63	3,012,856	11	488,520	11	347,811	8	153,152	33	1,647,696	169	10,753,140

2) 設計委託執行（契約）量の推移

（金額：千円）

年度	施設整備課		別府土木		大分土木		白杵土木		豊後大野土木		日田土木		中津土木		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和4年度	18	142,204	20	79,858	40	125,693	11	36,150	9	20,977	6	11,157	12	33,218	116	449,257
令和5年度	6	145,607	26	58,401	29	110,367	11	56,029	11	43,828	12	26,117	16	50,610	111	490,959
令和6年度	9	174,762	17	42,924	33	154,152	5	16,109	9	16,460	9	21,445	12	25,364	94	451,216

※当該年度に完成（完了）したものを集計している。地質調査等の調査業務、工事監理委託は除いている。

【補助事業にかかる設計審査及び竣工審査業務】

審査業務量の推移

年 度	件 数	審査対象事業費（千円）
平成 21 年 度	24	1,254,009
平成 22 年 度	21	2,401,891
平成 23 年 度	38	3,334,758
平成 24 年 度	34	1,989,161
平成 25 年 度	19	1,892,595
平成 26 年 度	30	9,191,774
平成 27 年 度	32	11,646,955
平成 28 年 度	51	6,604,678
平成 29 年 度	70	376,916,651
平成 30 年 度	61	14,357,081
令和 元 年 度	52	7,310,098
令和 2 年 度	21	3,101,648
令和 3 年 度	27	3,473,109
令和 4 年 度	24	1,026,773
令和 5 年 度	26	3,233,835
令和 6 年 度	13	4,584,861

県有建築物防災対策推進事業

年 度	対象建築物	事業費（千円）	備 考
平成 21 年 度	調査・設計 5 棟 工事 1 棟	56,049	耐震補強工事・耐震調査委託
平成 22 年 度	調査 5 棟 工事 4 棟	50,897	耐震補強工事・耐震調査委託
平成 23 年 度	調査 1 5 棟 工事 2 棟	37,580	設備耐震調査委託・工事
平成 24 年 度	診断・設計 1 0 棟 工事 8 棟	225,458	診断・補強設計・補強工事 設備耐震工事
平成 25 年 度	設計 3 棟 工事 3 棟	589,275	補強設計・補強工事 設備耐震工事
平成 26 年 度	診断・設計 7 棟 工事 6 棟	2,274,764	診断・補強設計・補強工事 設備耐震工事
平成 27 年 度	診断・設計 5 棟 工事 9 棟	621,816	診断・補強設計・補強工事 設備耐震工事
平成 28 年 度	診断・設計 3 棟 工事 5 棟	368,320	診断・補強設計・補強工事 設備耐震工事
平成 29 年 度	診断・設計 2 棟 工事 4 棟	359,330	診断・補強設計・補強工事 設備耐震工事
平成 30 年 度	診断・設計 3 棟 工事 3 棟	102,946	診断・補強設計・補強工事 設備耐震工事
令和 元 年 度	診断・設計 3 棟 工事 6 棟	387,755	診断・補強設計・補強工事 設備耐震工事
令和 2 年 度	診断・設計 2 棟 工事 2 棟	146,791	診断・補強設計・補強工事 設備耐震工事
令和 3 年 度	診断・設計 3 棟 工事 2 棟	104,116	診断・補強設計・補強工事 設備耐震工事
令和 4 年 度	設計 2 棟 工事 2 棟	539,006	補強設計・補強工事
令和 5 年 度	工事 2 棟	1,490,464	補強工事
令和 6 年 度	工事 2 棟	595,606	補強工事

主な大規模施設

築後10年を経過した大規模施設は、徐々に大がかりな保全措置が必要となっており、施設に対するニーズも多様化する中、下記の施設において施設の長寿命化を目指し、保全計画の作成を行い、計画的に保全を行っていく。

施設名	建設年月	経過年数
県庁舎 本館	1962(S 37).9	63
県庁舎 新館	1993(H5).9	32
県庁舎 別館	1972(S 47).6	53
芸術文化短期大学	1975(S 50).4	50
県立歴史博物館	1980(S 55).10	45
産業科学技術センター	1994(H6).2	31
県立図書館	1994(H6).9	31
別府コンベンションセンター	1995(H7).6	30
大分中央警察署	1997(H9).1	28
看護科学大学	1998(H10).3	27
工科短期大学校（7棟）	1998(H10).3	27
県立総合文化センター	1998(H10).7	27
農業文化公園	2000(H12).3	25
大分スポーツ公園総合競技場	2001(H13).3	24
県立美術館	2014(H26).10	11
武道スポーツセンター	2019(H31).4	6

令和7年度

土木建築行政の概要

令和7年10月発行

編集・発行者：**大分県土木建築部**

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL 097-506-4555(直通)

監 修：建設政策課

印 刷：株式会社 明文堂印刷



国道217号戸穴バイパス
「西幡トンネル」貫通式の様子



- 大分県人権施策基本計画の基本理念
- 自己実現を追求できる社会の実現
 - 差別の解消に取り組む社会の擁立
 - 共生社会の実現